

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

令和 5 年 4 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する 当社の見解.....	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和5年1月11日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年1月11日（水）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。

※令和5年1月18日（水）～22日（日）に開催する説明会についての公告を含む

- ・山陰中央新報
- ・中国新聞
- ・朝日新聞
- ・読売新聞

②地方公共団体の広報紙によるお知らせ

地方公共団体の広報誌によるお知らせを実施した。

- ・広報はまだ 令和5年1月号（Vol.261）（別紙2-1参照）
- ・広報ますだ 令和5年1月号（No.967）（別紙2-2参照）
- ・広報きたひろしま 令和5年1月号（No.215）（別紙2-3参照）
- ・広報安芸太田 令和4年12月号（No.219）（別紙2-4参照）

③インターネットによるお知らせ

当社のウェブサイト情報を掲載した。（別紙2-5参照）

<http://www.greenpower.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 12 か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

①自治体庁舎での縦覧

- ・ 浜田市市民生活部環境課
(島根県浜田市殿町 1 番地)
- ・ 浜田市役所金城支所
(島根県浜田市金城町下来原 171)
- ・ 浜田市役所三隅支所
(島根県浜田市三隅町三隅 1434)
- ・ 浜田市役所弥栄支所
(島根県浜田市弥栄町長安本郷 542-1)
- ・ 浜田市役所旭支所
(島根県浜田市旭町今市 637)
- ・ 益田市役所環境衛生課
(島根県益田市常磐町 1-1)
- ・ 益田市役所美都分庁舎
(島根県益田市美都町都茂 1803-1)
- ・ 益田市役所匹見分庁舎
(島根県益田市匹見町匹見イ 1260)
- ・ 広島県庁環境県民局環境保全課
(広島県広島市中区基町 10-52)
- ・ 北広島町役場町民課環境管理係
(広島県山県郡北広島町有田 1234 番地)
- ・ 北広島町役場芸北支所
(広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地 75)
- ・ 安芸太田町役場住民生活課
(広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1)

②インターネットの利用による公表

- ・ 当社のホームページにおいて、準備書及び要約書を公表した。

(4) 縦覧期間

令和 5 年 1 月 11 日（火）から令和 5 年 2 月 13 日（火）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は135名であった。

（内訳） 浜田市市民生活部環境課	3名
浜田市役所金城支所	0名
浜田市役所三隅支所	0名
浜田市役所弥栄支所	22名
浜田市役所旭支所	0名
益田市役所環境衛生課	101名
益田市役所美都分庁舎	0名
益田市役所匹見分庁舎	0名
広島県庁環境県民局環境保全課	4名
北広島町役場町民課環境管理係	0名
北広島町役場芸北支所	4名
安芸太田町役場住民生活課	1名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の 2 の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙 1 参照)

- ・ 当社のウェブサイト

<http://www.greenpower.co.jp/>

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 18 日（水） 18 時 30 分から 20 時 05 分
- ・ 開催場所：波佐まちづくりセンター（島根県浜田市金城町波佐イ 441-1）
- ・ 来場者数：17 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 19 日（木） 18 時 30 分から 20 時 35 分
- ・ 開催場所：道川地区振興センター（島根県益田市匹見町道川イ 113 番地 1）
- ・ 来場者数：21 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 20 日（金） 18 時 30 分から 21 時 15 分
- ・ 開催場所：八幡高原センター（広島県山県郡北広島町東八幡原 893）
- ・ 来場者数：34 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 21 日（土） 14 時 00 分から 16 時 20 分
- ・ 開催場所：弥栄会館トレーニングセンター（島根県浜田市弥栄町長安本郷 544 番地 1）
- ・ 来場者数：33 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 21 日（土） 19 時 00 分から 20 時 40 分
- ・ 開催場所：杵束まちづくりセンター（島根県浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 4）
- ・ 来場者数：26 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 22 日（日） 14 時 00 分から 16 時 10 分
- ・ 開催場所：二川地区振興センター（島根県益田市美都町宇津川口 377 番地 3）
- ・ 来場者数：9 名

- ・ 開催日時：令和 5 年 1 月 22 日（日） 19 時 07 分から 20 時 15 分
- ・ 開催場所：いこいの村ひろしま多目的ホール（広島県山県郡安芸太田町大字松原 1 番地 1）
- ・ 来場者数：2 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 1 月 11 日（水）から令和 5 年 2 月 27 日（月）までの間
（縦覧期間及びその後、14 日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 150 通であり、環境保全の見地からの意見は 219 件であった。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要 とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 219 件であった。提出意見に対する当社の見解は表のとおりである。

表 2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	全国で風力発電建設反対運動が起きている背景に共通していることに、自然破壊、騒音、低周波、健康問題があります。ドイツでは成功しているようですが、そもそも台風の多い日本の風土にはそぐわないと思います。弥栄では住居地近くに建設を予定されている箇所もあり、年齢を経るにつれてどのような状況になるのかを再度検証する必要があります。建設時に億単位のお金を投入して耐用年数が 20 年しかなく、20 年後に撤去費用はどのようになるのでしょうか。くれぐれも瓦礫、負の遺産にならないようにして下さい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。 撤去費用に関しては、事業者にて積み立てを行います。耐用年数後も、建替えもしくは部品交換を行い事業を継続する方針ですが、万一、撤去する場合は、事業者の責任において撤去いたします。

表 2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	私の母の実家は弥栄です。近くの山にも以前風力発電が立ち、景観が崩れています。山林の破壊にもつながるので中止した方が良いと思います。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3	環境汚染や、現在在住中の健康被害もよく耳にします。台風等がきた時なども風力の施設による土砂災害の要因にならないか等、不安が大きいです。緑豊かなこの地域に当施設は必要ないと思います	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	・今建っている風車による影響を調べて教えてほしいかった。 ・考えられる環境の変化があるのなら、学校教育の時に風車によるメリットだけでなく、デメリットについても子供達に伝えてほしい。 ・風車が動かなくなった時は、どうなるんですか？誰が管理するんですか？	・本事業において実施した現地調査は、ウィンドファーム浜田が存在する状況で行っております。そのため、準備書の環境影響評価の結果に示した調査の結果には、ウィンドファーム浜田の影響を含んだ結果となっています。 ・出張授業などにおいて、メリットだけではなく、デメリットについても伝えるようにいたします。 ・本事業で設置予定の風力発電機が故障した場合には、弊社にて修理を行います。

表 2-1(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	弥栄にたてた風車で弥栄の電力にどれだけ活用できるのか。 非常時に利用できるのか。 体に害はないのか。森林の成長に景響はないのか。	現在の制度においては、発電した電気は電力会社様に買い取っていただき、電力会社様を通じて需要家（地域の皆様を含む電気をお使いになる方）にお届けされます。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	野坂のトンネルから見える風車がとても気になりやうねの自然を疎外されていると思います。これ以上の風車をふやさないでほしい。 森林についても水の流れ、切ったあとの補充なども心配。地震をひきおこしたりしないか？孫達の時代まで大丈夫なのか。	研究機関（NEDO）の報告書によると、風力発電機の最大垂直視野角が8度の大きくなると圧迫感を覚えるようになるとされております。十国トンネルからの垂直視野角は最大で1.1度と予測され、圧迫感や威圧感は少ないものと評価しました。 適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策を実施し、できる限り影響を低減できるよう、計画を検討してまいります。

表 2-1(7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	浜田と益田の両市にまたがる山間部にて、新たに計画されている風力発電所建設について。この度の建設は全国で例のない程の近さで計画されており、保護林への影響も計り知れないと思われる。こういった自然への配慮を欠いた計画を許してしまうと、この件が前例となり、全国でも似た様な建設が増え、貴重な自然が無秩序に破壊されるきっかけになりかねない。今回の準備書には、保護林に関する記載もなく、影響評価も不十分とのことで、より慎重に計画を立てる必要があると思われる為、この度の風力発電所建設については、断固反対である。	十文字山ブナ植物群落保護林（以下、保護林と記載します）は、本事業で改変しません。本事業の改変区域は、準備書に記載の通り、二次林（植生自然度7に該当）となります。1960年代の空中写真等を参照すると、保護林の境界部分（境界となっている尾根部含め）まで伐採された様子が確認できます。 また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないようにしております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。 動植物や生態系の予測評価は、各植物群落の改変面積やその割合をもとに行っており、かつ、改変区域内の植生自然度に誤りはないことから、動植物や生態系の予測評価は適切に実施されていると考えております。

表 2-1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	浜田市に在住、約 30 年、3 人の子育てをしてきました。ひどい食物アレルギーを持つ子を育て、この弥栄町の豊かな農産物をいただき、健やかに 3 人とも成長しました。県外に進学してもこのふるさと浜田市及び県内に就職し、ふるさとを大切に思う大人に成長してくれたと思っています。しかし、この 25 年間に弥栄町の景観と自然は大きく変わったように考えています。準備書について以下、4 点とそれに対する意見を書かせていただきます。 1. 準備書には、林野庁が指定された保ゴ林に、ごく近接する位置に風力発電機の建設の計画をしているにもかかわらず、保ゴ林の存在について一切記載がない。 当然、保ゴ林に対する風力発電の影響について言及が無い。専門家からも全国に類を見ない計画であることの指摘があり、改めて保ゴ林に対する影響を調査し準備書を作成する必要があると考える。	保護林について、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないよう配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。
9	2. 大鹿山の北側斜面の植生自然度 (P1610) を「7」と記載されているのは、環境省や林野庁の植生自然度「8」の認定と異なる記載となり気象庁も誤りを認めている。図書資料の信憑性に欠けており、信頼できると考えられない。	本事業の改変区域は、準備書に記載の通り、二次林（植生自然度 7 に該当）となります。1960 年代の空中写真等を参照すると、保護林の境界部分（境界となっている尾根部含め）まで伐採された様子が確認できます。 動植物や生態系の予測評価は、各植物群落の改変面積やその割合をもとに行っており、かつ、改変区域内の植生自然度に誤りはないことから、動植物や生態系の予測評価は適切に実施されていると考えております。
10	3. 景観について、市民としても、この地区の教育に携わるものとしても著しく豊かな自然の景観が損われることとなり、浜田市民として地域産業、地域振興、観光業に対して大きな損失であると考えます。 未来を築く、ふるさと弥栄、浜田の子どもたちのふるさと原風景を失うことが、健やかな心の成長に及ぼす影響は図り知れない。今でさえ弥敷山に、りん立する風車は 25 年前には無く、人々の心を癒し、その自然の豊かさを求めやさかマラニックなど県外から多くの人々を引きつける景観が損われるのは、大きな損失であると考えます。	地形及び樹木の遮蔽を考慮した配置とする事で風力発電機の見えの大きさ及び水平の広がり等の低減に努め、圧迫感や威圧感を与えないように配慮いたしました。また、塗装色を環境融和色とすることで周囲の景色から際立った印象とならないよう、眺望景観に配慮した事業計画といたしました。
11	4. 地域の説明会で行われた説明（風力発電の自然に対する適正なアセスメントに基づいたもの。現準備書では足りません。）＋さらに、客観的、専門家の（利点欠点含む）意見をもとにした、資料を作成し、未来を担う、弥栄町の中高生に意見を求める必要があると考える。 ・まちづくりは産業振興と環境保ゴの両立ができると考えます。同じ浜田市でも海側の平地に住む人々と山側（里山機能を支えている人々）に住む人々に考えは異なっており当然です。目先数十年の経済利益と引き替えに環境破壊（影響）が今後何百年も続くことはあってはならないと考えます。 ・生き物の多様性、環境保ゴを教育現場で伝え、ふるさとのつながりを大切にしながら生きていくことを学ばせているものとして、そして市民の一人として資料の信憑性が充分と	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声をいただいております。 また、準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を

(表は前ページの続き)

	はいえないものに、判断をすることはできません。 ・丁寧な住民説明を切に希望します。	開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から 12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。
--	--	--

表 2-1(9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12	今は電気が使えない生活はできないし、どこかで作らないといけなと分かっています。 ただ、追加で工事と今回なり、1 度目と同じ様に、反対だの賛成だのもめるのは大変です。 今後、もし追加で 14 基建ったとして、また追加で工事が必要となり、同じ事を何度も繰り返す事はあるのでしょうか？ 何 km の間に何基までとか、制限はないのでしょうか？教えて頂ければ幸いです。	再生可能エネルギーの必要性についてご理解いただきありがとうございます。ご質問いただいたような制限の存在は把握しておりませんが、風力発電機同士の距離を適切に取らなければ、効率的な発電はできません。そのため、発電機同士の適切な距離を確保するよう計画していきます。

表 2-1(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
13	弥畝山付近の観察会に参加する。その付近に保護林があることも知っていた。今回の計画はその保護林に近く、そのアセスもしていない。その状況で影響がないとどう判断するのか。事業者の質が問われる。	保護林は、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。保護林は本事業で改変しないため、保護林内の詳細な調査（例えば胸高直径 60cm 以上の樹木の分布等）は行っておりませんでした。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。

表 2-1(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	十文字山ブナ植物群落保護林を配慮した計画ではない。	保護林は本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。

表 2-1(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
15	十文字山保護林は、私達国民の、又浜田市民の財産です。 保護林に留意していることが準備書には書かれておらず、事業者が配慮しているようには思えません。	保護林は本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。

表 2-1 (13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
16	①稼働中の風車発電事業の検証を求める (H31 年) 方法書の説明があり意見を述べており これに対し業者見解が述べられている その中に検討するとか 努めて参ります 適切に取り組んで参ります等が有ります それ等の事について どの様に対処実施し住民理解が得られた等々の検証が大事と思うが見解は	ウィンドファーム浜田については、本事業に係る現地調査時には稼働していたことから、今回得られた現地調査結果は既設風力発電機の影響を含んだものとなっております。また、稼働中の風力発電事業との累積的な影響については、風力発電機稼働時の騒音、超低周波音、風車の影、猛禽類の生息、渡り鳥への影響について検討し、準備書に記載しております。
17	②手続き順として環境評価方法書、準備書となると解する 資料の中にある経済産業大臣名の勧告は方法書に対するものと解する 前段の順が正しいとすれば 今回の準備書の前に方法書の説時がされるべきではないか また今回の準備書は何時の方法書を基に作られたものか問う	ご認識のとおり、環境影響評価の手続きとしましては、準備書の前に方法書がございます。本事業の方法書については、平成 30 年 12 月に届出を実施しており、その後、平成 31 年 1 月 16 日から 20 日にかけて住民説明会を実施いたしました。
18	③資料中 知事意見、事業見解が記されている 特に知事意見の中 中央市の意見も述べ知事意見としてある そうした中央市の意見を尊重し誠実に履行することの約束をして欲しい	関係自治体等から発出されるご意見を踏まえて、周辺環境に配慮した計画になるよう、検討してまいります。
19	④最終評価は省庁にあると思うが 我々関係住民にもあると思う それは理解と合意と思うが見解は	地元の方々をはじめ、より多くの皆様にご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
20	⑤資料個々について 3P 地域の未来を一緒にとあるが 我々地域住民はエネルギーのみでは考えられない 弥栄は再生可能エネルギーに対しては十分協力貢献していると自負している それ等により人口の流出を伴い地域の活力は低下 今やその限界に達している (周布川、三隅川の水力発電 既存の風力発電等) その様な中で一生懸命生き抜こうとして頑張っているのが現状だ 未来を共に考えるならば 我々と目線を同じにし 実態を良く知り 具体的説明を求める	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。弊社としましては、再生可能エネルギーの発電所を作るだけでなく、地元雇用や、地域振興策を実施することなどにより、地域活性化の一助になればと考えております。
21	13P 周辺他事業 会社名が記してあるも同一会社か否か 同一会社で事業名が異なるのか 解り易い方法で記載又は説明	準備書本編 P56、57 にも同様の周辺他事業の情報掲載しておりますが、すべて事業主体者は異なります。評価書作成に当たり、適切な記載となるよう検討してまいります。
22	18P 高さ 182m とある 既存機より高くなると解する 影観は悪化すると思うが見解は	地形及び樹木の遮蔽を考慮した配置とする事で風力発電機の見えの大きさ及び水平の広がり等の低減に努め、圧迫感や威圧感を与えないように配慮いたしました。また、塗装色を環境融和色とすることで周囲の景色から際立った印象とならないよう、眺望景観に配慮した事業計画といたしました。
23	19P 基数を減らし区域を大中削減したとしてある反面 単機出口増としている これ等に対しての評価方法は	全体的な環境影響を低減するために、方法書の計画における東側の区域に風力発電機を設置しない計画とし、事業区域及び風力発電機の基数を削減する計画といたしました。一方で発電所の出力を維持するために、一基あたりの単機出力が大きい風力発電機を設置する計画にしております。予測評価に当たっては、現在採用予定の風力発電機サイズ・位置をもとに、影響が及ぶと想定される騒音・水質・動植物・景観などの各環境要素について影響の予測を行い、周辺環境への影響が適切に回避低減されているかを評価いたしました。

24	24P 小さな河川名でどの川の上流か解りづらい 例 高津川 周市川、三隅川、の上流であるとの 標示	上流側の河川名や対象の流域が分かりづらい表 記になっており申し訳ございませんでした。今後 の説明においては、分かりやすい表記となるよう 努めてまいります。
25	25P-26P 対策例としてあるも 現実には防ぐ ことは出来ない 下流に住んでいた経験から 現 状を変えれば必ず起る後追い対策ではないか	説明会資料では、弊社の濁水対策事例を掲載い たしましたが、実際の施工に当たっては、関係行 政機関との協議を踏まえて、法令に準拠した設計 及び工事計画とし、工事濁水の下流域への影響の 回避低減に努めてまいります。
26	28P 動物の移動について 未だ克つて聞いた事 も無った鹿の被害が近年発生して困っている 振 動等による動物が移動 それに起因しているの ではないか？ とも思われる原因不明 これ等の調 査を望む 稀少価値ある動物の調査はされている も 一般の動物についてはされているのか調査を 望む	ニホンジカに関しては、近年分布及び個体数が 増加しており、それに伴う農作物等への影響が各 地で報告されています。増加した要因は種々あげ られていますが、1 つではなく複数の要因が絡み 合った結果、このような事態が生じていると考え られています。本事業の現地調査実施時において、 既設風力発電所が稼働していましたが、ニホンジ カの生息は確認されています。風力発電の稼働と ニホンジカはじめ野生生物の生態の関係について は不明な点も多いため、地元住民の方々からも引 き続き情報収集に努めてまいりたいと考えており ます。なお、重要な種以外にも調査をおこなって おり、確認された全種のリスト等も準備書に記載 しております。
27	114P フォートモンタージュ十国トンネル附近 からのもの 2 枚ある ここは弥栄の出入口玄関だ 弥栄イメージを表わす場所だ これを見ると中央 に既存の風車両方に本事業による風車 非常に広 範囲に及ぶものと解します 従って著しく影観は 損われると思うが見解は？ 見直しもして欲しい 尚送電場所について 1 集落 1 箇所 その集落の 意見を取り上げた場所であった・・・ 見解は	1 枚目のフォトモンタージュについては、本事 業の風力発電機のみを描画の対象としており、2 枚 目のフォトモンタージュについては、本事業と（仮 称）益田四見風力発電事業の風力発電機の累積的 影響の予測結果をお示ししております。 地形及び樹木等による遮蔽を考慮した配置とす ることで、風力発電機の見える大きさ及び水平の 広がり低減に努め、圧迫感や威圧感を与えない ように配慮いたしました。また、風力発電機の塗 装色を環境融和色にすることで、周囲の景観から 際立った印象とならないよう眺望景観に配慮した 事業計画としました。
28	その他について 説明会のあり方 知事意見書に対し会社は丁寧 克つ十分説明を行うとの事だが その様に感じな かった 理由時間制限、回数制限、説明会は法に 定められているから開いた事にすぎないのではと の感 その様に強く感じた 失なわれた自然は元には戻らない 甦がせらい と思うが見解は	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地 拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員 が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの 機会を増やすよう努力しております。地域の草刈 り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実 施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社 及び弊社が計画する風力発電事業についても知っ ていただくよう努めているところです。 また、準備書手続における説明会は、準備書の 記載事項を周知することが目的とされていますの で、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を 開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域 の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある 方には参加頂けるような形で開催しております。 さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から 12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前 の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理 解を得るべく努力してまいりました。また、方法 書時の計画における対象事業実施区域の東側（以 下「東側エリア」とする）に風力発電機を設置しな い計画とし、また、既存林道を最大限活用するこ とで、必要最低限の改変となるよう努力いたしま した。 国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラ ルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向け て、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必 要な発電所であると考えております。周辺環境に 配慮した計画になるよう、引き続き検討してまい ります。

表 2-1(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	1. 十文字山ブナ・ミズナラ群落保護林の存在が図書に記載されていない。 住民説明会で聞くと認識していた。認識していたのに記載しないということは、悪質である。 2. 当然、保護林の記載がないため、調査も行っていない。 3. p1600・p1604 では保護林区域がクリーミズナラになっている。環境省が出している p1592 ではブナ・ミズナラ、林野庁もブナ・ミズナラであるのに、何故、クリーミズナラになったのか？ 4. p1610 の現存植生図においても、保護林一帯の植生自然度 8 であるべきなのに植生自然度 7 にしている理由は？ 5. この 3、4 に対し、1 月 27 日、日本気象協会に質問したところ、写真の貼りまちがいだと答えた。写真の貼りまちがえだと「植生自然度 7」の写真はどこにあったものを使用したのか？意図的に番号 7 を記載したのではないのか？ 以上から、誤った図書が縦覧されていること、保護林の調査をしていないことから、再度調査を行い、準備書の作りなおしが必要。 6. 7～10 号機は保護林に近く、この号機は建設計画を中止すべき。 7. 島根県レッドデータブック上のブチサンショウウオが生息している。 生息環境悪化は回避できない。(濁り、水量減少)	保護林は、本事業で改変しません。本事業の改変区域は、準備書に記載の通り、二次林（植生自然度 7 に該当）となります。1960 年代の空中写真等を参照すると、保護林の境界部分（境界となっている尾根部含め）まで伐採された様子が確認できます。 また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。 動植物や生態系の予測評価は、各植物群落の改変面積やその割合をもとに行っており、かつ、改変区域内の植生自然度に誤りはないことから、動植物や生態系の予測評価は適切に実施されていると考えております。 なお、現地調査に関しては、事業実施による影響を的確に把握するため、改変区域周辺を中心に調査を行っております。保護林は本事業で改変しないため、保護林内の詳細な調査（例えば胸高直径 60cm 以上の樹木の分布等）は行っておりませんでした。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。 また、チュウゴクブチサンショウウオに関しては、できる限り影響を低減すべく、現地調査結果で確認された生息地の直接改変を回避する計画としております。また、生息地への土砂流出を極力防止できるよう、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策を実施する予定です。

表 2-1(15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
30	準備書（要約書）には改変される群落はすべて自然度 7 以下と表記されているが日本自然保護協会の指摘では自然度 7 を誤りとされた。 どちらが真実でしょうか。 自然度 7 以下という表現が誤りであれば、準備書の虚偽の報告により説明会が進行されたことになり、この度の住民説明会は無効となりますよね。	保護林は、本事業で改変しません。本事業の改変区域は、準備書に記載の通り、二次林（植生自然度 7 に該当）となります。1960 年代の空中写真等を参照すると、保護林の境界部分（境界となっている尾根部含め）まで伐採された様子が確認できます。動植物や生態系の予測評価は、各植物群落の改変面積やその割合をもとに行っており、かつ、改変区域内の植生自然度に誤りはないことから、動植物や生態系の予測評価は適切に実施されていると考えております。
31	住民説明会において、既に稼働している発電施設における環境影響調査の実施を求めたが㈱グリーンパワーインベストメントは行わないと答弁された。 その後、女性が具体的にバードストライクの事態について問われると、イカル、キジバト、ヒクイタタキ、アブラコウモリ、ヒナコウモリの被害を報告された。 質問者によって回答が変わることは住民を平等にあつかわないこの法人の社会性と回答の信頼性を疑います。 住民説明会資料（P.92）動物、植物調査結果によると国、県のレッドリスト 37 種の鳥類を確認	質問者によって回答を変えることはしておりません。ウィンドファーム浜田は弊社の所有施設ではないため、弊社が事後調査を行うことはできません。一方で、本事業の環境影響評価として調査した事項については回答いたしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。 現地調査結果や専門家等からの助言、既往知見などを踏まえ、バードストライク、バットストライクによる影響や、鳥類の生息環境への影響をできる限り低減すべく、東側エリアに風力発電機を設置しない計画に変更しております。稼働後においても、バードストライク、バットストライクに関する事後調査を適切に実施し、衝突の実態を把

(表は前ページの続き)

	したとある。 6種がバードストライクによる被害が発生していることを認めたことにより、事故の回避はできないことが明らかとなった。 主な環境保全措置としてクマタカのみへの配慮策しか記載されず、この建設計画はレッドリスト37種の鳥類の保護すべき対象を無視したものである。 事故の発生が確認されており、レッドリスト37種の鳥類に対する具体的な環境保全措置方法を指して欲しい。 回避できないのであれば、建設計画は撤回すべき	握してまいります。
32	住民説明会資料(P29)方法書からの検討経緯、植物への影響として、植生自然度9のスギーブナ群落、ブナーミズナラ群落の直接改変を回避とある。 このスギーブナ群落は森林遺伝資源保存林、またブナーミズナラ群落は植物群落保護林と平成21年3月に近畿中国森林管理局が十文字山ブナ植物群落保護林調査報告書で公表されている。 なぜ説明資料や準備書(要約書)には保存林・保護林の表記を使わなかったのか。 日本自然保護協会は保存林は約45ha、保護林は約42ha、建設予定地で最も近い場所は20mと指摘されている。 住民説明会資料では建設予定地とブナーミズナラ群落、スギーブナ群落の位置は確認できるが保存林、保護林の範囲が不明で資料としては不十分なので、保存林、保護林も記入した地図を再提出して欲しい。 調査を行った日本気象協会は守る対象をブナーミズナラ群落、スギーブナ群落と特定している表現と見えるが、林野庁が定めた保存林、保護林は広範に定め、環境の安定化を求める考え方と違いがあるようだ。 真に保護を考えると群落の周辺を含めた森林の安定化だと思うが、どちらが正しいのか。 直接改変を回避とあるが、これは当然のことで、日本自然保護協会が指摘した20mの距離で改変による被害回避が担保できるのか。 できるとされるのなら、その根拠を指して欲しい。	保護林は、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないよう配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。 なお、現地調査に関しては、事業実施による影響を的確に把握するため、改変区域周辺を中心に調査を行っております。保護林は本事業で改変しないため、保護林内の詳細な調査(例えば胸高直径60cm以上の樹木の分布等)は行っておりません。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。

表 2-1 (16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
33	既存の風車（29 基）より 182m（ローターまで 114m）と高さがあり基礎コンは 20m 四方（8 角形）H=4m と極めて浅いが構造計算上満足するのか。又この区域は弥栄活断層があるのを考慮されているのか疑問である。一般的に電柱でも全長の 6 分の 1 は根ノ入れである。急傾斜地で各サイトを平地にするのに莫大な土量が発生し、その処理方法は又、流末処理はどうするのか 熱海市土石流（盛土）事件の様な事が発生しないか、事故が発生してから「あれは相定外であった」ということでは済まされないです。	風力発電機の基礎構造例は、弊社の他事業における実績を参考に提示させていただきました。基礎を含む風力発電機の構造設計に関しては、国の定めた基準に基づく第三者機関による認証や国の審査を受けて、合格した後に建設工事に着手します。一般に、活断層のずれによって建設物が引き裂かれたり、傾いたりする被害は、活断層の真上に集中しますので、活断層の直上は避けた風力発電機配置にしております。また、活断層のずれによる影響以外は、構造設計の中で検討してまいります。 土工量を削減し、環境影響を低減するため、切土に伴う発生土は、道路造成に係る盛土として利用する計画にしております。熱海のような土砂災害が起きないよう、環境影響評価以外の許認可も踏まえ、フトン籠の設置等の流末処理や盛土の転圧、適切な排水設備の設置等の土砂災害対策を実施する予定です。土砂災害が発生しないよう対策を行います。万が一、本事業が原因で災害が発生した場合は、弊社が責任を持って対応します。

表 2-1 (17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	板井川上流にはゴミがいます。 三隅川漁協は禁漁区にし、保護しているが、濁水を流入させることはないと言うが、1 回でも濁水が入ればゴミは生存できにくくなる。低減ではすまされない。	有識者へのヒアリング結果を踏まえて、ゴミの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう検討してまいります。

表 2-1 (18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35	ゴミを必らず守れるか。ゴミが守れないなら計画すべきではない。	有識者へのヒアリング結果を踏まえて、ゴミの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう検討してまいります。

表 2-1(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
36	ゴギは島根県絶滅危惧種であり、三隅川漁協も保護のため禁漁区域を設けている。水の濁りはないという結果を示しているが、開発行為により、サイトだけでなく、作業道路全てからの濁水を軽減できるとは思えない。1 匹でも、この計画により失うことは許されない。軽減などという言葉ではなく、100%ゴギを守ることができなければ計画を中止すべき。	有識者へのヒアリング結果を踏まえて、ゴギの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう検討してまいります。

表 2-1(20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
37	風車の建設に反対します。私が住んでいる弥栄にはすでに風車が建っています。これ以上増やすのは、自然豊かな場所に住んでいる我々の生活に大きな支障が出ると考えます。 まず、保護林の近くに設置すべきではないです。森林やそこで暮らしている生物の保全を目的として、保護林制度の改善などを働きかけてきた中で、今回の計画はとにかく反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
38	ブチサンショウウオは、生活できなくなっても移動することができない。確認されているので影響がある。計画すべきではない。	チュウゴクブチサンショウウオへの影響をできる限り低減するべく、現地調査結果で確認された生息地の直接改変を回避する計画としております。また、生息地への土砂流出を極力防止できるよう、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策を実施する予定です。

表 2-1(22) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
39	私は、資源のない日本での風力発電の建設を反対するつもりはありません。しかし、グリーンパワーインベストメントの計画は自然環境への配慮が全く感じられず、非常に残念でもあり怒りさえも覚えるのは、なぜでしょうか？ 古来からの歴史の積みあがで、現在の保護林となっている大切な場所への風力発電の計画です。準備書の中に保護林の記載がないのは、どのような理由からなのか、説明を求めます。	計画全体としていかに環境影響を低減するかを検討し、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。準備書において住民の方々や、有識者の方々からいただくご意見や、今後の関係法令に係る協議を踏まえて、準備書後も必要に応じて計画は修正する予定です。 また、保護林は、本事業で改変しません。保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には既存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。 現地調査に関しては、事業実施による影響を的確に把握するため、改変区域周辺を中心に調査を行っております。保護林は本事業で改変しない

(表は前ページの続き)

		め、保護林内の詳細な調査（例えば胸高直径 60cm 以上の樹木の分布等）は行っておりませんでした。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。
--	--	--

表 2-1 (23) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
40	住民説明会で、貴社の説明態度、説明できるような資料準備不足、回答不足、保護林の存在を知っていながら調査しない体質なのに、地域振興(特に弥栄)を語る資格はない。地域振興の実践を出したいための関わりとしか考えられない。そして、それを一緒に行った浜田市も情けない。住民はこの企業と地域振興について話し合った事は一度もない。 保護林についての再調査を行い、準備書のやり直しを行うべきである。影響のある、サイト 7~10 は計画から外すべき。 ゴギは 1 匹も死なせないと約束できるか。できないなら中止すべき。 このゴギは他にはいない大切な生き物だ。	保護林は、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないよう配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。 なお、現地調査に関しては、事業実施による影響を的確に把握するため、改変区域周辺を中心に調査を行っております。保護林は本事業で改変しないため、保護林内の詳細な調査（例えば胸高直径 60cm 以上の樹木の分布等）は行っておりませんでした。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。 有識者へのヒアリング結果を踏まえて、ゴギの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう検討してまいります。

表 2-1 (24) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
41	新聞で保護林があると知ったが、保護林に近い計画は実施すべきでない。	保護林は、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないよう配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。

表 2-1 (25) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
42	1. 次回の自治長会議いつですか？ 2. 新度のメンバーは？”	自治長会議の開催時期やメンバーについて、弊社は回答できる立場にございません。

表 2-1 (26) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
43	貴重な自然の残る高津川源流部への大規模な風力発電施設の建設に反対します。 標高 810m～952m もの高所に最大高 182m にも達する巨大構造物を建てる計画は自然破壊という他ないものです。周辺の生物多様な生態系の保護、下流の高津川水系及び板井川の水生生物への影響は多大なものと考えます。 また、高津川流域住民の生活を脅かす本計画の中止を求めます	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (27) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
44	川の源流部は水源涵養保安林だと聞きました。保安林の役割は土砂の崩壊その他の災害の予防や河川への雨水の流量調節だと林野庁の HP に書いてあります。そういう大切な役割のある保安林を伐採して風力発電所を建設することは自然破壊であり、災害を招くものとなるので反対します。	気候変動による様々な影響が世界各地で発生している状況下、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。保安林の機能とバランスが取れるよう、関係機関との協議の上、計画を検討してまいります。

表 2-1 (28) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
45	清流日本一に何度も選ばれた高津川の源流を破壊する風力発電はいりません。渓流に住む魚やサンショウウオが死んでしまいます。絶対に止めてください。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (29) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	環境への影響から反対します。説明会等で低減したとあるが明確な基準がなく説明も不十分、特に水環境の調査は事業実施ありきでの結論になっている。 また現在稼働している風力発電も補助金ありきで事業としてはなりたっていない。 日本人にとって風力発電は負の遺産にしかありません。 建設は中止するべきです。	国又は地方公共団体が定める基準がない項目については、環境影響の回避又は低減の観点から評価を実施いたしました。 本事業では補助金を受ける予定はありません。 国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (30) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
47	清流高津川の水を濁らす原因になるような風力発電の建設は反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (31) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	私達の先祖が未来の子孫のために守り続けた森林を目先の利益ややはりで簡単に切り崩さないでほしいです。森林は人間の力を超えた SDGs です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (32) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
49	風力発電も太陽光もそれが流行りだしてから我家の電気代が上がってきています。つける人のみの負担でできませんか？	昨今の電気代の上昇は、国際情勢の影響による燃料費の高騰など、様々な要因が関連しております。純国産エネルギーである再生可能エネルギーの発電所を建設することにより、エネルギーの安定供給、ひいては電気代の低減に貢献できると考えております。

表 2-1 (33) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
50	三隅川の源流の山の上に巨大な風車を建てることは許せません。58 水害のことを考える恐ろしいです。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 災害級の大雨に関しては、今後関係機関と協議の上、適切な場所に、適切な仕様の防災施設を計画し、それらを他工事に先行して設置することや、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置すること、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を実施する予定です。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (34) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
51	大好きな高津川の源流の自然を破壊する風力発電の建設に反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (35) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
52	清流高津川の水を汚す原因となる風力発電に反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (36) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
53	既に建設されている風車の稼働音で、不眠、血圧上昇、めまい、頭痛、吐き気、腹痛、全身のこり圧迫感など多様な健康被害の訴えがあり、引越を余儀なくされたり、血圧上昇により到れて亡くなられた方のいる地域があると聞いています。このような事態の解決がなされていない状態でまた新たな風力発電の建設計画があるというのは納得できません。 また、自然の景観を損ね、昔からの風景も壊れてしまいます。風力発電の建設は住民にとって苦痛以外の何ものでもありません。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。 地形及び樹木の遮蔽を考慮した配置とする事で風力発電機の見えの大きさ及び水平の広がりやの低減に努め、圧迫感や威圧感を与えないように配慮いたしました。また、塗装色を環境融和色とすることで周囲の景色から際立った印象とならないよう、眺望景観に配慮した事業計画といたしました。

表 2-1 (37) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
54	風車の詳しい搬入経路を教えてください。 また建設に伴います新設道路や盛土の位置も詳しく知りたいのでよろしくお願いします。	風力発電機の輸送に使用する搬入路、風力発電所の設置に伴う新設道路及び盛土の位置については、準備書 2 章に掲載しております。住民の方々からいただいたご意見や、今後の市町、県、国の審査も踏まえて、周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討し、その結果を評価書に記載いたします。

表 2-1 (38) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
55	益田市の宝物であり、市の誇るべき自然の送りもの“清流高津川”。私たち、そして私たちの子どもたちそしてその子どもたちは、この高津川の恵みを受けて今日生きています。これからも、ずっとずっとその恵みを大事に大事に守っていききたいと思います。 風力発電の開発により、私たちが守り育てていこうとする自然の恵みを、少しでも破壊されるのであれば、とうていこの発電には反対！！します。 私たちの生活そして宝ものを、環境保全の真の意味から考え直してほしいと切に願います。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (39) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
56	高津川漁協の組合員として長く鮎漁をしています。高津川の源流に風力発電所が建設されると聞き、たいへん心配しています。源流の山の上の森が切り開かれると土砂が流出し、細かな泥となって下流に流れます。川底の石についたコケを餌とする鮎にとってたいへんな影響になります。高津川の鮎を守るため、風力発電の建設に反対します。	アユの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう検討してまいります。

表 2-1 (40) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
57	風力発電を設置後 自然環境への影響がどうか懸念しています。低周波音等の健康被害の話も聞き近隣住民の方のことも気になります。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせて頂きます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。

表 2-1 (41) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	メガソーラー、風力、一切要りません	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (42) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
59	風車ヤードにだけ沈砂池を設けるという保全対策は不十分である。管理道脇に造られる盛土からの濁水対策の説明が全くない。この準備書の予測・評価は不十分である。 風車ヤード、工事のための道路、管理のために造られる道路からの雨水処理、濁水対策について再調査・予測・評価が必要である。	環境影響評価の予測では、ヤード沈砂池の様に大きな改変面積を受けて排水するものを対象としております。道路部分については、雨水が 1 箇所に集中しないよう分散化させて浸透処理をするとともに、工事状況に応じて仮設沈砂池などを計画し、濁水対策を講じてまいります。また、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装の実施による裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を検討してまいります。切土・盛土法面については緑化する計画としております。仕上がった場所から早期に緑化を行うことで、影響を低減してまいります。

表 2-1 (43) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
60	新浜田ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書についての意見書 事業実施にあたり、大規模な森林伐採や土砂の流出による、災害や生態系の影響を強く心配しています。 特に、高津川漁協組合員として、川の生態系に甚大な被害が及ぶことを強く懸念します。事業実施区域は、西中国山地固有種の絶滅危惧種「ゴギ」の他、カワヤツメ、スナヤツメ、イシドジョウなど多くの絶滅危惧種が生息していることが、調査によって示されています（準備書 10.1.6）。本準備書を拝読する限り、この大変貴重な生態系に対する環境影響評価が不十分であると感じざるを得ません。以下、私が特に危惧する生物およびその他の事項について、個別に述べます。 1. 水生生物への影響 1-1) ゴギについて 濁水や土砂の到達が川にはないとの予想があり	魚類の現地調査は、方法書段階において審査いただいた方法に則って、捕獲調査や目視調査、環境 DNA 調査を実施しております。 有識者へのヒアリング結果を踏まえて、ゴギの生息地への濁水や土砂の流入を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。また、方法書の計画における東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。 引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう、水温等への影響含め検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	ますが、国土地理院の地図には記載のない小さな小沢は周辺に多く有り（自身の釣獲調査を行った実績があり、ゴギの生息を多く確認済）、これが川として考慮させていません。準備書内にある地図を見ましても、常時水流とされているのは、ごく太い流れのみとなっています。しかしゴギは、本地図に記載のないような小さな小沢を産卵場所としているため、小沢の環境変化が種の絶滅に直結します。 また、沈砂池を経由して一回土に染み込んだ水も、沈砂池での水質悪化や温度上昇をした水が、極めて短時間で沢に入ることが予想されるため、これも大きな悪影響を及ぼす可能性があると考えられますが、こちらも影響評価には考慮してありません。 よって、現地調査が不十分かつ、ゴギへの影響の考察が全く不十分であると考え、環境影響調査のやり直しを強く要望いたします。	
61	1-2) イシドジョウについて 私は 10 年以上、絶滅危惧種であるイシドジョウ (<i>Cobitis takatsuensis</i>) について、高校や研究者とともに研究をしています。イシドジョウはその学名が示すとおり高津川で発見された大変希少な種です。本事業区域も、イシドジョウの生息域にあたりますが、もっとも懸念するのが土砂流出による河床の底質変化です。イシドジョウは小石の間にもぐって身を隠す性質がありますが、我々の実験により、河床の砂礫の粒径組成において、直径 10mm 未満の小石もしくは砂が重量比で約 2 割以上を占める場所では、小石の間を砂が埋め尽くしてしまうため、イシドジョウは身を隠すことができず生息ができません。 砂礫の粒径組成は、イシドジョウ以外のベントスや底生魚類についても非常に重要なファクターであり、ヒゲナガカワトビケラなどの造網性昆虫などの生息環境にも大きく影響するため、本事業によって底質の変化が生じる場合生態系に大きな影響を及ぼすと考えられます。本準備書において、河床の砂礫の組成などに関する調査がないため、再度調査を望みます。	調査地点における河床材料に関する調査も行っており、その結果は準備書資料編 p. 482~484 に記載しております。p. 517 に記載の有識者のコメントの通り、現地調査においてイシドジョウが確認された地点は対象事業実施区域から離れておりますが、濁水や土砂の流入による水生生物への影響を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。
62	2. 災害等への影響 近年毎年のように当地で起こる、災害級の大雨の影響も、調査の対象に入っておらず、上記生態系のみならず、土砂崩れ等による災害の危険も心配いたしますので、併せて追加調査されることを強く望みます。	降雨時調査の際には、河川の上流域においては夜間は灯が全く無いうえに、移動経路での落石の危険、強風を伴う場合の倒木の危険性があり、特に強雨時には調査員の生命にかかわる危険を伴います。よって、ご指摘の集中豪雨に関しては、沈砂池排水口の排水量及び排水中の浮遊物質の予測において、10 年確率雨量を想定いたしました。一方で、濁水到達距離の予測においては、災害を引き起こすような集中豪雨の際は、本事業に係る工事の有無にかかわらず山の崩れなどにより濁水が発生する見込みであることから、時間雨量 30 mm 程度までを想定しております。災害を引き起こすような集中豪雨に関しては、森林法など他の許認可の基準に基づいて防災施設などを計画し、審査を受けてまいります。
63	3. 事業実施地域の大幅な変更について 本準備書において、当初の配慮書段階から、大幅な事業区域の変更が示されましたが、ほとんどの風車が、分水嶺を超えた「高津川」側に設置されることになっています。「新浜田」の名称が故、地元の益田市民にもほとんど認知されておられません。我々高津川流域の市民は、高津川を地域の誇りに思っています。この名称と事業内容の乖離は、地域の誇りを愚弄しているとも感じます。まずは早急な事業名変更を行っていただき、益田市内や	現在運転中のウィンドファーム浜田の周辺に新たに風力発電機を設置する計画であることを伝えるために、あくまで仮称として、新浜田ウィンドファーム発電事業という事業名にしておりますが、引き続き、地元関係者とも相談させていただきます。 2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。計画全体としての環境影響低減を考

(表は前ページの続き)

	高津川漁協組合員への説明（それにとまう、意見書提出期間の延長）を強く求めます。 私は四見地域の住民ではありませんが、高津川漁協の組合員として対象地域で鮎漁や、溪流釣りガイドの仕事をしております。万一土砂が川に流出して、鮎が砂を噛むようになれば、高津川ブランドとして高価な値段で販売できなくなります。また、ゴギの生息地がなくなれば、ガイド業もできなくなり、死活問題であります。是非、拙意見を受け止め、ご対処いただくことを、お願いいたします。	慮し、準備書の計画を作成しましたが、住民の方々にいただいたご意見や、今後の市町、県、国の審査も踏まえて、周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。
--	---	--

表 2-1 (44) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
64	2. 2-34(50) 1, 切土に伴う発生土を事業区域内に利用し、場外への搬出を行わない計画であるが、弥畝山では谷筋に投棄されている箇所が多く見られた。山頂直下の谷筋には、チュウゴクブチサンショウウオ、その下流には、ゴギ等の希少な動物が生息しているので、谷筋に投棄するのではなく、尾根筋に盛土して欲しい。その際塩ビ袋（大型）の土とう袋を使うのではなく、蛇カゴ、コンクリートなどで、土砂が流出しない様にしてほしい。 3. 1-29(86) レッドデータブックひろしま 2011 で整理したと記述されているが 2022. 4 に RDB ひろしま 2021 が出版されているので、それに対応した内容にしてほしい。 3. 1-65 動物の注目すべき生息地、115、カスミサンショウウオとなっている、イワミでは。止水性サンショウウオとすべきでは。119、ブチサンショウウオ→P. 125 の 3. 1-24(1) も旧名ではいつている。遺伝子検査をされたのでしょうか？ 要約書 P50, 環境保全措置 土砂に関して、土砂流出防止柵を設置することにより、流出を防止するとしてあるが、谷筋に投棄しないこと、防止柵はビニール等を使わず、蛇カゴ、コンクリートを使用し、風化に耐えるものとする。	土工量を削減し、環境影響を低減するため、切土に伴う発生土は、道路造成に係る盛土として利用する計画にしております。盛土の造成に当たっては、土砂流出対策をきちんと実施してまいります。 環境保全措置に関して、ご意見いただきありがとうございます、参考にさせていただきます。 また、RDB ひろしま 2021 に記載されている内容も参照し、文献その他の資料調査結果を評価書において修正いたします。なお、重要な種の選定に係る基準には、RDB ひろしま 2021 を参照しております。元の文献にあわせてカスミサンショウウオ等の旧名で記載していますが、ご指摘も踏まえ、評価書において修正いたします。

表 2-1 (45) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
65	この度、(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業計画について、環境影響を低減するため、従前計画されていた西中国山地国定公園と重複する東側エリアに風力発電機を設置しないと、併せて対象事業実施区域縮小し・基数を 17 基から 14 基に削減する計画見直しをおこなったとのこと。 しかし、新たに計画された発電機の規模は、ハブの高さ 114m、ロータリー直径 136m、最大高さ 182m と従前計画機の最大高さ 104m と比較して 78m も大型となっている。これは日本の風力発電機の中でも最大規模とのことである。 この計画による景観調査として主要な眺望点からのフォートモンタージュが紹介されており、近郊の主たる山々の山頂から新たな計画の風力発電機の可視について、主要な山の山頂からは樹木等により視界が遮られ不可視などと示されている。しかし、人々の肉眼での視界は山頂からだけではない。山頂に至る道程また縦走行程で巨大な風車が目に焼き付く。 高さ 182m の巨大風車は登山道から多少離れていても視界に入るばかりでなく、プロペラの風切	関係機関や地元の皆様のご意見も踏まえて主要な眺望点を選定し、本事業の対象事業実施区域の周囲に位置する山といたしましては、「雲月山」、「大潰山」、「大佐山」、「鷹ノ巣山」、「弥畝山」、「掛頭山」、「臥竜山」、「高岳」、「深入山」、及び「冠山」を選定しております。どの山も、山頂だけではなく、登山道からの眺望についても現地調査を実施し、それらの結果を踏まえ、眺望目的での利用が多いと想定され、又は風力発電機が視認される可能性がある位置から予測及び評価を実施いたしました。 地形及び樹木の遮蔽を考慮した配置とする事で風力発電機の見えの大きさ及び水平の広がりでの低減に努め、圧迫感や威圧感を与えないように配慮いたしました。また、塗装色を環境融和色とすることで周囲の景色から際立った印象とならないよう、眺望景観に配慮した事業計画といたしました。

(表は前ページの続き)

	音や振動は登山者にとって耐えがたい圧迫感と恐怖を感じさせることは容易に想像できる。 ましてや八幡集落に暮らす人にとって日々目に映る巨大な人工物は耐え難い精神的脅威となることは間違いない。 この度、アナウンスされたので環境影響評価配慮書の内容を精査したところ「人と自然のふれ合いの活動」や「景観」に関する項目について、明らかな事実誤認があることが認められたのでこの事業の中止を求める。	
--	--	--

表 2-1(46) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
66	(仮称)新浜田ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書 私たち西中国山地自然史研究会は、1994年の発足以来、八幡高原を中心とする西中国山地で、自然を調査し、その普及啓発と保全に努めてきました。設立の発端となったのは、旧芸北町が提唱した『芸北田園空間博物館構想』です。この構想は、町域全体を博物館とみなし、そこに生息生育する生きものをはじめ、風土と人の営みによって作られた景観や文化までも、そのまま「田園空間博物館の収蔵物」とみなし、保存、研究、展示をしていくということです。この構想に賛同しながら、地域の自然を見つめ、人の暮らしに寄り添い、活動してきました。主な活動の成果として、八幡湿原の自然再生事業(広島県、環境省補助)、高原の自然館活動(農林水産省補助により設立、北広島町教育委員会)、芸北茅プロジェクトによる草原の保全(北広島町教育委員会など)があります。 貴社が作成した(仮称)新浜田ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、当地における専門家としての意見を述べます。 (1)鳥類における影響予測について ①クマタカについて 方法書段階における対象事業実施区域の東側エリアへの風力発電機の設置の取りやめは、クマタカの営巣・生息環境へ配慮している点で評価できる。 一方、準備書における掛山ペアについては当会会員による調査の結果、ここ5年間、営巣行動は見られるものの繁殖に成功していない。繁殖失敗の要因に巣から500m以内にある既設風力発電機の影響が懸念されている。予測・評価において、改変による生息環境の減少・損失の割合を事業実施杭区域から算出しているが改変区域内における損失の割合も併記して評価すべきであると考え。また、移動経路の遮断・阻害において影響は小さいとされているが、本ペア営巣場所の北側は既設風力発電機により移動が妨げられ、飛翔経路となっている西側に風車が新設されることには問題があると思われる。 そこで、事後調査のバードストライク実態把握の死骸調査は最低月3回、場所や状況に応じて追加で1回の計4回の頻度で継続的に実施することを求める。また、稼働後にクマタカの繁殖状況や行動圏調査などの事後調査を実施することは評価できる。その結果、事後影響の程度が著しい場合、保全対策を実施するとなっているが、事前に想定される事後影響を評価書に明記しておくべきである。また、クマタカの敏感度の大きい繁殖期の工	クマタカについて、東側エリアの風力発電機の設置取りやめによる影響低減に関してご評価いただき、ありがとうございます。予測評価において、対象事業実施区域と改変区域の割合を改変率として目安としてお示しし、影響の程度を検討しております。 事後調査のバードストライク調査の実施頻度については、準備書に記載のとおり、1基あたり3回/月以上を基本として考えております。バードストライクの状況を踏まえて、調査の実施頻度を検討してまいります。なお、クマタカの生息状況に関する事後調査及びバードストライク調査の結果、並びに専門家等からの助言を考え合わせ、その状況に応じて適切な対策が異なってくると考えております。より柔軟な対策を講じることができるよう、現段階で対策を決めておくことはせず、そのときの最新の知見も鑑み、適切な保全対策を講じてまいります。

(表は前ページの続き)

	事中断等の配慮を求める。	
67	②鳥類の渡りについて 準備書において対象事業実施区域はハチクマなどの希少猛禽類の渡りのルートになっていることが示されている。また、当会会員により事業区域周辺においてクロハゲワシやアカアシチュウゲンボウなどの希少な猛禽類の渡りが確認されている。稼働後のバードストライク実態把握の死骸調査の結果、深刻な影響が見られた場合には、それに対する保全対策の実施を求める。	稼働後のバードストライク調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等からの助言も踏まえながら、適切な保全対策を講じてまいります。
68	③希少鳥類について 準備書において環境省絶滅危惧ⅠB類のヤイロチョウと環境省絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイが確認されている。ミゾゴイやヤイロチョウは溪流の沢を主な餌場としており、本建設計画により主たる餌場を喪失することになると考える。準備書の評価は影響では水域の改変はしないので影響はないと評価しているが、急斜面の谷の上部に巨大な構造物や裸地を作ることになる本計画では、集水区域、植生の変更等からミゾゴイの生息地である沢に土砂流入、水環境の変化が予測される。このため、実施計画立案、工事の実施にあたってはこの点に十分配慮することを求める。	ミゾゴイに関しては、準備書 p. 1068 等に記載のとおり、2 例確認されており、いずれも対象事業実施区域外での確認となっております。また、ヤイロチョウに関しては 7 例確認されており、いずれも対象事業実施区域外での確認となっております。生息が確認された場所については、工事箇所からも離隔を確保し、改変が及ばない計画としております。ご指摘の水環境への影響については、濁水が生息地に流れ込まないように、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策を検討してまいります。
69	④既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果を活用した累積的影響評価の実施について 貴社が計画している対象事業実施地区の北側には浜田ウインドファームの風力発電機 29 基が稼働中であり、さらにその東側に(仮)益田・匹見ウインドファームの風力発電事業 13 基の建設計画が進行中である。浜田ウインドファーム、(仮)新浜田ウインドファーム、(仮)益田匹見風力発電の3つの風力発電施設が完成すれば、南北 10km、東西 5km の範囲内に最大高 180m 超の大型風車 56 基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになる。この範囲内で生息が確認されている9つがいのクマタカをはじめ、多くの動植物の生息・生育が困難となることが予測される。通商産業大臣意見をはじめ、広島県知事、北広島町長からも指摘されている、複数の風力発電基の稼働による累積的な影響が懸念される。そこで、すでに稼働中の風力発電や現在建設計画進行中の風力発電事業者と十分連携し、累積的な影響の評価を具体的に慎重に実施することを求める。	動物に関する累積的な影響については、準備書 p. 1576～1580 にお示ししております。 ウインドファーム浜田については、本事業に係る現地調査時には稼働していたことから、今回得られた現地調査結果は既設風力発電機の影響を含んだものとなっております。それらの現地調査結果をもとに本事業による影響を検討しており、累積的な影響を検討しているものとなっております。また、(仮称)益田匹見風力発電事業も含めて、累積的な影響が及ぶ可能性があるものとして、渡り鳥(特に猛禽類等の渡りルート)が考えられます。現地調査の結果、渡り鳥の飛翔コースは対象事業実施区域のみならず、取りやめた東側エリアも広がっていること、また、既設風力発電機を認識し避けて飛翔することが確認されたことから、本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。
70	(2) コウモリ類について これまで、まとまったコウモリ類調査が行われていなかった当地域で調査が行われ、結果としてキクガシラコウモリ、シナノホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、ヒナコウモリなどが確認されている。一方、当会会員により、事業実施区域から東に約 5km 離れた鷹ノ巣山において、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリ、ユビナガコウモリが確認されている。さらに、近隣の臥竜山ではシナノホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリなどのコウモリ類が確認されており、当該地域には準備書に記載されている種よりもさらに多くのコウモリ類が生息している。 また、準備書の中で既設風力発電施設のバットストライク実態把握の死骸調査においてヒナコウモリの衝突死が確認されている。ヒナコウモリは秋期に集団で移動することが知られており、計画予定地内にもヒナコウモリの生息が確認されている。 したがって、コウモリ類についても、事後調査	事後調査のバットストライク調査の実施頻度については、準備書に記載のとおり、1 基あたり 3 回/月以上を基本として考えております。バットストライクの状況にあわせて、調査の実施頻度を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	のバットストライク実態把握の死骸調査は最低月3回、場所や状況に応じて追加で1回の計4回の頻度で継続的に実施することを求める。また、稼働後にコウモリ類の生息状況調査を行うことを要望する。その結果、深刻な影響が見られた場合には、それに対する保全対策の実施を求める。 上記のように、貴社が計画している事業予定地は極めて貴重な動物が生息しており、稼働後の詳細な事後調査の実施と適切な影響評価の実施を求める。可能であれば、さらに環境への負荷が少ない位置への風車設置位置の見直しを求めるものである。 以上 参考文献 畑瀬 淳・上野吉雄(2020)広島・島根県経に位置する鷹ノ巣山のコウモリ相. 高原の自然史, 20:1-5 上野吉雄・畑瀬 淳・小柴正記・河津 功・日比野政彦・向山 満・薄木奈津子・吉行瑞子(2002)西中国山地のコウモリ相Ⅰ. 高原の自然史, 7:85-97 上野吉雄・加藤淳司・柳瀬美幸・田原 博・柚野木公盛(2020)島根県南西部におけるクマタカの繁殖状況. 高原の自然史, 20:7-11 上野吉雄・石井秀雄(2020)広島県北広島町におけるアカアシチョウゲンボウの初記録. 高原の自然史, 20:31-32 茶村真一郎(2021)広島県におけるクロハゲワシの初記録. 高原の自然史, 21:43-44	
--	---	--

表 2-1(47) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
71	深入山のきしょう植物を あおばしよでさきつづけてほしい	深入山の植物については、事業実施区域から10km以上離れているため本事業による影響はないと考えております。

表 2-1(48) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
72	私の住む団地の近くに、盛り土や、無届けで何を埋めているかわからない等、問題になっている産廃処理場がある。 再エネ事業の建設ラッシュで将来生じる大量の産業廃棄物を捨てる所は今の時点でちゃんと考えてあるのか？日本の国土は海と急な山々に囲まれており、少ない平野部に人口が密集している。急な山々に大量の雨が降るが、森林が水害を防ぎ、キレイな水や豊かな自然をつくっている。 それらを開発で壊した上に、産廃処理場でさらに地方に負担を負わせるのか。	「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査（平成26年3月 環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。ブレードの原材料に関しても、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、できる限り廃棄物を削減できるよう検討してまいります。

表 2-1(49) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
73	風力発電は電力が安定しない。しかし無駄に出来る電力も Fit 法で間接的に国民に負担させることで成り立っているのではないかな？ 地域が守ってきた暮らし、自然、文化、生態系、景観を、損ねる危険性を犯してまでやる価値があるとはとても思えない。	ご指摘の通り、風力発電は出力が安定しないという特性がございますので、火力発電や水力発電等、他の発電方法を合わせた適切なエネルギーミックスの実現が必要ですが、気候変動による様々な影響が世界各地で発生している状況下、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(50) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
74	高津川は、国土交通省の 2007 年度の水質調査で、全国の一級河川の中で見事 1 位に選ばれています。 この財産を決して損なわない様、急な開発はどうか止めて頂きたい。 影響が出ないように、様子を見ながら少しずつやって下さい。 地域のひとと二人三脚で計画するべきです。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(51) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
75	環境保全の見地から、そもそも再エネは必要なものなのではないかな？ 風車の、耐用年数等考えても、自然に良いように思いません。そもそも、自然の山林を切り開いて、設置するのに自然に良いわけではありません。 わざわざ CO2 を減らしてくれる、森林を切り開いてやる意味を聞きたい。 森林を切り開くことにより、森林の保水力が少なくなり、川の増水に繋がり、冠水が起りやすくなります。これらを防ぐ為の浚渫工事は事業者が行うのでしょうか？まさか市町村が税金を使って川を維持管理するのも問題はないという無責任なことは仰られないですよね？ 再エネ賦課金で事業収入を底上げして、冠水対策を税金で行われる そういった事が無いようお願い申し上げます。	発電時だけではなく、建設や廃棄など発電に係るすべての工程を考慮に入れた二酸化炭素排出量について、陸上風力発電は火力発電の 10 分の 1 以下（※1）であり、陸上風力発電の導入により二酸化炭素排出量削減に貢献できると考えています。 河川への影響やその対応策に関しては、今後環境影響評価以外の許認可においても審査を受けてまいります。自然環境との共生と、再生可能エネルギーの普及拡大による二酸化炭素排出量の削減を両立できるよう、今後も計画を検討してまいります。 （※1）電力中央研究所、日本における発電技術のライフサイクル CO₂ 排出量総合評価、2016 年
76	風車ブレードのリサイクルの観点からの質問です。 風車ブレードのリサイクルの費用についてお伺いしたい。大変固い素材の為、リサイクルしにくい素材の為リサイクル費用が高額になるとお聞きしております。 全て、リサイクルしたばあいリサイクル費用並びに撤去更新の費用は補助金が無しで果たして割に合うのでしょうか？ また、リサイクルしづらい物の場合はたしてエコと言えるのでしょうか？ ただでさえ、大きい構造物です。廃棄の事まで考えて事業計画だと思われます。 ご教示のほどお願いいたします。	ブレードの原材料に関しては、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、より環境負荷を低減できるよう、検討してまいります。なお、「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に係る調査（平成 26 年 3 月 環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。 また、撤去費用は事業者にて積み立てを行います。

77	低周波の事について伺います。 環境省の低周波の基準を参考にすると、一部のの人に不眠症の恐れがあるとお聞きます この原因には多数の要因があります。 一つは、低周波の感受性が高い方が1～5%程罹患している方が居られること これは上半規管裂隙症候群（SCDS）と言い、これに罹患しているお方の不眠症の恐れは無いのでしょうか？ 低周波の特徴として、以下の特徴があります。 ①空気による距離減衰がしにくく遠距離まで到達しやすい ②屋内で共鳴しやすい等の特徴があります。 本当に今の環境省の基準のままで地域住民の生活の安全は守られるのでしょうか？ 大きい風車はそれだけ低周波を出します。ご見識をお願い致します。 地域の人が逃げ出したくなるような施設を作るのは反対でございます。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。
78	山口県の萩市では故障した風力がそのままであると聞きます 日本では海外と比べ、台風・雷での災害が多い国です。 台風及び雷での災害で風力発電設備が壊れた場合はどのような措置をなさるのでしょうか？修理はなされるのでしょうか？ また、グリーンパワーインベストメントさんが撤退した場合の風力発電設備は何処が責任をもって原状回復するのでしょうか？ 土地の所有者が困ることはないのでしょうか	風力発電設備が故障した際には、弊社が責任をもって修理いたします。 また、弊社にて運営維持を行う予定ですが、万が一倒産などにより弊社による運営維持が困難になった場合でも、金融機関が他の事業者と連携して運営維持を継続する仕組みとなっておりますので、当該事業者にて撤去・原状回復がなされます。
79	事業計画書を見ると、273,100 m³の切土が発生すると書かれている。 これら全てが新設道路に使い切れるものなのでしょうか？ 基本的には風車の基礎及び、埋設配管をした分だけ土は発生します。 国内最大規模の風力発電設備の基礎は大量の発生土が予期されます 盛土と聞けば熱海の土石流の事件が頭をよぎります。 新設道路で使い切れない量の土はどうなされる予定か伺います 有効利用が困難の場合は専門の産業廃棄物処理業者に委託して適正に処分するとあるがぜひ住民の不安解消のためにも明示してあげてほしいと願います。	土工量を削減し、環境影響を低減するため、切土に伴う発生土は、道路造成に係る盛土として利用する計画にしております。熱海のような土砂災害が起きないように、環境影響評価以外の許認可も踏まえ、土砂災害対策についても引き続き検討してまいります。

表 2-1 (52) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
80	年寄りには難しいことは分かんけども、白い大きいものが山に並ぶことは良くない。 自然に反している。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (53) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
81	吉和でも反対の声があがり、安芸太田町でも反対が多い。 同じ「山」なのだからやめてもらいたい。 住んでいる人の全ての声をきいてくれ	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (54) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
82	動物も人間も同じ生物。少しでも悪いところがあれば各地で起きているので それは不要である	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (55) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
83	希少生物等の生息地をうばうな。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (56) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
84	計測値でどうあろうと、自然は常にうつろうもの。 決まりきった値だけで判断してくれるな。 全ての住民 一戸ずつ訪問して話をきいてこい	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (57) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
85	地元の利にもならぬものは要らん。	地元への貢献として、地元自治体への納税や地権者様への地代のお支払いに加えて、発電所の維持管理業務において、地元の方の雇用を予定しております。また、外注するメンテナンス業務に関しては、出来る限り地元企業様を起用する予定です。さらに、弊社は地域振興の取組にも力を入れております。実際に、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用して、地域振興の取組を実施させていただいており、本事業が地域活性化のきっかけになれば、とご期待の声もいただいております。

表 2-1 (58) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
86	いいことばかりの話には裏があるではと思う。 生活する方々や小さな生物の声をもっと聞いてあげられないので残念だけど、皆、困ると思うの。 困っている今の生活も 支えられないのに これ以上困ることを生んでは いけん と思うから反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (59) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
87	遠く離れた下関だけど、過去多くの住民を集め反対運動が起こった。報道で知る頃にはもう取返しつかない状況だとも聞く。 もっと対話してからの方がよいのでは？ 大きな会社なのでしょう。田舎の暮らしを変えないでくれ。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業が地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (60) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
88	母と一緒に聞いたのだが、建てたい企業と住民はもっと話をした方がよい。風力なので反対とかそうは言わないが、堂々とあとで「説明しきった」と言えるような“説明”をしていないと感じた。 切った木も元に戻るにはウン十年とかかる。 日本の山を米資本の企業に手をつけてほしくない。反対。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (61) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
89	友達から今回の話を知って驚きと、知らなかったことが申し訳なくなりました。 水は山からの産物。山が工事で荒れれば私達の生活もいつかは、自分が亡くなってから子や孫への影響もあるだろうと思う。反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (62) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
90	参政党の発信から いわゆる環境ビジネスと聞くものは、利は無い。害でしかない。 現地も見えていない私からは多く言えないが、目の前の山に、そんな異物がすることは考えられない。日本でない広い風も強い地へどうぞ建てて下さい。反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。また、風力発電所を設置するためには、3つの要素、①風がよく吹く、②道路がある、③作った電気を流す送電線があることが必要ですが、本計画地は非常にポテンシャルが高いと認識しています。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (63) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
91	自然破壊してまでもうけるな。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (64) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
92	家族が野鳥が好きでよく山へ行く。 生物はワケもなく住処が無くなるのだから反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (65) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
93	娘と広島、島根の山をバードウォッチングへ行くのですが、山へ 180m もの人工物が立ち並ぶとおどろきでしかありません。 人間の利益は良いものばかり生みません。利益よりも、今は原点回帰。反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (66) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
94	日本あちこちに風力や太陽光など建設されているけれど、あとからトラブルとなるものも SNS でよく見ている。同じことにならない保障はないと思うので反対。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (67) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
95	説明会の資料を見せてもらった。 なぜ広島県は設置がなくなって島根県には建ってもよいのか？ 図面でなく、山も 1 つの木も草も土もみなつながって成り立っている。建てば広島側の自然バランスも崩れてしまいそうなので反対だ。	できる限り環境影響を低減するために、東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、かつ、既存の林道を最大限活用し、工事量をできる限り削減する計画にいたしました。引き続き周辺環境に配慮した計画となるよう検討してまいります。

表 2-1 (68) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
96	母とバードウォッチングへ行きます。 大好きな自然の中での散策。 こっそりと音を消し山を歩き、木の枝に止まる鳥たちを見つけます。1 人の私の足音でも逃げてしまう小鳥たち。建設で多くの人、機械が入ると一体どうなってゆくのだろうと心配。鳥にも家族、親類がいる。小動物も。人間が入るといけないと思うので反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (69) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
97	友人から聞いてストレートに要らんと思った。 火力、原子力を戻せば風力にすぎなくてもよいのでは？それしかないかのように思わせることをしなくてもよい。反対します。	温暖化防止に向けて、エネルギーの脱炭素化が国際的に必要とされており、原子力発電に関しては、重要なベースロード電源と位置付けられている一方で、有事の際のリスクや、使用済み核燃料の処理方法といった課題があります。上記の状況下、国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。

表 2-1 (70) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
98	友人から聞いて、広島でも、島根でも全国で同じようなことがあると知った。 よそから来た得体の知れない企業の話より友の声を大事にしたい。そこに住んでいるのだから。 これからも不便でも住んでいく住民がいるのだからその人の声を大切にすべき。1 人でも反対いれば建てるべきではない。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業が地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (71) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
99	風力だけで発電まかなえるなら日本でもとつくに出来ているだろうが、海風よりも弱い山の風で十分に発電できる（成り立つ）とは考えられないから反対	ご指摘の通り、風力発電だけでは日本の電力を賄うことはできず、火力発電や水力発電等、他の発電方法を合わせた適切なエネルギーミックスの実現が必要ですが、気候変動による様々な影響が世界各地で発生している状況下、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの普及拡大が必要であると考えております。 また、風力発電所を設置するためには、3つの要素、①風がよく吹く、②道路がある、③作った電気を流す送電線があることが必要ですが、実際に風況調査などを行う中で、本計画地は非常にポテンシャルが高いと認識しています。

表 2-1 (72) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
100	流行りの中で出来るものはまた流れていく。 時が経った時、御社はもう姿ないだろう。 そして産廃としてあの山に残るなんてひどすぎる	耐用年数後も、建替えもしくは部品交換を行い事業を継続する方針ですが、万一、撤去する場合は、事業者の責任において撤去いたします。

表 2-1 (73) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
101	説明会の資料を見せてもらった。 参加者が1桁しかいない所もあったとか。 それで果たして住民へ十分に説明したと胸を張って言えるのか？ もっと広く多くの方へ足を使い回り話をしてもよいのではないかと今の時点で自分は反対。	本事業の開発に当たっては、2019年8月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 また、準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、事業計画区域に近い地区において、2023年1月18日から5日間にわたり、計7会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022年11月から12月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。

表 2-1 (74) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
102	我々は（海で）生活している。山が悪くなれば海もいづれ悪くなるだろう。反対だ。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (75) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
103	環境保全のため反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (76) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
104	太陽光と同様で環境破壊、自然破壊等 反対。再生化エネルギーについてもっと議論すべきであって時期尚早である。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(77) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
105	豊かな森林、生態系の破壊となる事業だと思います。 ぜひ、やめていただきたい。 反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(78) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
106	環境破壊はだめ！ 土地を使った太陽光発電や風力発電は環境破壊につながります。 絶対にだめです！ 以上	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(79) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
107	環境保全の為に火力発電の方が良いのではと思うのですが。	世界各地で異常気象による災害が発生しておりますが、その要因が温室効果ガスの排出による地球温暖化であることが世界の研究者により指摘されております。後世により良い環境を引き継いでいくために、各国が温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。風力発電は発電時に温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化防止に貢献できると考えております。

表 2-1(80) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
108	環境破壊となるので反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(81) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
109	美しい山々に風力発電を建設することに反対します。自然破壊となり日本の景色が台なしとなります。近くに住民に低周波の健康被害となります。中止して下さい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(82) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
110	今回のウィンドファーム建設することに対して反対いたします。 細かな内容について調べさせていただきました。 このメリットは少ないです。デメリットの方が多いです。 中止してください。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (83) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
111	景観と環境を壊すため、反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (84) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
112	住民への説明を十分にして下さい。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声をいただいております。 また、準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から 12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。

表 2-1 (85) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
113	費用対効果を市民、県民、国民が理解しているのか。 自然は土をもどせば戻ると言う事ではない。虫・植物・微生物が我々にあたえてくれる恩恵は計り知れない。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (86) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
114	健康被害のおそれがあるし、近辺の環境の破壊のおそれもあるので反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (87) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
115	環境破壊につながるので反対です。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (88) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
116	環境を破壊しないしてほしい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (89) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
117	・ 人体悪影響 ・ 環境破壊 ・ 地元の為の発展にならない	地元への貢献として、地元自治体への納税や地権者様への地代のお支払いに加えて、発電所の維持管理業務において、地元の方の雇用を予定しております。また、外注するメンテナンス業務に関しては、出来る限り地元企業様を起用する予定です。さらに、弊社は地域振興の取組にも力を入れております。実際に、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用して、地域振興の取組を実施させていただいており、本事業が地域活性化のきっかけになれば、とご期待の声もいただいております。 また、国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (90) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
118	環境破壊を、この後に及んでする事は反対します。いろいろな問題があるのに、目をつむり一部の人の利権の為にある気がしてなりません。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (91) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
119	環境破壊反対！！	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (92) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
120	環境に負荷のかかるような発電には反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (93) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
121	環境破壊と発電量のマイナスとプラスが見合わないと思います。	発電所の出力は最大 56,000kW であり、約 25,000 世帯の年間電力消費量に相当します。国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (94) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
122	環境破壊になり、断固反対します。 一度壊れた物は、元に戻すことは、できません。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (95) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
123	田舎ぐらしは不便だけれど、都会に住む者が好き勝手してよいことはない。反対します。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (96) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
124	実家の山にそれらが並ぶことを想うと嫌だ。なので島根県にも要らない。 反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (97) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
125	地元の方々が電力の恩恵を受けられないこと 低周波による健康被害、騒音被害などデメリットが多いのではないのでしょうか。 美しい自然をこわしてまで、また人体に影響をおよぼすことがわかっていて事業を進めていく意味はないと思います。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。 また、国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (98) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
126	環境の破壊をし、健康を害するものを、一部の人の利益のために、なぜ造る必要があるのか。地元の住民の方々が納得しないかぎり、つくるべきではないのではないのか。 建設反対します。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (99) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
127	低周波による健康被害や地元住民に電力の恩恵がない。地元住民が迷惑する。地元にもメリットがないので反対します。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。 地元への貢献として、地元自治体への納税や地権者様への地代のお支払いに加えて、発電所の維持管理業務において、地元の方の雇用を予定しております。また、外注するメンテナンス業務に関しては、出来る限り地元企業様を起用する予定です。さらに、弊社は地域振興の取組にも力を入れております。実際に、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。

表 2-1(100) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
128	いらない！以上	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(101) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
129	エネルギー問題は日本における大きな課題である。 賛否両論あるかもしれない。 しかし住民と対話を重ねることで必ず糸口は見つかると思う。 冷静な議論を宜しくお願いいたします。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(102) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
130	国連の SDGs。これが大きなモチガイ。ホンモノの技術情報の開示を！！ 武田邦彦氏のご意見をききましょう。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(103) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
131	建設に反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(104) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
132	日本は古来より循環型社会を形成してきました 風車は山を壊しミネラルを壊し畑、田、川 海を破壊します 風車建設に反対します。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(105) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
133	風力発電設備によって海の環境が悪くならないか心配です。 魚が獲れなくならないか心配です。 市民の声をしっかり聞いて下さい。	適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策により、できる限り影響を低減できるよう、計画を検討してまいります。

表 2-1(106) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
134	自然への不荷がひどいと思う。反対。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(107) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
135	二川公民館の説明会へ参加しました。あまりにも建設ありきの数値のみの説明で、呆れてしまいました。参加した地元の方は5人。もっと他にも住民はおられるのに、この5人の声だけで終わりでしょいか？女性の方が写真（画像としてイメージしやすいので）を作成してほしいとの強いお願いも、最後「住民の方へ見せるけど良いか？」の問いに回答は出ず。何故ダメなのかも理解出来ませんでした。他にもいくつもいくつも満足いく回答は1つもありませんでした。 後ろの席に気象協会の方もいたが、所せんは民間企業でいくらでも話も出せるだろう。データありきの話だけで、測った時も春夏秋冬で変わるだろうに。一番おかしかったのは、クマタカなどの野鳥が、建った風車をさけて飛ぶので何ら問題はないと言われたことだ。 何を馬鹿げたことを言っているのだと思った。専門家の調査したという生物の種類と数。御社が入り工事を始めるとその生物は同じ住処を求めていつどうやって引越すのだろうか？なぜ住処をよそものに追われなければならないのか？馬鹿にするな！ 私は建設大反対だが、もちろん賛成の意見もあるだろう。その両意見の交換会を行ってほしい。「やった」だけのあんな「検討します」しか答えられない説明会なんぞ全く意味は無いと感じた。地元にも他社で建設の話があった。今回の説明会、やり方はとても参考になった。風力、太陽光など国の行う制度には反対でしかない。金もうけの為に地方へ来ないで東京でやって下さい。	準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされています。お越しいただいた二川地区含め、2023年1月18日から5日間にわたり、計7会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022年11月から12月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。また、最寄り地区の方々には定期的に進捗のご報告をさせていただいております。 調査時期については、前段階の手続きである方法書にて審査いただき、周辺環境の把握に適切な時期で通年調査を実施いたしました。また、現地調査時には既設風力発電機も稼働しておりましたが、主要な渡り鳥は既設風力発電機を認識し、風力発電機群を避ける形で飛翔していたこと、風力発電機設置を取りやめた東側エリアでも多数飛翔が確認されたことから、本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。 引き続き周辺環境に配慮した計画となるよう検討してまいります。

表 2-1(108) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
136	環境に悪い。反対。 使い終わった際にパーツなどリサイクルがとても難しいと聞いたが本当か？なのになぜ山へそれらを作ろうとするのか？	気候変動による様々な影響が世界各地で発生している状況下、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの普及拡大が必要であると考えております。 リサイクルに関しては、「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査（平成26年3月環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。ブレードの原材料に関しても、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、できる限り廃棄物を削減できるよう検討してまいります。 なお、風力発電所を設置するためには、3つの要素、①風がよく吹く、②道路がある、③作った電気を流す送電線があることが必要ですが、本計画

(表は前ページの続き)

		地は非常にポテンシャルが高いと認識しています。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。
--	--	--

表 2-1(109) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
137	それを作るとかんきょうにた大なるえいきょうをあたえるだけだから悪いと思う。リサイクルできるんですか？	「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査（平成 26 年 3 月 環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。ブレードの原材料に関しても、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、できる限り廃棄物を削減できるよう検討してまいります。

表 2-1(110) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
138	風力発電の風車の不気味な回転音で体調を崩したという話を聞きます。鳥がぶつかって落ちたとかを聞きます。地域の環境との調和を図る必要があると思います。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(111) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
139	太陽光発電や風力発電は年限が経てば大量のゴミになると聞いています。 生産や廃棄まで考えると環境に良いとは考えられないですし、一般市民に負担を掛けて一部の方々が儲かる仕組みのただの利権でしかないようですが如何でしょうか？	温暖化防止に向けて、エネルギーの脱炭素化が国際的に必要とされております。国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 また、「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査（平成 26 年 3 月 環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。ブレードの原材料に関しても、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、できる限り廃棄物を削減できるよう検討してまいります。

表 2-1(112) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
140	・人体に低周波の影響がどのくらいあるのか？ それをどの様に（健康不安のあった方へ）調べているのか。	風力発電機から発生する低周波音に対する環境省の見解として、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」とされています。 本事業の予測結果においてはすべての調査地点で感覚閾値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。
141	・どのくらいの発電力があるのか。またそれは建設費、輸送設置にかかる費用に対してどうなのか？	発電所の出力は最大 56,000kW であり、約 25,000 世帯の年間電力消費量に相当します。建設費や輸送設置に係る費用などを賄えるよう、事業計画の合理化に努めておりますが、昨今の物価高や為替変動も注視し、今後も精査してまいります。

表 2-1(113) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
142	建ってからのメンテナンス費用、それをどこの業者が行うのか。少なくとも地元の企業にはないのであれば、地元雇用につながらない。 ダメになって、廃棄となったならその際の費用は？ リサイクルも出来ないなら、果たしてそこは環境不荷とならないのか？ 建っただけでやり逃げされてはたまらん！	発電所の維持管理業務において、地元の方の雇用を予定しております。また、外注するメンテナンス業務に関しては、出来る限り地元企業様を起用する予定です。 撤去の際の費用は、運転期間中に事業者にて積み立てを行います。 「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査（平成 26 年 3 月 環境省、経済産業省）」に記載の通り、風力発電設備の主たる構成材料である鉄や銅、アルミニウム、コンクリートに関しては、既存のリサイクルルートが存在しております。ブレードの原材料に関しても、リサイクルに向けた技術開発がなされております。最新の技術や知見を参考に、できる限り廃棄物を削減できるよう検討してまいります。

表 2-1(114) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
143	御社が益田市に建設予定されている風力発電について下記理由によって反対します。 1 安全上の問題 風力発電設備の事故の危険性があるため。過去 8 年間に 38 件の事故（ブレードの折損・飛散 22 件、火災 7 件・ナセル等落下 5 件、タワーの倒壊・座屈 4 件）が起きており、重大な事故に至る可能性を含んでいる。中でも倒壊事故は死亡事故につながる危険があり、未だ基準が未確立である風力発電設備は問題がある。世界的に異常気象が増えている中、事故が起きてから想定を上回る自然現象を事故原因だと言われても困る。	国（経済産業省）の委員会において、過去の事故の原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や、運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。 本事業では、過去の事故も踏まえて設定された基準に基づく第三者機関による認証や国の審査を受けて、合格した後に建設工事に着手します。運転開始後もきちんと維持管理をするなど、事故がないよう最善を尽くしてまいります。
144	2 健康上の問題 低周波または超低周波による健康被害はいまだ解明されておらず、健康被害は、いまだ解明され	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考え

(表は前ページの続き)

	ておらず、健康障害が起これないという明確なエビデンスがない。	ております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせて頂きます。その上で、しかるべき対応をさせて頂きたく思います。
145	3 景観上の問題 高層ビルに匹敵する風力発電設備は自然を破壊するばかりでなく、景観上も自然に馴染まないものである。 一方、「反対」を押し切って建設するなら風力発電設備が原因だと推定される被害について、科学的に原因を否定できなければ、全ての被害について損害賠償に応じる旨の契約を行政と交わさなければ許されるものではない。一	「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成 25 年)において、複数の学術的な研究結果をもとに「背景が空、水面等の場合は、灰色等の無彩色がなじみやすい」とされていることから、これを参考につやを消した塗装で、白色に近い灰色を予定しています。 原因が否定できない全ての被害の損害賠償に応じることはできませんが、周辺環境に配慮した計画となるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(115) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
146	地元でも風力発電建設の話があったが、資材高やコストに見合わなくなったらしく今のところ「見直し」だが中止ではない。隣町のことは見え見すことも出来ない。勝手に来てこれまで長い年月で調和のとれた自然を破壊してくれる。同じものには 100% 戻すことは出来ないのだから。反対です	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(116) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
147	友人からこの話を聞きました。まだ、勉強不足であるけれど、先進であったヨーロッパでもうまくいかなくて風力は衰退して、それを日本で消費していると思えてなりません。企業と関係者だけでなく、第 3 者、本当の科学者の声をもっと出してから取りくんで下さい。出さないという事は出せない理由があるのではないのでしょうか。	BP 社の統計(※1)の中で、2021 年時点でヨーロッパでは 232GW もの風力発電設備が設置済みであることが示されており、日本(4.5GW)の 50 倍以上の容量になります。また、ヨーロッパの 2011 年時点での数値は 96.4GW であり、この 10 年間で 2 倍以上増えています。特にドイツ、スペイン、イギリスにおいて風力発電設備の導入が進んでおり、2021 年時点での数値はそれぞれ 63.8GW、27.5GW、27.1GW となっています。 (※1) BP, Statistical Review of World Energy 2022, 2022 年

表 2-1(117) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
148	私の祖国には建っていない風力発電を第 2 の祖国となった日本の美しい自然をこわして作るべきではない。やめて。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(118) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
149	建設、整地に関する出す CO ₂ と風力発電で減らせる CO ₂ との検証はできているのでしょうか？カーボンニュートラルがとか言うならそれを検証すべきではないかと思います。太陽光パネルも同様ですが。	発電時だけではなく、建設や廃棄など発電に係るすべての工程を考慮に入れた二酸化炭素排出量について、陸上風力発電は火力発電の 10 分の 1 以下（※1）であり、陸上風力発電の導入により二酸化炭素排出量削減に貢献できると考えています。 （※1）電力中央研究所，日本における発電技術のライフサイクル CO ₂ 排出量総合評価，2016 年

表 2-1(119) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
150	パソコンで「風力発電」と調べたら、賛成よりも、被害の写真やコメントが多くみえた。全てそうだとは思わないが、もっと地元の方への理解を得ていくことが大切ではなかろうか。地権者、行政のみで決めてよい内容ではない。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(120) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
151	うちはパパとママとおねえちゃんと、おじいちゃんとおばあちゃんの家族でくらしています。 山の中の鳥も、動物も家族がいるし、川の中の魚もトンボも家族がいると思う。 みんながいやがると思うから、工事する人もみんながうれしいと思うことをやってほしい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(121) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
152	新聞や TV で取りあげないことは、知られてはマズい！ということだと友人に習いました。今回も知られる前に工事行いたいという姿勢が感じられたと地元の方に聞きましたので、今のままの建設では反対します。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 また、準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされています。

(表は前ページの続き)

		で、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から 12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。
--	--	---

表 2-1 (122) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
153	川の中の魚やカエル、サンショウウオ、私は全部見たことないけれど、きっと川の中のおうちでみんな家族とくらしている。 トラックの音や木を切る音、工事の土で汚れた水がくればびっくりして死んでしまうかもしれない。悲しいのでやめてほしい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (123) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
154	耐用年数と耐用年数が経過した時の処置、事業が出来なくなったときの風車の撤去、現状復帰策の開示をして下さい。 生物調査もプロの方が行ったそうだが、つい数日入って調べただけが全てではない。 まとめた資料のみで判断はするべきではない。	風力発電機の耐用年数は一般に 20 年間とされています。耐用年数経過後は、機器の状況や地権者様・地元住民の方々などのご意見を踏まえて、撤去、あるいは、新しい風力発電機に建て替えなどの対応を検討してまいります。 万が一事業の継続ができない状況に陥った場合には、事業者の責任において撤去いたします。原状復帰に関しては、地権者様と協議の上、具体的な方法を検討してまいります。 現地調査に関しては、前段階の手続きである方法書にて審査を受けた調査手法・調査期間にて、四季を通して実施いたしました。

表 2-1 (124) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
155	我が家から瀬戸内の海が見える。海ですら風はあつたりなかったり。山とはいえ毎日羽を回し発電するほどの風量があるなんて思えない。強く風があれば他の災害の危険も増えるであろうことは素人にもわかる。土砂流出など、山、河、海にも決してよいことにはならぬ。生物を 1 匹でも殺すのであれば反対。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。また、本事業においては、きちんと発電できるよう、風況調査を行ったうえで、風力発電機の配置等を検討しております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (125) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
156	自分はよく知らないのですが、海（日本海）ですら羽が回っていないのを目にします（益田市）山でうまく発電できるとは考えにくい。生物のためにも中止を希望。	本事業においては、きちんと発電できるよう、風況調査を行ったうえで、風力発電機の配置等を検討しております。引き続き周辺環境に配慮した計画となるよう検討してまいります。

表 2-1(126) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
157	その地その地でこれまでの自然に沿った暮らしがあるはず。東京から来た企業はそれを壊してはならない。 自然も生物も多く生きている地を工事してはいけない。反対。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(127) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
158	日本せまいのに、そんなの作らんでもええ。要りません。落雷でよくめげるって聞いたし、めげてもそのままほったらかす会社も多いって聞いた。よその会社で、信用もないんだし、作らんとって下さい。中止！	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、風力発電や太陽光発電といった、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。また、故障した場合には、弊社が責任をもって修理いたします。

表 2-1(128) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
159	僕は中学生で、まだよくわからないけど、家族で益田市へ買物行った時に見る風車は全然回ってない。ならば、山はもっと回らないからうまくいかんと思う。のになんで建設しようとしているの？誰がもうけるために作ろうとしているの？ 中止だ！ 中止！	本事業においては、きちんと発電できるよう、風況調査を行ったうえで、風力発電機の配置等を検討しております。引き続き周辺環境に配慮した計画となるよう検討してまいります。

表 2-1(129) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
160	山間部に大量の風力発電所を建設する事は工事による森林伐採によって、貴重な動植物の生息域を破壊し、水源地を汚染し、山の保水力を弱め、海洋への栄養供給が減少する事で水産資源に影響を与え、漁獲量の更なる低下等数えられない悪影響が想定されます。 絶対に反対いたします。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であるとと考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(130) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
161	先日、知人より耳にし、初めて意見書を書きました。ユーチューブで武田邦彦先生の科学的哲学的論考「風力発電が森林を減らす！？」を見ました。素人には思わず「え？！」「本当に？！」と驚きの見知ばかり。とにかく自然のものを人間は利用してはいけないのです。 絶対に現地へ、日本へ作らないで下さい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であるとと考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(131) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
162	我が錦町にも西日本最大級の風力発電計画があったが、見直した。 しかし、計画を知っていた町民はほんのわずかだった。もっと先ずすべての住民、家があつて戻ってくる人にもすべてに知ってもらふべきだ！ それもせず、ごく少数の住民に告知、説明しただけで終わってはならない。工事をする前にやらないとダメだ。	本事業の開発に当たっては、2019 年 8 月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。また、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 また、準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から 12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。

表 2-1(132) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
163	今、1 才の子の母なのですが、朝起きてカーテン開けた山の上に風車が並んでいるなんて恐怖でしかない。今の大人が、声をあげずにこの子たちが大人になった時、「どうして母さんは建設を止めてくれなかったの?!」と言われ、返す言葉も無い大人ではいたくないので、大きく反対と言わせて下さい。「検討します」はもう使わないで下さい。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(133) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
164	我が家の先に本州唯一のナベヅル飛来地があります。地元住民、小学生たちや子ども達で田、畑、ソルが喜ぶためにと手入れを行ってきました。それですら 10 年経過。人のしてきた事を改めて、昔ながらの生活様式に戻していくことで生物も環境も良くなってきました。TV（所さんの目がテン）でも取りあげられました。流行りにのってよいことはファッション程度にしておきましょう。生物も自然も声をあげることは出来ません。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1(134) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
165	説明会に参加しました。まず思った事は入口に入っすぐに、住所、氏名などの個人情報を記入しなければならないのに御社の説明会の撮影・録音はなぜ禁止なのでしょう？多くの住民の方に周知すべきと知事の意見にも書いてありますが何かやましい事でもあるのでしょうか。また、役所（環境科）の受付の投書箱も隠すように置いてあります。住民に周知する気が全く感じられませんが、それでも丁寧に説明をしていると言えるのでしょうか。 本当に益田市や浜田市にとって良い事をしていると言えるのなら、市内でも、何度でも説明会を開き、もっと周知すべきです。 このままではこの意見書すら、行政や事業者に隠蔽されるのではと不安でなりません。	準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、その目的と異なる利用を防止する観点から、撮影・録音禁止とさせていただきます。 また、本説明会は、誰もが参加できる形で、お越しいただいた会場含め、5 日間にわたり 7 会場で実施いたしました。なお、説明会の開催にあたっては、各自治体広報誌や両県の主要日刊新聞に、本準備書の縦覧期間や説明会の開催日時・場所などについて掲載して周知しました。さらに、一部地区では無線放送やチラシによる周知も行っております。加えて、昨年 11 月、12 月に各地区において、主に役員の方に向けて準備書の説明をさせていただいた際にも、説明会についてご連絡させて頂きました。 説明会については、予定が合わず説明会にご参加いただけない方もいらっしゃると思いますが、様々な手法を活用して広く周知できるよう努めました。
166	水質について匹見といえば山葵が名産ですが説明会では池を作り河川等に流すと説明されましたが、山の山葵畑が崩れたり、水質が変わり、不作になったりした場合は御社が責任をとるのですか？ また、どのように検査をし、周知するとお考えですか？ 地図上での予測だけで十分な調査がされてない。 集中豪雨の時に濁水流出、土砂災害の恐れもあります。 山の山頂付近に風車を建てるということは先祖が守り続けた自然の循環を崩すだけだと考えます。 山も川も、この町の宝ですので簡単に考えないでいただきたい。	過去地元の方々からお話を伺う限りでは、対象事業実施区域の周辺にワサビ田は存在しないと認識しておりますが、引き続き情報収集に努めてまいります。なお、濁水対策については、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策により、できる限り影響を低減できるよう、計画を検討してまいります。 なお、災害級の大雨に関しては、今後関係機関と協議の上、適切な場所に、適切な仕様の防災施設を計画し、それらを他工事に先行して設置することや、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置すること、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を実施する予定です。
167	益田にも風力はありますがいつ見ても止まっていると聞きます。 そもそも耐久年数が 20 年という短かい期間ですが、この期間の故障や点検、撤去費用は御社が支払うのですか？又は税金から出すのでしょうか？ また風車は安全保障上、きわめて問題だと思えます。自衛隊や航空機もレーダー探知でき、電波を出し妨害できると聞いてます。 環境破崩をしてまで、やるべきでしょうか？	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 メンテナンス費用や撤去費用は、事業者が負担いたします。 また、一般に風力発電機にレーダーや妨害電波の発生機能はありません。本事業においてそのような機能を持つ風力発電機は採用いたしません。
168	説明会の時に御社が説明されました低周波の定義についても一度見解を伺いたいです。 また、「地震調査研究推進本部 本部長 文部科大臣」の資料によると、弥栄断層（弥叡山西断層）には地震の規模 M.7.7 程度の地震発生の可能性が将来、あるようですが、ご存知ですか？ もし、この規模の地震が起きた場合、風車は耐えられますか？	低周波音は説明会資料でもお示ししたとおり、一般的に 100Hz 以下の音を示しており、その中でも 20Hz 以下の特に低い音は超低周波音と呼ばれております。 本事業と弥栄断層の位置関係については準備書に記載しております。活断層のずれによって建設物が引き裂かれたり、傾いたりする被害は、活断層の真上に集中することを考慮し、活断層の直上を避けた風力発電機の配置にしております。また、活断層のずれによる影響以外については、国の定めた基準に基づく第三者機関による認証や国の審査を受けて、合格した後に建設工事に着手します。これにより、安全性を担保してまいります。
169	世界の風力発電の先進国は、環境保全の見地から徐々に衰退してきていますが、そもそも災害の多い、国土も狭い日本でやるべきでしょうか。島根県のどこを車で走っていても風車ばかり目に止	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。

(表は前ページの続き)

	まり、とても不気味に感じてしまいます。 御社は地域振興に取り組んでいると言っていますが、地元の方は全く知らないし、知っていても対した事ではないと言っています。 環境影響評価準備書説明会資料は、全て、事実なのでしょうか。 これ以上、風力は、必要ないと考えます。	本事業の開発に当たっては、2019年8月に現地拠点として浜田市弥栄町に事務所を開設して職員が常駐し、地域の皆様とのコミュニケーションの機会を増やすよう努力しております。定期的に関係者の方々に進捗のご報告をさせていただいているのに加えて、地域の草刈り等のお手伝いや地域のイベントへの協賛等も実施し、地域に対する理解を深めるとともに、弊社及び弊社が計画する風力発電事業についても知っていただくよう努めているところです。 地元への貢献として、地元自治体への納税や地権者様への地代のお支払いに加えて、発電所の維持管理業務において、地元の方の雇用を予定しております。また、外注するメンテナンス業務に関しては、出来る限り地元企業様を起用する予定です。さらに、本事業地周辺で弊社が運営している金城太陽光発電所の収益の一部を活用した地域振興の取組を実施させていただいており、本事業にも地域活性化のきっかけとしてご期待の声もいただいております。 なお、環境影響評価準備書説明会資料につきましては、本事業で調査、予測及び評価を実施した内容をまとめた準備書の内容に基づいた資料となっております。
--	---	---

表 2-1 (135) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
170	私達アンダンテ 21 は長年高津川の環境保全をメインテーマに活動している益田市の NPO 法人です。貴社が益田市四見町道川地区仏谷川、赤谷川源流域に計画している大規模風力発電事業には、低周波等による健康被害、災害の発生、バードストライク等による鳥類への影響等々多くの憂慮すべきことがあります。ここでは私達が長年携わってきた河川生態系への影響に絞って意見を述べさせていただきます。 この度、大規模風力発電施設の建設を計画している地域は、名称を「(仮称) 新浜田ウィンドファーム」としながらその大部分は、過去何度も水質日本一に輝いた日本を代表する清流、益田市の高津川源流部にあります。地域の宝である高津川の豊かな水を産み出す要ともいえる源流の山麓にこのような施設を建設することは高津川の水環境にとって致命的な打撃をもたらすものと考えます。 この地域の河川に生息するインドジョウ、インドコなど高津川で発見された希少淡水魚をはじめ、多くの貴重な魚類が計画によって大きく影響を受けることが懸念されますが、その中でも最も打撃を受けるのが、源流部に生息するゴギ <i>Salvelinus leucomaenis imbricus</i> (Jordan&McGregor1925) : 島根県絶滅危惧Ⅰ類だと考えます。ゴギは日本の淡水魚の中で河川の最上流域に生息するイワナの地方亜種です。本来北極圏の魚であるイワナ類は、氷河期に川と海を行き来しながら南の地域まで生息域を広げ、氷河の後退とともに冷水を求め源流域に取り残された「氷河遺存種」と呼ばれる貴重な魚です。さらに高津川の源流域、北緯 34 度 18 分、東経 131 度 48 分の地点が日本のみならず世界のイワナ類の自然分布西南限域とされています。それはかつての氷河の後退から取り残された歴史が最も古い生息地であることを意味する世界的に極めて貴重なイワナ類の聖地なのです。 私は学生時代から約 50 年、ずっとこの地域のゴ	有識者へのヒアリング結果を踏まえて、濁水や土砂の流入による水生生物への影響を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、沈砂池から常時水流までの離隔を出来る限り確保しているのに加え、東側エリアに風車を設置しない計画とし、かつ、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。また、基本的には沢筋の改変は避け、尾根部に風力発電機や道路を設置する計画しております。 引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう、水温等への影響含めて検討してまいります。

ギをみてきました。ゴギは高津川水系の中でも、計画にある匹見町道川地区源流部に多く生息し、秋になると普段魚が棲めるとはとも思えないような信じられないほどの小沢の細流に遡って産卵します。準備書説明会の際、この工事についての川とは？の質問に対し地図上に示された川とのお答えでしたがゴギにとって脅威なのはそういった産卵場所を川とは認識されないまま、工事等がなされることだと考えます。さらにゴギにとって最も致命的な影響は沢の水温上昇です。沈砂池に水が滞留することや樹木の伐採で小沢に日光が届くことによって恒常的に水温が上昇することは誰が考えても容易に予想できます。説明会の際、水温上昇について予測、評価があるか？との質問に対してもないとのことで、前述したように冷水にしか棲めないゴギに対して、最も大切な水温の認識がない環境影響評価で保全が出来るはずありません。この計画はどう考えても希少魚ゴギの地域絶滅を招く致命的な環境破壊をもたらすと考えます。

最近京都大学より森里海のつながりを科学的に証明する画期的な論文が発表されました。(Effects of forest cover on richness of threatened fish species in Japan 流域の森林率が河口域の絶滅危惧種に与える影響 : Lavergne Edouard, Kume Manabu, Ahn Hyojin, Henmi Yumi, Terashima Yuki, Ye Feng, Kameyama Satoshi, Kai Yoshiaki, Kadowaki Kohmei, Kobayashi Shiho, Yamashita Yoh and Kasai Akihide 掲載誌 : Conservation Biology DOI) 研究は高津川を含む全国 22 箇所の一級河川の河口域で環境 DNA による生物調査を行いその結果と、河川の背後の状況との関係を解析するものです。結果を簡単に言うと河川上流の森林率と河口域の絶滅危惧種の多様性に深い相関関係が見られ、森が下流の生き物を育てることが科学的に立証されたということです。また森林率、絶滅危惧種の数ともに高津川は 22 河川中ほぼ最高位にランクされ、水質とともに川の豊かさとしても素晴らしい河川であることが証明された結果でもありました。

森林率の低下が下流に与える影響の要因は論文で数多く指摘されていますが、最も大きいのは微細粒子泥の流出とされています。貴社によると濁水は川まで届かないとされています。その主張自体にも無理があると思いますが、そこは他の詳しい方のご意見に譲るとしても、沈砂池等で微細粒子泥の流出を防ぐことはできません。建設現場の地図上に川とされるものはなくとも高津川の始まりは源流域の山麓に毛細血管のように存在する水脈です。山頂の森林を切り開いて広大な裸地を産み出すこの計画による影響は計画地域のみならず流域全体、ひいてはるか下流の海にまで及ぶことがこの論文により科学的に証明されています。

微細粒子泥の流出を増やすとされる人工構造物にダムがありますが、清流高津川は本流にダムを持たない全国的にも稀な一級河川として有名です。これには高津川にダムを作ることを許さなかった先人たちの長い河川愛護の歴史があります。現在、私達アンダンテ 21 は流域の学校で子どもたちに「高津川」をテーマに環境授業を行っています。この流域に暮らす私たちには先人たちから受け継いだ清流高津川を守り、子や孫たちに繋ぐ義務があるのです。

私達アンダンテ 21 は再生可能エネルギーの開発そのものを否定する団体ではありません。しかしこの度の当地区への風力発電施設建設計画は、

(表は前ページの続き)

	森林破壊、砂泥流出、耐用年数経過後の撤去工事？その後の森林再生？などを考え併せると、とてもその収支が CO2 削減となり再生可能であるとは考えられません。このような計画で流域住民共通の宝である「日本一の清流高津川」を失いかねないリスクを負うことはできません。 環境影響評価準備書を拝見させていただいた中で憂慮すべき事項は多々ありますが、高津川流域の生態系に与える多大な影響に絞って考えただけでもこの計画は断じて容認できるものではありません。 建設計画を撤回し、断念されるよう強く求めます。	
--	---	--

表 2-1(136) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
171	(地形地質) 先日の地元説明会で新浜田ウインドファームの建設予定地が弥畝山付近を中心に計画されていて弥栄断層（弥畝山西断層）に近く建設地には向いていないのではと質問しました。 回答は断層からずれていて真上ではないので問題ない、建築基準を守って建設すると回答されました。 しかし、2月7日に発生したトルコの大地震を見ると断層からずれていれば大丈夫とは到底考えられない地球のエネルギーの大きさに恐怖を覚えました。 わざわざ近くに断層があることを認識しながら建設計画を進められていますが地震調査研究推進本部の調査結果を見ればかなり危険な断層であるとされています。 建設場所の見直し変更を強く要望します。 参考資料（地震調査研究推進本部資料転載） ○断層の過去・将来の活動 ＜過去の活動＞ 弥栄断層の平均的な右横ずれの速度は、0.4～1.2m/千年程度の可能性があります。弥栄断層の最新活動時期は約1万1千年前以後、約3百年前以前と推定されます。平均活動間隔は、約4千年～1万3千年の可能性があります。 ＜活動時の地震規模＞ 弥栄断層は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.7程度の地震を発生させる可能性があり、その際には断層近傍の地表に5m程度の右横ずれを生じる可能性があります。 ○将来の地震発生の可能性 ＜弥栄断層＞ 地震の規模：M7.7程度 地震発生確率：今後30年以内に、ほぼ0%～6%	一般に活断層のずれによって建設物が引き裂かれたり、傾いたりする被害は、活断層の真上に集中することを考慮し、活断層の直上を避けた風力発電機配置にしております。また、活断層のずれによる影響以外は、国の定めた基準に基づく第三者機関による認証や国の審査を受けて、合格した後に建設工事に着手します。これにより、安全性を担保してまいります。

表 2-1(137) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
172	(景観) 私たちは8年前から栽培している赤そばを通して八幡高原の活性化を進めています。赤そばを生産することで花を写す写真家や観光客が多く訪れます。また、臥龍山麓公園にある「かりお茶屋」で手打ち蕎麦を提供して多くのお客様に喜んでいただいています。地域で運営する「かりお茶屋」は八幡地区を訪れる観光客、登山家、写真愛好家など自然を求めてくる人々により支えられていま	東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、「②八幡地区」及び「⑦八幡高原」からの風力発電機の見えの大きさを低減しました。 フォトモンタージュにつきましては、紙面の制約があること、環境省の指導により水平画角60度で掲載していることから、日常的に皆様ご覧いただいている景色の一部のみを切り取って示されているようにお感じになられている部分もあるかと思ひます。説明会の場においては、実際の見え方

(表は前ページの続き)

す。 この恵まれた環境を求めて多くの観光客が訪れていますが今でも八幡地域の多くの地点で既存の風車が確認できるのに4倍の面積の超巨大な風車が建設されると今までよりはるかに多くの地点から間近に見え驚愕の景色となり八幡高原を訪れる観光客などに大変な影響があることは明らかであり「かりお茶屋」の存続にも関わる重大な事象です。もとより「かりお茶屋」や野菜販売所は地域活性化の重要な地点であり憩いの場、就業の場、地元野菜の販売の場でもあります。 この八幡地域のかげがえのない場所を潰すような景観の破壊は決して許されません。 方法書の計画にあった八幡に近い鷹ノ巣山から準備書では弥岐山に変更されています。いかにも八幡地域の住民の要望に応えたかのような誇らしげな説明をされました。貴社の会社紹介にある「再生可能エネルギー普及を通して人々が暮らし続けられる環境と社会づくりに取り組むことです。」我々八幡地域が暮らし続けられる環境はこれ以上景観を壊す風車を建設しないことです。 次に、フォトモンタージュで示されている写真は既存の風車を毎日見ている我々の日常の視認とかけ離れています。今見えている付近に高さが2倍、面積が4倍の風車が建設されたらどのように見えるか正々堂々と示して下さい。 そして「このような状況になりますが再生可能エネルギー普及に取り組む私たちのために八幡地区の住民の皆様は理解して下さい」と理解を求めて出来上がったあとで説明と違うと言うことがないようにして下さい。 日本の急峻で狭い土地に無理やり風車を建設して貴重な自然破壊、景観を壊すより政府も再生可能エネルギー拡大の切り札として「洋上風力発電」の導入を積極的に進めています。「BLUE WIND」洋上風力発電建設作業船の完成が2月17日の新聞で紹介されました。貴社も地上から洋上に切り替えて会社の目的を達成されるよう望みます。	を実感していただきやすいよう、紙面から50cm離れたところから見ると風力発電機が実際の大きさに見え、また水平面角も広めにしたフォトモンタージュをお示しさせていただきました。 ご指摘の通り、洋上風力の導入は非常に重要であり、弊社も現在北海道石狩の案件に取り組んでおります。一方で、2021年度時点で電源構成における再生可能エネルギーの割合が20%にとどまっている状況下(※1)、国が掲げる2030年度における同割合の36~38%程度への増加目標、ひいては、2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、引き続き陸上風力の導入も重要であると考えております。 (※1)日本のエネルギー2022年度版「エネルギーの今を知る10の質問」、経済産業省、2023
---	--

表 2-1(138) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
173	私たちは(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業の事業実施地域に隣接している広島県八幡地域において、ボランティア活動により2001年から20年以上にわたってカキツバタの栽培をしています。これは1933年と1937年の2回、当地を来訪された牧野富太郎博士が自生していたカキツバタの美しさに感動されたという歴史にちなみ、「八幡高原のカキツバタ」として全国的にも有名なものです。 私たちは八幡地域の休耕田を活用し、牧野富太郎博士が来訪された時代の景観とカキツバタ群落を再生しています。しかしながら当時の八幡高原に風力発電機があるはずもなく、この度の事業は私たちの活動の目的を永遠に閉ざしてしまうものです。 今年の連続テレビ小説「らんまん」は牧野富太郎博士の偉業を振り返る物語であり、今後当地にも多くの観光客が殺到すると見込まれます。しかし、風力発電により景観を大きく損なわれてしまった八幡高原にきっと誰もが失望することでしょう。 私たちは今回の建設事業に絶対反対を表明するとともに以下の調査を依頼します。	八幡高原カキツバタの里につきましては現地確認を実施しており、本事業の風力発電機は樹木によって遮蔽され、ほとんど視認されない可能性が高いと考えられます。

(表は前ページの続き)

	調査内容	
	八幡高原カキツバタの里における ①春夏秋冬それぞれの季節における全方位の正確なフォトモンタージュの作成をしてください。	
174	②騒音及び低周波の大きさの予測および健康への影響予測を高齢者、成人、妊婦、未成年、幼児などの年代別、さらに晴天、雨天、降雪、台風等の災害時、早朝、日中、深夜といった条件ごとに定量的に示してください。	騒音・低周波音ともに全地点において予測値は指針値を下回る結果になっております。 騒音及び超低周波音の感じ方について、個人差があることは認識しておりますが、年代・性別ごとの予測手法が確立されていないことから、環境省の指針値をもとに評価しております。予測に当たっては、最も音が伝わりやすい安全側の条件で昼と夜の予測結果をお示した上で、評価を行っています。
175	③その調査結果を踏まえ、その影響を回避するための具体的な施策を明示してください。	準備書における配置計画の検討に当たっては、風力発電機の設置位置と居住地区との離隔を出来る限り確保し、周囲の音環境への影響の回避低減に努めました。騒音・低周波音ともに全地点において予測値は指針値を下回る結果になっておりますので、追加の環境保全措置は予定していません。
176	④今回の事業によって何らかの損害が発生した場合、その補償方法について、だれが主体となって、どのような補償をしてくれるのか明示してください。	発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。

表 2-1 (139) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
177	私は(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業の事業実施地域に隣接している広島県八幡地域において生活、勤務をしている者です。家族構成は私(47歳)、妻(44歳)、長男(7歳)、次男(4歳)の四大家族で、今後も八幡地域に永住したいと考えております。 私は八幡地域内の八幡郵便局にて勤務しており、八幡地域上3班、八幡高原自然館管理組合、カキツバタの里づくり実行委員会、田尾組神楽団などの地域団体に所属しております。一年中ほとんど毎日を24時間、八幡地区内で過ごしております。 八幡高原では名物の赤そば畑、カキツバタの里など、その豊かな景観によって観光客の誘致を図り、赤そばやカキツバタの花等の当地ならではの特産品を全国へ販売しています。これは当地の景観ももちろんのこと、牧野富太郎や宮本常一ら多くの著名人が訪れ、その印象を著書に記していることや縄文時代の矢じりが出土していることなど、歴史に彩られていることが多くのファンを引き付けていることにも支えられています。しかしながらこの度の巨大な風力発電機の建設は、八幡高原の景観や歴史的魅力を大きく損ない、当地で展開されている事業にとって大きな損失になることが予測されます。 また今回の準備書を読んでなお騒音、低周波等による健康被害についても懸念を払しょくできるものでなく、これも決して容認できません。 これらの点を踏まえ、今回の準備書を拝読したところ、現在の調査内容では騒音や低周波に対する調査が十分とは言えず、重大な不安があるため下記の調査を要請します。 調査内容	ご指摘の北広島町八幡地区を代表する地点として、最寄りの環境4、環境5、環境6の地点で調査を実施いたしました。いずれの調査地点も風力発電機と1.5km以上の離隔が確保されており、周辺他事業が同時に稼働した場合においても、騒音・超低周波音ともに指針値を十分下回る予測結果となっておりますので、現時点で追加調査の実施は予定しておりません。 騒音及び超低周波音の感じ方について、個人差があることは認識しておりますが、年代・性別ごとの予測手法が確立されていないことから、環境省の指針値をもとに評価しております。予測に当たっては、最も音が伝わりやすい安全側の条件で昼と夜の予測結果をお示した上で、評価を行っています。

	(自宅) ■■■ (勤務先) ■■■ (活動場所) 八幡地区上3班集会所、田尾組神楽道場、八幡高原カキツバタの里における ①騒音及び低周波の大きさの予測および健康への影響予測を高齢者、成人、妊婦、未成年、幼児などの年代別、さらに晴天、雨天、降雪、台風等の災害時、早朝、日中、深夜といった条件ごとに定量的に示してください。 注) ■部は個人情報のため、伏字としました。	
178	②その調査結果を踏まえ、その影響を回避するための具体的な施策を明示してください。	準備書における配置計画の検討に当たっては、風力発電機の設置位置と居住地区との離隔を出来る限り確保し、周囲の音環境への影響の回避低減に努めました。騒音・低周波音ともに全地点において予測値は指針値を下回る結果となっておりますので、追加の環境保全措置は予定していません。
179	③私や関係する団体等が、経済的または健康面の被害を被った場合に、その補償方法について請求する具体的な手順や請求先について明示してください。	発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。

表 2-1(140) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
180	八幡上3班は広島県山県郡北広島町東八幡原に集会所を保有し、15世帯が所属しております。幼児から高齢者まで幅広い年齢層が在籍していますが、この度の新浜田ウインドファーム発電事業による、健康被害と景観への影響について危惧する声が多く寄せられています。つきましては以下の調査を実施していただきますよう、お願いいたします。 ①八幡上3班集会所における騒音、低周波の大きさの調査	北広島町八幡地区を代表する地点として、環境4、環境5、環境6の地点で調査を実施いたしました。いずれの調査地点も風力発電機と1.5km以上の離隔が確保されており、周辺他事業が同時に稼働した場合においても、騒音・超低周波音ともに指針値を十分下回る予測結果となったことから、現時点で追加調査の実施は予定しておりません。
181	②八幡上3班集会所から建設予定地方面への眺望のフォトモンタージュ 以上、どうぞよろしく願います。	広島県山県郡北広島町東八幡原については、「②大蔵神社」及び「③八幡地区」を主要な眺望点に設定し、予測及び評価を実施いたしました。

表 2-1(141) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
182	(景観) 私たちの暮らす八幡高原は半分が西中国山地国定公園内に含まれており素晴らしい景観と環境に恵まれた西日本でも有数の貴重な自然豊かな地域です。 地球温暖化防止、脱炭素社会、再生可能エネルギー普及の名の下に既存の風力発電機の周辺に巨大風車の計画が示されました。今でも八幡地域の多くの地点で既存の風車が確認できるのに4倍の面積の超巨大な風車が建設されると今までよりはるかに多くの地点から間近に見え我々地域住民には暮らすことのできない環境の変化が起きます。 方法書の計画にあった八幡に近い鷹ノ巣山から準備書では弥岐山に変更されています。いかにも八幡地域の住民の要望に応えたかのような誇らしげな説明をされました。貴社の会社紹介にある「再生可能エネルギー普及を通して人々が暮らし続けられる環境と社会づくりに取り組むこと	準備書の計画においては、できる限り環境影響を低減できるよう、東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、かつ、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を削減いたしました。 フォトモンタージュにつきましては、紙面の制約があること、環境省の指導により水平画角60度で掲載していることから、日常的に皆様をご覧いただいている景色の一部のみを切り取って示されているようにお感じになられている部分もあるかと思えます。説明会の場においては、実際の見え方を実感していただきやすいよう、紙面から50cm離れたところから見ると風力発電機が実際の大きさに見え、また水平画角も広めにしたフォトモンタージュをお示しさせていただきました。 ご指摘の通り、洋上風力の導入は非常に重要であり、弊社も現在北海道石狩の案件に取り組んでおります。一方で、2021年度時点で電源構成における再生可能エネルギーの割合が20%にとどまっ

(表は前ページの続き)

です。」我々八幡地域が暮らし続けられる環境はこれ以上景観を壊す風車を建設しないことです。 次に、フォトモンタージュで示されている写真は既存の風車を毎日見ている我々の日常の視認とかけ離れています。今見えている付近に高さが2倍、面積が4倍の風車が建設されたらどのように見えるか正々堂々と示して下さい。 そして「このような状況になります再生可能エネルギー普及に取り組む私たちのために八幡地区の住民の皆様は理解して下さい」と理解を求めて出来上がったあとで説明と違うと言うことがないようにして下さい。 日本の急峻で狭い土地に無理やり風車を建設して貴重な自然破壊、景観を壊すより政府も再生可能エネルギー拡大の切り札として「洋上風力発電」の導入を積極的に進めています。「BLUE WIND」洋上風力発電建設作業船の完成が2月17日の新聞で紹介されました。貴社も地上から洋上に切り替えて会社の目的を達成されるよう望みます。	ている状況下(※1)、国が掲げる2030年度における同割合の36～38%程度への増加目標、ひいては、2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、引き続き陸上風力の導入も重要であると考えております。 (※1)日本のエネルギー 2022年度版「エネルギーの今を知る10の質問」、経済産業省、2023年
---	--

表 2-1 (142) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
183	説明会に参加させていただきました。 説明を聞いてますと、各評価の数値が、すべて基準値に操作されていると強く感じました。 調査した数値をくわしく出すべきだと思う。 それと、フォトモンタージュで、風車が見える見えないと言う話が、かなり出ましたが、実際見えるわけですから、どのようにみなさんに不快な思いさせないよう努力すべきだ。 とにかく、御社が、正直に住人に説明すべきだ。	説明会の場において、調査結果は全項目の実測データを掲載し、説明させていただきました。 準備書の計画においては、東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、影響を低減できるよう、できる限りの努力いたしました。

表 2-1 (143) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
184	今回貴社が供覧された、(仮称)新浜田ウィンドファーム事業環境影響評価準備書について、意見を述べさせていただきます。 総括事項 一番にこの会社に銀行はついていない。このことが一番大きいとあって、ゴルフ場開発では林野庁がいていた。又、五年くらい前に、変な人を連れてきて、風車発電にも、美都森(その時は市が三セクにしていた。)の事業バイオ発電の、出資者は、元山陰中央社長山根が出資していると40分ぐらい話したので、朝鮮銀行の資金が流れていて、もう、出てないと思うがというと、三セクも市は辞めた。売電は技術的に、巨大変電所廻りと、その廻りの送変電所は安全性の問題で不可能と知ったはずだ。中国電力は内輪では了承してくれているとつぶやいているが、証拠をみせて下さい。この二つが一番大きいところでアセスはまだ出来るところにはきていません。	本事業の実施に当たっては、適切な資金調達を行う予定です。 中国電力様とは、系統接続に係る契約を締結済みです。
185	個別事項 一、ウィンドファーム様と思いますが、かつて、アセスもされましたが期限切れで間に合なかったのが島根県への知事への手紙で「この会社は、電気にくわしくなく、11万Vの送電線を県道に沿って、西島根変電所へ売電する」と言っていました。中国電力(株)は、「知らない」といわれました。エネ庁は「許可しなかったら、ダメになる」といわれその事を知らせました。超々	ご意見いただきありがとうございます。引き続き法令に則って事業計画を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	高圧線の通る所、変電所に近い送電線のある所では、出力が変わる時に、方程式が∞無限大になり、何が起きても不思議でなく、太陽さえ一瞬で、消えてしまう事故も起きるといわれています。線で起きるのではなく、場でおき、それが変電所や高圧線にかえっていき、だから気休めの為か毎日ヘリコプターを飛ばしています。私達人間には、静電気のせいで、神経がやられたり、場で生じた電撃で、電撃症になっていて、とりわけ夜と昼の電気の方向の変わる時、出力が大きく変わる時刻には、家にいないようにして逃げています。電気工作物にはいろいろ防御されているようですが、空中を飛ぶので、人間に害がないようにすることはムリです。又小さい方の電気に電磁誘導がおこりそれが空中をかえっていくので、NTT の電話線も、いちはやく 50 万 V が通った時、グラスファイバーにかえられましたが、それでも 4 年でダメになり、雷が落ちて、落ちて困ると、工事をされていました。アセスには電気は入らないと 21C なのでもいわれていますが、新しい、ことではなく、エジソンの時代から知られていることで、だからエジソンは直流をとったのです。アセス以前の前提がウソです。ムダ金や税金を使い、つくるつくりたくないより、つくるという金を作る為にこんなことをしてもらったら困ります。金城変電所も断ったといっていますから、おそらく二川から見える風力発電は今も、売電は出来てないものと思います。	
186	二、今現在、二川から見える風力発電は、夜になると、ピカッピカッと強烈な光線が出て、あたりの風景一面を邪魔します。又、心の中に入ります。やめるべきです。雪の女王の中でカイちゃんがカガミのカケラが心に入り、雪の女王の奴隷にさせられました。早く、光線、(レザーかな)をやめて下さい。	本事業では、航空法に従い、必要最低限の航空障害灯の設置とするなど、地域住民の皆様の生活の支障とならないよう検討してまいります。
187	三、昭和 58 災害の災害の記録が検証されていません。雨力計が壊れていて、出てないかもしれませんが、それでは許されません。安全であった山等ひとつもないのですから、もし 58 災害のような豪雨があれば、そこはどうなったでしょう。1 万年に一つでも、真にあったのですから、ほん 25 年前に。島根県として、どう思っているのか、責任をとって下さい。	災害級の大雨に関しては、今後関係機関と協議の上、適切な場所に、適切な仕様の防災施設を計画し、それらを他工事に先行して設置することや、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置すること、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を実施する予定です。
188	四、二川の地は高圧線から美都の中でも一番遠い、安全だと思い、避難したが、エネ庁は、そこも危ないといわれた。その証拠にしょっちゅう雷が落ちる。家根までやられた家も出た。配電線も終りは、電気を流す柱をつけ足している。昨年、6600V の電線全部に深く、アースがしなおされた。 又、アジアン風力発電所は、11 万 V の電気を四見の 11 万 V の水力発電所へ持ってゆくという。中国電力はそんなバカな話はきいたことはないという。11 万 V を 11 万 V の発電所へ持ってゆく。発電所がふつとぶと思います。大変幼稚な連中です。 以上	ご意見いただきありがとうございます。引き続き法令に則って事業計画を検討してまいります。

表 2-1(144) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
189	(仮称)新浜田ウィンドファーム事業環境影響評価準備書について意見を述べさせていただきます。 <景観破壊について> 景観予測結果報告「道の駅サンエイト美都」に対する意見 二川公民館での説明会后、さらによく分かる予測図を会社からいただいたが、地区のシンボルである大鹿山の背後に4本、右側の山に4本、既設を含め12本の巨大風車が立ち並びます。既設の4本だけでも目障りになるのにさらに8本もの風車が迫ってくると、道の駅だけでなく、二川地区中心部にとってダメージはとてつもなく大きい。 特に夜間の強力な光の点滅は、星空が美しい静かな田舎町の夜景を破壊。 二川の中心部にある旧二川小学校跡はリニューアルしてこの4月から青少年の合宿等交流体験施設として活用されます。多くの子どもたちが宿泊しますが、夜空を見て幻滅するでしょう。星空観測に最適地なのに、星空が破壊されてしまうと、住民の悲願だった宿泊施設も台無しです。 既設の4本で我慢しているのにこれ以上の風車による景観破壊は許せません。 安来・雲南に建設予定の風車が松江市の松江城から見えるというので、景観問題が持ち上がっています。 二川についても全く同様に如実な問題です。建設計画を撤回して下さい。	地形及び樹木の遮蔽を考慮した配置とする事で風力発電機の見えの大きさ及び水平の広がりでの低減に努め、圧迫感や威圧感を与えないように配慮いたしました。また、塗装色を環境融和色とすることで周囲の景色から際立った印象とならないよう、眺望景観に配慮した事業計画といたしました。本事業では、航空障害灯については航空法に従ったうえで、必要最低限の航空障害灯の設置とすることなど、地域住民の皆様の生活の支障とならないよう検討してまいります。

表 2-1(145) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
190	低周波・超低周波音（施設稼働）累積的影響の予測についての意見 1. 低周波・超低周波音に対する弱者が存在しています。 低周波、超低周波による健康被害は我が家の家族にとっては非常に深刻な問題です。影響の発生源はエコキュートのヒートポンプで簡易な測定ですが50dB程度でした。 その環境で、エコキュートが稼働する事により頭痛、不眠、倦怠感、身体の痛みなど耐え難い症状になりました。設置直後は影響を感じていませんでしたが、数週間後に耐え難い状況になり、エコキュートを娘の居所から直線距離で15m程度離し、また防振シートを施したり、運転時間を昼間にする事で耐えている状況です。 低周波・超低周波は人により感受性が大きく異なりますが、弱者が数パーセント存在するのは事実です。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。
191	2. 現在稼働中のウィンドファームを含めた累積的影響について 現在、弥畝山で29基の中型風車が稼働中で測定値はありませんが、これに新規建設風車群から発生する騒音が加わった場合の予測をお示し下さい。 また予測値を安城地区の弥栄支所近傍を加えて下さい。	本調査における測定値はウィンドファーム浜田の風力発電機が稼働している状況でのデータであることを踏まえ、測定値からウィンドファーム浜田の風力発電機の騒音レベルの寄与値を差し引き、残留騒音の値を推定しております。その残留騒音の推定値に、本事業で設置予定の風力発電機、ウィンドファーム浜田の風力発電機、さらに、他事業者が周辺で計画している事業で設置予定の風力発電機から発生する、それぞれの騒音レベルの寄与を足し合わせて、累積的影響を予測しています。

(表は前ページの続き)

		ご指摘いただいた弥栄支所近傍における累積的影響については、P. 672 の図の通り、風力発電機騒音レベルの寄与は概ね 30db 以下と予測しております。
192	3. 施設の稼働による騒音の影響について 参照 評価説明会資料 72 ページ 国は知覚閾値を 100dB としていますが、この値は弱者を含まない値です。音を感じるのは耳だけではありません。 予測値では 60dB を超える居住地域が何か所か存在しますが、1 項で述べたように 50dB でも深刻な影響を受ける弱者がいる事を考えると、<u>健康被害を与える設備</u>である事は否めません。 近隣住民への健康被害が無い事を最優先で進めていただく事を切にお願いします。	騒音・超低周波音に関しては、すべての調査地点で環境省の指針値を下回る結果となっておりますが、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせていただきます。その上で、しかるべき対応をさせていただきます。

表 2-1(146) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
193	自然環境と生物多様性の保全の観点から、島根県浜田市と益田市に計画されている（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業（事業者：株式会社グリーンパワーインベストメント、約 56,000kW、基数：14 基）の環境影響評価準備書に関して意見を述べる。 本事業は下記の懸念があり、生物多様性の喪失などの自然環境面での多大な影響が予測されることから、事業計画の一部を取りやめ、調査に重大な誤りがあることから準備書の作成をやり直すべきである。 1. 保護林への影響が多大である 本準備書に記載はないが、本事業で設置が計画されている風力発電機 14 基のうち 4 基は、林野庁近畿中国森林管理局が設置した保護林に近接している場所に計画されている。7 号機と 8 号機は十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林に（準備書 P. 29）、9 号機は十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林と十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林に（準備書 P. 30）、10 号機は十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林に（準備書 P. 30）それぞれ近接している。特に 9 号機と 10 号機は保護林から 20m の位置に風力発電機が設置され、保護林の境界部まで整地のための伐採および切盛土が計画されている。さらに、これら 4 基の風力発電機設置のための搬入路は保護林に接する場所で計画されている。 保護林制度は、特に希少価値が高く特徴的な森林群落を恒久的に保存し、その生態や推移を観察して学術研究や森林施業の参考とする目的の林野庁の制度である。十文字山ブナ植物群落保護林の保護及び管理の方針は、「外接森林の伐採に当たっては、保護林の外縁部に保護樹帯を設ける。」としており、同保護林の林縁部を伐採し切土および盛土を行う当計画は、保護林機能の喪失につながる。このように、本事業は生物多様性保全上重要な保護林への影響が多大であることから 14 基の風力発電機のうち 7 号機、8 号機、9 号機および 10 号機の 4 基の風力発電機設置は実施すべきではない。	保護林は、本事業で改変しません。また、保護林に指定されている林分は北斜面側に分布している一方、改変区域は南斜面側のみで計画しており、保護林に土砂の流出等の影響が及ばないように配慮しております。加えて、保護林の境界部分には現存の樹林帯を可能な限り残す計画としております。

194	2. 植生の状況把握に重大な誤りがある 上述のように、7号機、8号機、9号機および10号機の北側は林野庁の保護林に指定されている。本準備書では空中写真判読（準備書P.155）および現地調査の結果（準備書P.1607）、保護林内の植生調査地点V01の周辺は植生自然度9のスギ・ブナ群落、V02の周辺は植生自然度8のブナ・ミズナラ群落としている（準備書P.1600）。しかし、これら群落はわずかで、保護林に指定されている斜面のほとんどは、胸高直径20cm～30cmからなる若い二次林が広がっており、植生自然度は7であるとしている（準備書P.1610）。 保護林は林野庁により厳正に保護されているだけでなく、定期的なモニタリング調査が実施されている。平成20年度近畿中国森林管理局保護林モニタリング調査十文字山ブナ植物群落保護林調査報告書によると、当保護林全域は、高木層はブナ、ミズナラが林冠を形成しており、亜高木層はクリやミズナラ等が生育し、低木層～草本層にはチマキザサが密生していることが報告されている。また、平成28年には保護林の大幅な拡張がおこなわれている。さらには、十文字山ブナ・ミズナラ希少個体群保護林および十文字山スギ・イヌブナ・ミズナラ遺伝資源希少個体群保護林の範囲は環境省の1/25,000植生図ではブナ・ミズナラ群落とされ、植生自然度は8となっている。当会の調査でも、現地は胸高直径60cm、樹高20mほどの100年生のブナやミズナラが林冠を形成する森林であることを確認している。このようなことから当保護林全域は植生自然度8であることは自明である。 このように対象事業区域内の森林群落の把握に大きな誤りがあるにもかかわらず、本準備書の予測結果では自然度8、9、10の自然度が高い植生の造成を回避していると断言している（準備書P.1675）。さらにはこれら植生データは、動植物や生態系の評価の際に根幹を為すデータとして利用している。本準備書は風力発電機設置予定地周辺の森林群落を正しく評価出来ておらず、そのため動植物への影響評価が不十分であり、本準備書をもって本事業による環境への影響が少ないと結論づけることは不可能である。このようなことから、空中写真判読および現地調査による植生の調査をやり直し、動植物への影響を再度行い、準備書の作成をやり直すべきである。	本事業の改変区域は、準備書に記載の通り、二次林（植生自然度7に該当）となります。1960年代の空中写真等を参照すると、保護林の境界部分（境界となっている尾根部含め）まで伐採された様子が確認できます。 動植物や生態系の予測評価は、各植物群落の改変面積やその割合をもとに行っており、かつ、改変区域内の植生自然度に誤りはないことから、動植物や生態系の予測評価は適切に実施されていると考えております。 なお、現地調査に関しては、事業実施による影響を的確に把握するため、改変区域周辺を中心に調査を行っております。保護林は、本事業で改変しないため、保護林内の詳細な調査（例えばご指摘にあるような胸高直径60cm以上の樹木の分布等）は行っておりませんでした。ご指摘も踏まえ、保護林内の詳細を把握するための追加調査を行い、評価書に反映したいと考えております。
195	3. 絶滅のおそれのあるサンショウウオ類の生息が確認されている 改変区域内および対象事業区域内で環境省のレッドリストⅠB類に指定されているイワミサンショウウオの生息が確認されている（準備書P.971）。また、対象事業区域内で環境省のレッドリストⅡ類に指定されているチュウゴクブチサンショウウオが確認されている（準備書P.971）。サンショウウオは移動能力が低く、またイワミサンショウウオやチュウゴクブチサンショウウオは分布地が限られている。このようなことから、希少サンショウウオの生息している場所での事業はおこなうべきではない。 以上	小型サンショウウオ類への影響を低減するため、生息地の改変は極力避けるよう計画いたしました。また、生息地への土砂及び濁水の流入を極力防止できるよう、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置することなどの対策を実施する予定です。

表 2-1 (147) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
196	貴社が作成した（仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書（以下、準備書という）に対し、環境影響評価法第 18 条の 1 に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。 記 （1）鳥類における影響予測について ①影響予測の全体について ・これまで、まとまった鳥類調査が行われていなかった当該地域で大規模な調査が行われ、結果として準備書 920P に示されるように 129 種もの多様な鳥類の生息が確認されたことは特筆すべきことである。特に希少猛禽類については、準備書 871P 表 10.1.4-8 に示されているように 11 種（タカ目 9、ハヤブサ目 2）が対象事業実施区域（以下、計画地という）の周辺で記録され、生態的地位の高いこれらの種が確認されたということは、この地域の生物多様性と自然度の高さが明確に示されたこととなる。このような貴重な場所に大規模な自然改変を行う風力発電施設（以下、風車という）を建設するべきではない。	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。
197	②クマタカに対する影響予測について ・準備書 940P に示されるように、絶滅危惧 IB 類のクマタカが計画地の周辺で複数つがい繁殖していることが確認され、限られた調査期間内だけでも 761 例の確認事例がある。日本野鳥の会島根県支部会員もこのエリアで調査を行い、計画地及びその周辺でクマタカの生息、採餌や採餌行動、繁殖行動を確認している。つまり、この地域はクマタカの生息密度が高く、かつクマタカの生息を支える環境が整った自然度の高い重要な地域であると考えられる。 ・準備書 941P に記載されている表 10.1.4-18 によれば、クマタカが確認された飛翔高度は風車ブレードの回転域を含む高さにはほぼ集中（91.2%）している。これは風車が建設されると、クマタカの飛翔域に多大な制限を与えることを意味している。 ・準備書の表 5-1 (23) では、風車建設によるクマタカの生息への影響は小さいと評価しているが、尾根に 14 基並べられる風車の建設では工事中はもちろん、稼働中もクマタカの生息環境に大きな影響を与えると考える。保全措置としては、工事中に低騒音型の建設機械を用いると書かれているが、工事計画ではクマタカの敏感度の大きくなる繁殖期の工事中断等の配慮事項は全く示されていない。繁殖期のクマタカの敏感度が大きくなることを考えると不十分であり、これではクマタカの生息に配慮がされていないのと同じである。 ・当会会員の調査により、■の近傍南側と北側に営巣中心域をもつクマタカ 2 ペアが観察されている。本計画が計画通り推進されるとこの 2 ペアの繁殖が阻害される可能性は高い。 注) ■部は生息地保護の観点から、伏字としました。	・希少猛禽類に関する調査はのべ 734 人日、特にクマタカの生息状況に特に着目して実施いたしました。準備書 1740 ページに記載のとおり、調査範囲及びその周辺では 8 ペアの生息を確認しております。調査結果を踏まえ、東側エリアに風力発電機を設置しない配置計画にするなど、影響をできる限り低減できるよう、事業計画を検討してまいりました。稼働後においてもクマタカの生息状況に関する事後調査を実施し、適切に影響の程度を把握するなど、引き続きクマタカへの影響を低減できるよう取り組んでまいります。 ・クマタカの飛翔軌跡や営巣地等の情報は、希少種保護の観点から非公開とさせていただいておりますが、既設風力発電機周辺でもクマタカの飛翔は確認されており、既設風力発電所が稼働したあとも生息していることが確認されております。また、既設風力発電所においてバードストライクに関する調査も実施しておりますが、クマタカの衝突は確認されておりません。本事業においては、東側エリアに風力発電機を設置しない配置計画にするなど、クマタカの生息状況への影響をできる限り低減できるよう、事業計画を検討してまいりました。稼働後においてもクマタカの生息状況に関する事後調査を実施し、適切に影響の程度を把握するなど、引き続きクマタカへの影響を低減できるよう取り組んでまいります。 ・クマタカの飛翔軌跡や営巣地等の情報は、希少種保護の観点から非公開とさせていただいておりますが、クマタカの生息環境への影響を低減するため、改変を予定している箇所から最も近い営巣地でも 1km 以上離隔が得られるよう事業計画を検討いたしました。 ・ご意見にある、風車の北側及び南側に生息するペアについては、現地調査によりその存在及び営巣地を確認しております。現地調査の結果をもとに、両ペアの行動圏の内部構造解析の結果、風力発電機の設置位置から営巣地までは 1.5km 以上離隔があり、ご指摘にある営巣中心域には該当しないことを確認しております。しかしな

		がら風車周辺にも両ペアの飛翔は確認されていることから、稼働後における事後調査においては、生息状況の変化や行動圏のシフトなどに関しても確認してまいりたいと考えております。
198	(2)その他の点について ①鳥類の渡りの調査について ・猛禽類の渡りが確認されており、かつ飛翔高度が回転する風車ブレードの高さと同じ高度 M を飛翔したものが、わずかな調査期間中であるにもかかわらず、123 例もあった。その他の鳥類の渡りも春と秋の調査の合計で 1,558 個体確認されている。また、本会会員の観察時にも秋の渡り途中と思われるツバメ類の大群、アトリ類の大群が計画地上空で複数回観察されている。こうしたことから、この地域は鳥類にとって重要な渡りのコースの一部であると考えられる。 ・準備書 951P にある表「高度区分別の渡り状況」(秋季)によれば、確認された猛禽類のほとんど(92.0%)が高度 M を飛翔しており、この地域への風車建設のリスクが高いことが予測される。 ・当会会員により計画地周辺において黒ハゲワシやアカアシチョウゲンボウなどの希少な猛禽類の渡りが確認されており、これらの希少猛禽類のバードストライクも懸念される。	・渡りの調査時期については、ご意見にもあるとおりピーク時の状況も捉えることができ、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の移動経路の状況を適切に把握できたと考えております。現地調査時には既設風力発電機も稼働しておりましたが、例えばハチクマ等の猛禽類だと、既設風力発電機を認識し、風車群を避ける形で飛翔していることが確認されました。また、既設風力発電機周辺だけではなく、風力発電機の設置を取りやめた東側エリアでも多数の飛翔が確認されました。これらから、本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。稼働後の事後調査においては渡り時期にバードストライクが生じないか等、適切に確認してまいります。 ・上述のとおり、渡りの猛禽類については、既設風力発電機を認識し、避けて飛んでいることが確認されました。加えて、既往知見においても同様に風力発電機を認識し避けて飛翔することが報告されております。また、既設風力発電所においてバードストライク調査を実施しておりますが、猛禽類等の鳥類は確認されていません。さらに、東側エリアの風力発電機設置を取りやめたことで、本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。 ・バードストライクに関しては、風力発電機稼働後に事後調査を実施し、衝突の実態を適切に把握してまいります。なお、渡り鳥への影響については、現地調査の結果、渡り鳥の飛翔コースは対象事業実施区域のみならず、風力発電機の設置を取りやめた東側エリアにも広がっていること、また、既設風力発電機を認識し避けて飛翔することが確認されたことから、本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。
199	②希少鳥類の調査について ・貴社の調査結果で絶滅危惧 II 類のミゾゴイが確認されなかったとしているが、2018 年 8 月と 2019 年 7・9 月に当会会員が計画地近傍で確認している。ミゾゴイは溪流の沢を主な餌場としており、本事業の実施により主たる餌場を喪失することになると考える。準備書に記載の環境評価では水域の改変はしないので影響はないと評価しているが、急斜面の谷の上部に巨大な構造物や道路、裸地を作ることになる本計画では、集水区域や食性の変更等からミゾゴイの生息地である沢に土砂流入、水環境の変化が生ずることが予見される。 ・準備書では、環境大臣意見や経済産業大臣意見でも触れられているイヌワシについて「確認できなかった。」ということで、ほぼ検討されていない。しかし、文献に生息の記録があり、最近数年間のうちに計画地の近辺で 3 回確認されているのは事実である。このことから、このエリアはイヌワシの繁殖の可能性が否定できないエリアと言える。国の特別天然記念物であるイヌワシの生息が確認されるエリアで、しかもクマタカの高利用域である本地域に風力発電施設を建設するべきではないと考える。	・ミゾゴイに関しては、準備書 p.1068 等に記載のとおり、2 個体が確認されておりますが、いずれも対象事業実施区域外での確認となっております。ミゾゴイへの影響に関しては、準備書 p.513 に記載の通り、専門家等からも、生息が確認された場所は改変が及ばず、また、工事箇所からも離隔があることから、問題ないものとコメントをいただいております。 ・希少猛禽類に関する調査はのべ 734 人日実施しましたが、イヌワシの生息は確認されませんでした。ただし、イヌワシのフローター等が確認される可能性があることから、稼働後に実施する希少猛禽類の生息状況に係る事後調査において、イヌワシにも注視し調査を実施してまいります。

200	③既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果を活用した累積的影響評価の実施について ・計画地の近傍ではSB エナジーによりウインドファーム浜田の風車 29 基が稼働中であり、また、本計画地の南側に約 3km ではアジア風力発電の(仮称) 益田匹見風力発電事業による 13 基の風車の建設計画が進行中である。ウインドファーム浜田、(仮称) 新浜田ウインドファーム、(仮称) 益田匹見風力発電事業の 3 つの風力発電施設が完成すれば、南北 10km、東西 5km の範囲内に最大高 180m 超の大型風車が 56 基も林立することになる。この範囲内で生息が確認されている 10 つがいのクマタカをはじめ、多くの動植物の生息・生育が阻害されることが予測され、また、経済産業大臣意見をはじめ、島根県知事、益田市長からも指摘されている複数の風車の稼働による累積的な影響が懸念される。 準備書では騒音、低周波音、風車の影、景観について累積の評価を行っているが、大きな影響を受ける動植物、特に行動範囲の広い鳥類についても行うべきである。また、SB エナジーおよびアジア風力発電と十分連携し、累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施することを求める。 上記のように、貴社が作成した準備書は、影響の評価と予測が不十分であることから、再調査または追加調査を実施したうえで再度、影響評価、予測を行い、影響を回避できない場合は、事業を中止すべきである。 以上 参考文献 上野吉雄・加藤淳司・柳瀬美幸・田原 博・柚野木公盛(2020) 島根県南西部におけるクマタカの繁殖状況. 高原の自然史, 20:7-11 永安誠(2022) 島根県吉賀町におけるイヌワシの初記録. 高原の自然史, 22:47-48 上野吉雄・石井秀雄(2020) 広島県北広島町におけるアカアシチョウゲンボウの初記録. 高原の自然史, 20:31-32 茶村真一郎(2021) 広島県におけるクロハゲワシの初記録. 高原の自然史, 21:43-44	動物に関する累積的な影響については、準備書 p. 1576～1580 に示しております。 ウインドファーム浜田については、本事業に係る現地調査時には稼働していたことから、今回得られた現地調査結果は既設風力発電機の影響を含んだものとなっております。それらの現地調査結果をもとに本事業による影響を検討しており、累積的な影響を検討しているものとなっております。また、(仮称) 益田匹見風力発電事業も含めて、累積的な影響が及ぶ可能性があるものとして、渡り鳥(特に猛禽類等の渡りルート) が考えられます。現地調査の結果、渡り鳥の飛翔コースは対象事業実施区域のみならず、風力発電機の設置を取りやめた東側エリアにも広がっていること、また、既設風力発電機を認識し避けて飛翔することが確認されたことから、これらを考え合わせると本事業実施後も、猛禽類及び渡りの飛翔ルートは広く確保されるものと考えております。
-----	--	--

表 2-1 (148) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
201	環境影響準備書に対する意見書 今回貴社が供覧された、(仮称) 新浜田ウインドファーム事業環境影響評価準備書について意見を述べさせていただきます。 総括事項 ・方法書段階からの計画変更により環境への影響を十分低減したとの説明であるが、西エリア(特に益田市) への環境負荷はむしろ増大しており、環境影響評価準備書として不十分である。 ・現地調査を行った部分もあるが、水環境の調査は机上調査が多く、予測評価全般が事業実施ありきの結論である。 ・住民から表明されている集中豪雨時の濁水流出、土砂災害の恐れについて十分な調査・評価が行われておらず、住民の不安を解消する説明がされていない。 ・周辺の風力発電施設との累積的な影響の評価が求められているにも関わらず、騒音、低周波音、	・計画全体における出来る限りの環境影響低減を検討し、方法書の計画における東側エリアに風車を設置しない計画とし、また、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。住民の方々からいただいたご意見や今後の市町村・県・国の審査、また、関係法令に係る協議などを踏まえて、よりよい計画となるよう検討を重ねてまいります。 ・本準備書における予測評価は、過去住民の方々・有識者の方々からいただいたご意見や、方法書段階における市町村・県・国の審査を踏まえた手法にて実施しております。 ・災害を引き起こすような集中豪雨を環境影響評価において予測評価するのは困難であり、森林法など他の許認可手続きにおいて、防災施設などに関する審査が課されます。今後各担当課と協議を行い、詳細な計画の検討を行う予定ですが、説明会の場でも説明させていただいた通り、

	風車の影、景観について評価しているのみであり、最も懸念される水質や動植物への影響については評価の対象とされていない。	適切な場所に、適切な仕様の防災施設を計画し、それらを他工事に先行して設置することや、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置すること、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を実施する予定です。 ・周辺の他事業者から情報を収集し、累積的影響が生じる可能性がある項目について、予測を行っております。水質については、本事業、周辺の(仮称)益田匹見風力発電事業ともに濁水は常時水流に到達しないと予測していることから、累積的影響の予測は行っておりません。動植物については、広域での予測評価が必要な、鳥類の渡りと希少猛禽類に関して、累積的影響の予測を行っております。
202	個別事項 1. 水環境 住民説明会において、当会から会員が行なった高津川への濁水の流入についての質問に対して、貴社は、「改変区域に降った雨水は沈砂池に集め、一定時間滞留させて土砂を沈降させたのち、布団籠を用いて森林土壌に流し浸透させる。常時水流までの距離を十分確保するので、河川への濁水の流入はない。」とし、常時水流までの距離を十分確保すると述べている。準備書 793p 表 10.2.1-9 では沈砂池から常時水流までの距離の表を示し、沈砂池から濁水の河川への到達はないと評価しているが、全て机上計算であり、現地調査に基づいた適切な評価とは考えられない。 本会会員が現地調査を行い、貴社が常時水流はないとしている地点で、水流の存在を確認・記録している。この点について指摘すると明確な回答はなく、常時水流の始点は地理院地図により計測したことを繰り返し説明しただけであった。また、今後の現地調査で確認すると述べるのみであった。 方法書段階での県知事意見 3. 水環境に特筆されている「<u>工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響および変化が予想されることから、下流域も含めた必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。また、濁水による影響の評価にあたっては近年増加している集中豪雨等の傾向も考慮すること</u>」と述べられているにも関わらず、下流域での調査は実施されていない上、降雨時の調査については、現地の降雨の実態に即しているとは言えない。 計画地の降水量については比較的降雨量の少なかった過去 3 年間(R1~R3)の資料のみを掲載し、直近では平成 29 年、それ以前に何度も発生した集中豪雨については触れられていない。計画地近辺では昭和 58 年 7 月に発生した島根県西部豪雨災害時には 4 日間で総雨量 608mm、時間雨量 91mm の雨(浜田市波佐)を記録し、下流の浜田市・益田市では未曾有の被害を受けた。こうした地域の災害の歴史を十分考慮した工事計画とは考えられない。 説明会において参加者から繰り返し発言があったように、住民の不安は島根県西部で毎年のように繰り返されている集中豪雨である。住民説明会での「集中豪雨時は災害対応なので行政の審査を受ける。」と説明を避けるような事業者の姿勢では、不安は全く解消されない。 さらに、降雨時の雨水の対策については風車ヤード毎に沈砂池を設けるという対策のみで、標高 900m を越える尾根上に切り開かれる管理道とその法面に降る雨水の処理についてはほとんど説明が	常時水流の位置に関しては、過去の案件の審査を踏まえ、国土地理院地図の河川を記載しております。頂いた情報を元に、沈砂池の位置や排水方向など検討させていただきます。 集中豪雨に関しては、沈砂池排水口の排水量及び排水中の浮遊物質の予測において、10 年確率雨量を想定いたしました。一方で、濁水到達距離の予測においては、災害を引き起こすような集中豪雨の際は、本事業に係る工事の有無にかかわらず山の崩れなどにより濁水が発生する見込みであることから、時間雨量 30 mm 程度までを想定しております。災害を引き起こすような集中豪雨に関しては、森林法など他の許認可の基準に基づいて防災施設などを計画し、審査を受けてまいります。 道路部分については、雨水が 1 箇所に集中しないよう分散化させて浸透処理をするとともに、工事状況に応じて仮設沈砂池などを計画してまいります。また、法面部分に関しては、早期の緑化の実施など、影響を軽減するための対策を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	されていない。管理道及び法面の面積は風車ヤードの面積を大きく上回る 80%以上にも及ぶ計算となり、そこに降る雨水の処理方法が全く説明されていないのは環境影響評価として全く不十分であると言わざるを得ない。	
203	3. 地形・地質 住民説明会では、工事箇所の説明はほとんど行われなかった。風車サイトの標高、周辺の山地の傾斜等の重要な要素も説明されていない。また、準備書ではわずかにしか触れられていないが、本計画地直近には弥岐山西断層という活断層が存在することが知られている。この断層が活動すれば、マグニチュード 7~8 程度の地震が発生するとの論文もあり、こうした活断層の直近の急峻な尾根上に高さ 180m を超えるような構造物を建設することは大規模な災害を招くようなものである。 さらに、住民からサイト間を結ぶ管理道の設計について質問があると、県当局の指導を受けて設計するので面積等示せないとのことであった。準備書段階でこうした説明では住民が計画に対して意見を述べる場がない。	一般に活断層のずれによって建設物が引き裂かれたり、傾いたりする被害は、活断層の真上に集中することを考慮し、活断層の直上を避けた風力発電機の配置にしております。また、活断層のずれによる影響以外は、国の定めた基準に基づく第三者機関による認証や国の審査を受けて、合格した後には建設工事に着手します。これにより、安全性を担保してまいります。
204	4. 動物・植物・生態系 一級河川高津川水系の水棲生物に与える影響について全く触れられていない。源流の魚類、両生類、水生昆虫類への影響の評価が「濁水は河川へ到達しない。」という一方的な見解だけで片付けられており、全く妥当な評価とは言い難い。 「濁水は河川に到達しない。」という根拠が、地図上の常時水流までの距離の計測と、Trinble and Startzs の図式のみであり、現地調査を行なった結果を示していない。Trinble and Startzs の論文が現地の急峻な山岳地域に適用できるのかという指摘に対しては、平成 25 年発行の「森林作業道作設の手引き（岐阜県森林研究所）」でも使用されていると回答された。しかし、その手引きの注釈には、「手引きが対応するのは小規模林道である。」と記載されている。本事業が計画している尾根上の道路幅 4m 超にも及ぶ大型林道（管理道）には対応していない手引きである。風車ヤードや施業地、管理道から濁水が流れ込めば、下流の川底の石が泥を被り、源流域の水棲生物に壊滅的な影響を与え、生態系を破壊する。 沈砂池を用いて濁水を防ぐと説明しているが、樹林の伐採による日射量の増加による水温上昇、沈砂池に滞留する水の温度上昇については検討すらされておらず（住民説明会での回答）、水温の上昇に弱い希少魚類であるゴギへの影響が全く考慮されていない。沈砂池で温度が上昇した排水が流入する沢に生息するゴギが絶滅する恐れがある。 また、源流域から濁水の流出が続けば、微粒子の泥が下流域へ運搬され、川底の岩礫に降り積もる可能性が起こる。そうなれば、珪藻類が生育を妨げられ、これを主とした餌資源とするアユをはじめとする高津川の豊富な魚類に大きな影響が及ぶ恐れがある。 両生類については、濁水が河川に到達しないとして、影響はないと予測評価しているが、沢の埋め立て自体がサンショウウオ等の両生類の産卵・生息場所を奪うものである。準備書では天然記念物オオサンショウウオの存在は確認されていないが、チュウゴクブチサンショウウオ、イワミサンショウウオ等の希少な小型サンショウウオの存在が確認されている。両生類への保全対策は全く不十分である。 陸上動物では、鳥の調査はかなり綿密に行われ、猛禽類をはじめ希少な鳥類の生息と繁殖が確認されている。しかし、肝心な影響評価の段階で渡り鳥	有識者へのヒアリング結果を踏まえて、濁水や土砂の流入による水生生物への影響を防ぐために、関係機関とも協議の上、適切に沈砂池を設置し、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるために流末にフトン籠を設置すること、土砂流出防止柵を設置すること、また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することや、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化などの対策を実施する予定です。 また、沈砂池から常時水流までの離隔を出来る限り確保しているのに加え、東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、かつ、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。また、基本的に沢筋の改変は避け、尾根部に風力発電機や道路を設置する計画しております。 引き続き、周辺環境に配慮した計画になるよう、水温等への影響含めて検討してまいります。 小型サンショウウオ類への影響を低減するため、生息地の改変は極力避けるよう計画いたしました。また、土砂及び濁水が生息地に流れ込まないように、上述の対策を実施する予定です。 鳥類については、風力発電という事業特性上、注目すべき分類群であると考えております。ご指摘のとおり、事業実施に伴い、一部の樹林を伐採することで環境が変化することで、樹林環境とは異なる環境が創出されることもあり、事業実施前とは組成や生息密度が異なることは想定されます。これらの影響を最小限に抑えるため、現地調査結果を踏まえ、上述の通り、東側エリアに風力発電機を設置しない計画とし、かつ、既存の林道を最大限活用することで、伐採範囲や改変範囲を出来る限り削減いたしました。専門家等からの助言等も踏まえながら、事業計画を検討し、準備書に記載のとおり影響予測を行っております。 改変を予定している場所は、人工林等のほか、過去伐採されるなど人為的影響を受けた林となっており、植生自然度の高い群落については改変を回避いたしました。また、緑化に際して種子吹付等を想定しておりますが、使用する種子については関係機関とも協議の上、侵略性の低い種を用いるなど、適切に対応してまいります。

	や周辺に生息する鳥類に影響が及ぶと思われる項目では、「影響はほぼない。」という結論に強引に導いている。 しかし、本計画で行われる尾根上の樹林伐採や風車サイト、管理道の建設により周辺に生息していた鳥の種類数・生息密度に大きな影響を与えることになることは既設風力発電所の事後調査結果から明らかにされている。(風力発電が鳥類に与える影響の国内事例：浦 達也 2015 Strix) この論文によれば、準備書で詳しく検討されているバードストライクの他に、生息地放棄、移動障壁の影響が問題視されている。特に生息地放棄については準備書では全く検討されていないが、風車建設前と建設後と比較すると生息する鳥の種類数が 1/2 に減少し、生息密度の低下も報告されている。 本準備書では上記のような都合の悪い論文は無視し、「渡りの鳥は風車を避けて飛翔する。」あるいは「風車の周りに迂回可能な空間が確保されていることから・・・」という都合のよい論理で「影響は低減できる。」という評価を強引に導いているに過ぎない。 調査結果によれば、かなりの数の渡り鳥の飛翔が確認されており、この地域に直径 136m の風車を 14 機も設置すれば、周辺の鳥類の生息に大きな影響が起ころうことは容易に想像される。 また、植物については、樹林改変率が少ないので、生態系への影響は少ないという説明がされている。しかし、改変予定地は周辺では自然度が高い部分であり、この尾根の樹林を 20ha 以上も伐採し、大規模な管理道を建設することは実態不明な事業区域を母数とする改変率の大小の問題ではなく、周辺の生態系に大きな影響を与えることは論ずるまでもない。 さらに、改変によって生じた風車ヤード、管理道の法面には種子の吹き付けによる緑化を行うと計画されているが、外来種による種子吹き付けは地域の貴重な生態系を大きく破壊することにつながるもので許されない。	
205	5. 残土処理 本計画の切土量約 27 万 m³のうち約 26 万 m³が管理道造成の埋め立てに使用される。27 万 m³の大量の切土量は急峻複雑な稜線開発に伴うものであり、それだけでも環境要素に対する負担が過大になるのに加え、残土搬出せずに標高 900m の沢地形に埋め立てで処理する計画である。 事業者は、説明会において管理道下の盛土は小規模であり、濁水の流出の影響はほぼないと説明している。(1 月 22 日 益田市二川公民館会場) しかし、準備書 49p 表 2.2.8 切土、盛土の計画土量によれば、ヤード及び管理道工事で発生した切土約 27 万 m³の大部分に当たる約 26 万 m³を新設道路建設のための盛土に充てるとしている。準備書の記載内容と大きく異なる説明を住民説明会でしていることは環境影響評価法を軽視するものである。 災害危険性については保安林解除許可の審査に委ねるとして、本準備書において埋め立てが環境へ及ぼす影響について何ら調査予測がなされていないことは重大な問題点である。	出来る限り環境影響を低減するために、切土と盛土のバランスをとり、土工量を抑える計画としております。また、土砂災害の危険性などを考慮し、数 10m に及ぶ長大盛土が発生しないよう検討いたしました。 道路部分については、雨水が 1 箇所に集中しないよう分散化させて浸透処理をするとともに、工事状況に応じて仮設沈砂池などを計画してまいります。また、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装・緑化などによる裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を検討してまいります。
206	6. 住民への説明不足 本会では、建設により影響を受けることが予想される下流域住民への説明会を求めて、事業者に再三説明会の追加開催を求めたが、全く聞き入れられなかった。地元市長、県知事意見、環境大臣意見において繰り返し述べられてきた「住民への丁寧な説明と理解を図る努力をすること。」を遵守しようとしているとは到底言えない。	準備書手続における説明会は、準備書の記載事項を周知することが目的とされていますので、事業計画区域に近い地区において、2023 年 1 月 18 日から 5 日間にわたり、計 7 会場で説明会を開催いたしました。本説明会は、開催場所の地域の方に参加を限定せず、どなたでもご関心のある方には参加頂けるような形で開催しております。 さらに、上記説明会とは別に、2022 年 11 月から

(表は前ページの続き)

		12 月にかけて、各地区の役員会などにおいて事前の説明をさせていただくなど、住民の方々のご理解を得るべく努力してまいりました。
207	結論 上記繰々述べてきたように、本件の準備書は内容的に不十分な点が多々あり、(仮)新浜田ウインドファーム事業を計画通り建設することは高津川源流、板井川源流部の自然環境を大きく破壊することにつながると考えます。 益田市民が祖先から受け継いできたかけがえのない高津川、板井川の清流を失うことはあってはならないことです。私たちは今後の益田市発展のため、子孫のためにかけがえのない宝、益田の自然を護っていきたくと願っています。 貴社においては環境影響評価を方法書の段階から再度実施するよう強く求めます。それができないならば、事業の継続を断念されるよう要望します。 参考文献 1. Trimble&Sartz, (1957)How far from a stream should a logging road be located? Journal of Forestry, 55:339-341 2. 森林作業道開設の手引き紹介文 (岐阜森林研究所 HP) 3. 昭和 58 年豪雨災害の記録 (島根県) 4. 風力発電が鳥類に与える影響の国内事例 (浦達也 2015 Strix Vol. 31) 5. セオドライトを用いた風力発電所設置前後の鳥の渡りの経路比較 (竹岳、向井 風力発電と自然環境) 6. 弥栄断層・地福断層の長期評価 (平成 29 年 地震調査研究推進本部)	国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう、引き続き検討してまいります。

表 2-1 (149) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
208	7 号機流下経路の濁水到達予測距離と森林土壌について 準備書において沈砂池の位置が初めて開示されたが、積雪のために現地を確認することは出来ない。私が予め風車の位置を推測し調査した 7 号機流下経路について、添付した写真帳により予測評価の適否について述べる。 準備書では、7 号機沈砂池からの濁水到達予測距離は 51m、佛谷川までの距離は 640m で濁水は川には到達しないと予測している。 私は林道上の流下経路から約 60m 東側の沢の源頭部 (写真 1) から沢を下って調査した。 この沢は 50~60m 下った地点 (写真 3. 4) で流下経路が合流する。 写真 1 と写真 3. 4 の間の写真 2 の地点において、調査した沢には溪床に林道部分からの流失土砂が堆積し湧水あるのを確認している。 沢の本流が写真 3 で、この位置において水の流れを確認した。 写真 4 は、流下経路を合流部から上方に向かって撮影したものである。 流下経路は浅く浸食された沢になっていて、この位置において水の流れを確認した。 合流部の下方の写真 5 では、沢は深く刻まれはつきりと水流を確認出来た。 湧水や流水の存在は、その箇所が既にミズ道となっていて降水時には大きな水流が出現することを意味している。	貴重なご意見及び現地状況の情報を頂戴し、ありがとうございます。頂いた情報を元に、沈砂池の位置や排水方向など検討させていただきます。 また準備書に記載のとおり、濁水到達の予測に当たっては、環境影響評価における一般的な降雨条件である、時間雨量 30 mm 程度の降雨条件を想定しています。ご指摘の時間降雨量 53. 8mm/h の条件については、本事業に係る工事の有無にかかわらず山の崩れなどにより濁水が発生する見込みですが、そのような豪雨時に、沈砂池の濁水濃度低減能力によって、工事により発生する濁水がどの程度緩和されるか、参考に記載しております。災害を引き起こすような集中豪雨に関しては、森林法など他の許認可の基準に基づいて防災施設などを計画し、審査を受けてまいります。

(表は前ページの続き)

この箇所には、上流からの流出土砂が溪床を埋めており、これは腐葉土層により形成される森林土壌とは別物である。

準備書では、時間雨量 53.8mm で、沈砂池から 0.0481m³の濁水が放流されるが、森林土壌に浸透し川には到達しないとしている。

放流の水量は7号機ヤードの範囲だけを考慮したもので、ヤード面積以上の盛り土造成地や作業道の濁水も同一の沢に流入するが、これらの水量は考慮されていない。

濁水到達距離の算出に用いた Trimble の式は、林道の横断排水溝から排出される濁水を想定したものであり、毎秒 0.0481m^3 もの水量に適用できるかどうかの論証はされていない。

事業者は 791 ページで Trimble の式とこれを検証した森林作業道開設の手引きを並べて、予測想定
の条件を示しているが、水量を考慮していない論証
は無意味であり証明とはならない。

よって、7号機沈砂池からの濁水が河川まで到達しないとする準備書の予測評価は明らかな誤りである。

9号機流下経路についても意見を述べるが、個々の写真について具体的見解を求めたいので、別項目で見解を示されたい。



	 写真3 調査経路と準備書流下経路との合流部付近。 写真2から続く段。 水の流れを確認した。  写真4 調査経路と準備書流下経路との合流部付近。 北側からの流下経路の段。 水の流れを確認した。  写真5 谷底には流下土砂が堆積している。 十分な水量を確認した。	
209	9号機流下経路の濁水到達予測距離と森林土壌について 9号機沈砂池から林道まで69m、濁水到達予測距離85m、林道から再放流されて川までの距離は1300m、再放流の濁水到達距離65mと準備書に書かれている。 降雨条件53.8mmで毎秒0.0479m³の濁水が排水されとしている。 私が調査記録した経路図に、資料編の資11ページの流下検討図を書き加えた資料を基に検討する。 私は、沈砂池排水経路の約30m西側の斜面を谷筋に向け降下した。 写真1の地点で、管理放棄された林道を横断している。 これは準備書の流下経路で説明されている、地理院地図にない林道である。 ここまでの斜面は腐葉土層のある森林土壌である。 林道の下方で沢の源頭部となり、写真2の地点では岩盤の溪床に湧水を確認した。 写真3の地点が、調査した経路と流下経路が合流	貴重なご意見及び現地状況の情報を頂戴し、ありがとうございます。頂いた流下方向の状況を元に、再度現地を確認し、沈砂池の位置や排水方向など検討させていただきます。 また準備書に記載のとおり、濁水到達の予測に当たっては、環境影響評価における一般的な降雨条件である、時間雨量30mm程度の降雨条件を想定しています。ご指摘の時間降雨量53.8mm/hの条件については、本事業に係る工事の有無にかかわらず山の崩れなどにより濁水が発生する見込みですが、そのような豪雨時に、沈砂池の濁水濃度低減能力によって、工事により発生する濁水がどの程度緩和されるか、参考に記載しております。災害を引き起こすような集中豪雨に関しては、森林法など他の許認可の基準に基づいて防災施設などを計画し、審査を受けてまいります。

(表は前ページの続き)

する地点である。

写真 4 は調査経路上から 9 号機流下経路を上方に向け撮影したものである。

写真 3, 4 共に溪床に水流を確認した。

写真 5 は準備書 30 ページに記載されている、上記林道の枝道として沢を横切っている林道の位置に当たる。

林道の路盤は完全に流出している状態であった。

写真 6 の地点では、沢の水量は十分な量であり、ここから地図に水の線が描かれている板井川に合流するまでの間、険しい滝が連続している。

以上の調査記録から、準備書の予測を検討すると、林道を横断した濁水の到達地点の終点は写真 3 の地点であるが、この箇所すでに水流があり、森林土壌の無い沢を濁水が流下することになる。

準備書の流下経路は沢の本流にあたり、私の調査経路は枝沢になっている。

このことを考慮すれば、写真 2 で既に水流を確認しているように、流下経路でも写真 4 より上流で水流が出現している可能性は高い。

よって、9 号機沈砂池の濁水が川まで到達しないという予測は誤りである。

以下に私の予測を述べる。

準備書の濁水到達予測地点のすぐ下方で流下経路を横断する既設林道は、降雨による浸食により路盤が完全に流出している。

準備書に障害物として記されている、既設林道の流下経路横断点については調査してい

9 号機流下経路調査

調査年月日 2021 年 3 月 8 日午前 9 時 30 分から午後 3 時 46 分までの間
大抵 晴れ



写真 4 既設林道、調査経路が明らかにされているが、調査区域である。そのため、調査経路と調査区域は、調査区域の範囲に収まらずにずれがある。

写真 5 既設林道、調査経路が明らかにされているが、調査区域である。そのため、調査経路と調査区域は、調査区域の範囲に収まらずにずれがある。

	 写真2 伐後は月間で落ち葉を掃除した。   写真3（左）：4（右）：調査時と伐後との合流点 写真3は調査時、4は伐後撮影 伐後は落ち葉を掃除した。  写真5 伐後 林道の調査点付近  写真6 伐後は整備である。 1-2分木伐の木を撤去した。	環境影響評価においては、現況をもとに、本事業の影響を予測評価しております。弊社以外が行う林業施業に関しては、基本的に弊社が関わることは困難であり、実施主体と地権者、関係許認可の許可権者などと間の協議により判断されるものと思慮します。
210	予測評価の根拠としている樹林改変率について 準備書では、動物や生態系に対する環境への影響が無いと言う根拠として、樹林改変率が小さいことを挙げている。 この樹林改変率とは、事業実施区域に対する改変	環境影響評価においては、現況をもとに、本事業の影響を予測評価しております。弊社以外が行う林業施業に関しては、基本的に弊社が関わることは困難であり、実施主体と地権者、関係許認可の許可権者などと間の協議により判断されるものと思慮します。

	区域の類型別の樹林の割合である。 説明会において、改変面積のうち保安林解除許可による面積と、改変しても保安林として扱われる保安林内作業許可の面積、残置林として維持する面積の目安を質問したが、県と協議中であるとして一切明らかにしなかった。 他の風車施設の例をとれば、保安林の解除許可での改変はヤード面積しか対象とされず、解除許可面積を小さくすることにより、残置林設置は努力義務となり狭小な面積しか確保されていない。 事業実施区域内の保安林にあっても、風車建設後間もなく保安林伐採許可により伐採されている例がある。 従って、業実施区域として 334ha の面積を示しても、事業実施区域全域に地上権を設定しなければ、これが今後も維持されるという保証は無い。 保安林であっても、地権者が伐採許可を受ければ年間 1 箇所につき 20ha は伐採可能である。 その際、風力施設の存在は、伐採許可に際して考慮されることは無い。 準備書の樹林改変率は、事業実施後も維持される保証はなく、その数値を基にした環境影響評価は意味をなさない。 事業者が建設後に事業譲渡し、現在は管理業務を請け負っているウインドファーム浜田にあつては、稼働 5 年後に風車サイトを結ぶ作業道の際から保安林が皆伐されている。 また、保安林開発許可に際して県に対し、地権者と連名で、残置森林維持の誓約書を提出しているが、この残置林も皆伐されている。 事業者は WF 浜田の維持管理を行なっている会社であり、発電事業事会社に対し残置林の伐採について報告・連絡する等の責務があると考えるが、結果的に伐採を黙認したことになっている。 このように一旦風力施設が建設されれば、その周辺の森林環境維持にについて配慮・維持される保証は無い。 樹林改変率を根拠に影響が無いという予測を行なうのであれば、土地の権原取得範囲、保安林解除区域、保安林内作業許可区域、残置林設定範囲を現在の基本設計の時点で明らかにすべきである。	ウインドファーム浜田の残地森林の件に関しては、事実確認のうえ、土地所有者や行政機関、林業施業者、発電所所有会社などと協議し、適切に対応いたします。
211	濁水到達予測式水の有効性を記述した準備書の内容の誤り 準備書 790.791 ページに、濁水到達式予測のグラフと、その予測条件が記載されている。 Trimble の式は草地土壌での実験であること、これを検証した森林作業道開設の手引きのでの検証事例については、<u>時間雨量が 30mm 程度</u>であると明記している。 Trimble&Sartz, (1957) How far from a stream should a logging road be located? Journal of Forestry, 55:339-341 の 1 ページ目に、実験林の林道と横断側溝の写真が掲載されている。 Trimble の式の予測条件は草地ではなく、林地土壌であることは明らかで、本文にもその旨記載している。 林道を川から離す目安の距離を提案した式が、草地条件の下で行なわれるはずは無い。 森林作業道開設の手引きにおける検証が、時間雨量 30mm 降雨に適用されるとの準備書の記述については、森林作業道開設の手引き、ぎふ森林研情報 No. 82 にはこの記載はない。 同一観測データを基に発表された、森林作業道に	検証条件について再度確認し、評価書で正しい記載となるように修正します。 濁水到達予測距離の算定式については、「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集」記載の、沈砂池排水を林地土壌に浸透させる場合の参考資料として示されている「森林作業道開設の手引き」に記載のあるグラフを読み取り、斜面勾配を角度で表示し、予測を行っています。 ご指摘の通り、濁水到達予測距離については、上記の既存知見を参考に、数値的な目安として求めたものであり、今後も知見の集積が必要であると認識しております。 一方で、排水の濁度、すなわち、排水中の浮遊物質量に関しては、準備書の水質の項目に記載の通り、沈砂池によって低減することができると考えております。また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することで、更なる浮遊物質量の低減を検討します。その他にも、環境保全措置に記載の通り、適切に沈砂池内の土砂の除去を行い、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるため、また、排水先の土壌浸食を低減するためにフトン籠を設置することなど、影響を低減するための対策を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	おける濁水流出防止対策の検討—沈砂池の効果—には、観測期間中の最大時間雨量が林業作業中 39mm、作業終了後 31mm との記載があるが、論文は沈砂池の土砂補足能力に注目したもので、濁水到達距離のグラフについての記述は無い。 この論文に記載されている観測期間中の 31mm、39mm の時間雨量は観測期間中の最大時間雨量であって、濁水到達距離がどの様に観測したのかは記載されていない。 Trimble の式は一夏経過後の秋に、横断側溝から流れ出た土砂の流出痕跡を計測したと書いている。 森林作業道開設の手引きの場合、30mm の時間雨量下で直接計測したのか、或いは期間を区切って行った流出痕の観測であるのか、その間の雨量データが明らかにされているのか等、根拠となる論文を明らかにしないまま、根拠資料の本文中に記載していない観測条件を述べるのは、推測か憶測である。 上記森林作業道における濁水流出防止対策の検討には、測定した沈砂池の大きさと共に幅員 3.4m、長さ 30m という集水域が明記されている。 また、論文の最後は、集中的な排水を行なうと林地の侵食を発生させる恐れがあることなど課題も多く残されている。今後はこれらの課題についての研究を進め、森林作業道の開設地における総合的な土砂・濁水防止対策を確立させる必要があると結んでいる。 本準備書の沈砂池からの排水量は、20 倍から 30 倍の水量になり、まさに集中的な排水である。 根拠があいまいな推測・憶測による自説の公正さを述べながら、集水域（排水量）の違いについて全く触れずに有効な予測手法であるとする本準備書の記載は科学的な論証とは言えない。	
212	説明会における不適切対応と、内容の無い説明会配布資料 1 月 21 日午後の弥栄説明会において、一人の質問者から 「事業者が建設し稼働中のウインドファーム浜田での知見が、今回の計画にどの様に反映されているか」との質問があった。 事業者は、「WF 浜田はアセスの対象ではなかったが、今回はアセスが適用されるので環境面については十分な配慮が行なわれている」と誤った回答を行なっている。 「前回も NEDO の手引きによる自主アセスが実施されているはずである。但しそのアセスには水環境は環境項目になかった。WF 浜田で建設中に土砂流出により河川環境重大な影響を与えているがその経験がどの様に活かされているか？」との私の関連質問に対し、 事業者は、「今回は沈砂池を設けて工事を行なう等の対策を実施する。」と述べた。 WF 浜田では、水環境の予測調査が実施されていないが、林地開発（保安林解除許可）の場で、濁水や土砂流出は審査されており、それにもかかわらず濁水により重大な環境事故を引き起こしている。 その経緯を踏まえ、「準備書の土地改変図面が小さくて見づらい、電子縦覧では地図に歪みが生じて、ヤードや道路部分の排水の状況が分からない。地図を大きく投影して頂きたい。この会場で出来ないのであれば、次の会場に出席して確認したい。」と申し入れた。 事業者は、「準備した説明資料には入れていないので投影できない。次の会場でも行なわない」と断言したので次の会場へは出席しなかった。 また、最終日の二川説明会において、一人の質問	説明会において、説明が至らない点があった点、お詫び申し上げます。ご指摘いただいた点に関しては、電子縦覧版の表示の修正、次の会場における投影資料の追加、説明会実施後の個別説明など、出来る限りの対応をさせていただきました。

	者の「道の駅からのフォトモンタージュを示してほしい」という要望に対して、 事業者は「準備していないの出来ない～社に持ち帰り検討～個人あてに送付する、他人への公開は控えてほしい」という回答の流れであった。 この準備書は全ページに亘って、大きく転載禁止と書かれている。 電子縦覧では2ページが1画面に表示され、地図の解像度は悪く歪が生じているため、ヤード造成図の排水溝の状況を理解するのが困難である。 ダウンロードや内容のコピーも出来ないことから、縦覧期間終了後は住民は準備書の内容についてのアクセスが不可能となる。 上記フォトモンタージュの回答に見られるように、説明会で配布した資料以外は一般には一切出さないという事業者の姿勢が如実に現われている。 このような対応や資料の説明では、アセス法に規定された説明会開催の責務を果たしたとは言えない。 準備書手続きにおいて、経済産業省から、住民に対し十分な説明を行なうこととの勧告が出されても、その後に住民が法的に保証された説明を受ける機会はない。 また事業者は、意見提出期間後に質問を行なっても、これに回答する義務はない。 方法書、準備書に対する住民意見に対しては、事業者は公式の見解を示さなければならない唯一のものである。 説明会は、住民が計画の内容を理解し、計画地の環境を一番に知悉している立場で環境への影響について意見を述べる事が出来る場である。 今回の事業者の説明会は、用意したプレゼンテーション資料だけの説明に終始し、具体的な開発データや図面・写真の提示については、「関係機関と協議中」、「社に持ち帰って検討」、「専門家の意見を参考に」という回答しかしていない。 このような説明会で、法に規定する住民説明会を開催したという手続きを終了したとは言えない。 よって、事業者が開催した説明会はその内容が空虚なものであり、アセス法が想定している説明会とは言えないので、今回の説明会で出された意見に対するデータを揃えた上で、説明会をやり直すべきである。	
213	水環境の予測評価範囲について 準備書では、土地改変により風力施設が排出する事になる、雨水のうち18.5パーセントに当たるヤードからの排水しか予測評価の対象とされず、80パーセントを越える雨水の影響が述べられていない。 事業者は説明会において、 「サイト部分は集水面積が大きいので沈砂池を設け濁水の予測対象としている。その他の部分にあっては濁水の発生が予測されれば、沈砂池を作って工事を進めていく。この方針は、アセスの手引き等の指針に基づくものではなく事業者としての判断です。」と説明した。 準備書の改変図には、道路の排水溝や排水方向等、どの様に排水が行なわれるのか明らかになっていない。 ヤード造成に伴い生じる切土斜面や盛り土部分については、ヤード面積に匹敵する箇所があるにもかかわらず、道路同様濁水予測の対象とされず、排水計画の概要さえ明らかになっていない。 道路部分を区間を区切って排水しても、直ぐに合	環境影響評価の予測対象としては、ヤード沈砂池の様に大きな改変面積を受けて排水するものを対象としております。 道路部分については、雨水が1箇所集中しないよう分散化させて浸透処理をするとともに、工事状況に応じて仮設沈砂池などを計画してまいります。また、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装の実施による裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を検討してまいります。 切土・盛土法面は緑化する計画としております。仕上がった場所から早期に緑化を行うことで、影響を低減してまいります。

(表は前ページの続き)

	流して大きな濁水流になる事は当然予測される。また、ヤードに付随する切土・盛り土部分の雨水排水はヤードの沈砂池からの排水と合流することは目に見えている。 特に7号から10号機にかけては、稜線の益田市側にしか排水出来ないため、ヤード以外の雨水排水がヤード沈砂池の排水と沈砂池付近で合流する可能性が極めて高い。 造成により現出する雨水について、その18.5パーセントしか予測の対象としない、準備書予測評価は到底認められるものではない。 改変区域全体について、雨水の排水方法、排水方向を決定し予測評価をやり直すべきである。	
214	水環境の予測評価について 準備書では、濁水の到達距離の予測にTrimbleの式を用い、濁水は林地土壌に浸透し常時水流まで到達しないので、水質や動物への影響はないと評価している。 Trimbleの式は：濁水到達距離（フィート）＝$4 \times \% \text{傾斜} + 50$ であり、準備書ではパーセント勾配を角度に換算した近似式：濁水到達予測距離(m)＝$2.44 \times \text{傾斜(度)} + 13.14$を用いてメートル単位で距離を算出している。 準備書793、795、798ページに記載されている濁水到達距離・集水域を例にとると、8号機では、集水域0.331ha 濁水量0.0494m³（降雨条53.8mm/h） 濁水到達距離78m、川までの距離410m、となっている。 Trimbleの式及びこれを検証した岐阜県森林研究所等による森林作業道開設の手引きは、林道建設の際の濁水の河川流入を防止するために提案されたもので、その集水域にあっては、森林作業道開設の手引きの沈砂池の土砂補足能力について発表された「森林作業道における濁水流出防止対策の検討ー沈砂池の効果ー」によると、幅員3.4m長さ30mの林道が沈砂池の集水域であると記述されている。 この沈砂池の集水域は、0.0102haになり、準備書の8号機排水路の集水域は32.5倍となる。 準備書791ページに、濁水到達に関する条件整理結果として、準備書の予測は森林道開設の手引きの想定時間雨量30mmと同等の想定雨量であり、布団かごを設置するので安全側であると表にして特記している。 この見解に言う同一雨量想定の記事は、全く何の意味もない。 濁水の到達距離を論議するのに、排水量で比較判断の方が直接的である。 森林作業道開設の手引きの沈砂池及びこれを浸透させる林地土壌の負担水量は、同雨量で準備書の1/32.5の水量しかないという事である。 集水域による排水水量に換算すると、森林作業道開設の手引きでの時間雨量975mmと準備書の時間雨量30mmが同等の排水量ということになる。 Trimbleの式が時間雨量975mmで成立するのであれば、準備書の記載は正しい。 Trimbleの式は、一般的な林道に適用されるものであり、これを地形や森林土壌、集水面積等の条件が異なる全国の風力施設全ての予測手法として用い、メートル単位で厳密な距離を計算することに何ら意味は無い。 布団かごを設置し排水の分散を図るため、森林作業道の開設の手引きより安全側にあると記述しているが、布団かごは排水口からの水流を受け止め、水流を一時的に弱めて洗堀を防ぐためのものであ	濁水到達予測距離の算定式については、「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集」記載の、沈砂池排水を林地土壌に浸透させる場合の参考資料として示されている「森林作業道開設の手引き」に記載のあるグラフを読み取り、斜面勾配を角度で表示し、予測を行っています。 ご指摘の通り、濁水到達予測距離については、上記の既存知見を参考に、数値的な目安として求めたものであり、今後も知見の集積が必要であると認識しております。 一方で、排水の濁度、すなわち、排水中の浮遊物質量に関しては、準備書の水質の項目に記載の通り、沈砂池によって低減することができると考えております。また、工事状況に応じて仮設沈砂池を設置することで、更なる浮遊物質量の低減を検討します。その他にも、環境保全措置に記載の通り、適切に沈砂池内の土砂の除去を行い、一定の容量を維持することや、排水の流速を抑えるため、また、排水先の土壌浸食を低減するためにフトン籠を設置することなど、影響を低減するための対策を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	り、林地土壌の浸透には直接機能はしない。 準備書に述べるように大量の雨水排水が、短距離の間に森林土壌に浸透すると仮定すると、地下水が局所的に傾斜地に蓄えられることとなり、地滑りや斜面崩落の原因ともなるはずである。 準備書説明会において、Trimble の式を予測式に採用した根拠及び有効性を質問したところ、 「2017 年（平成 29 年）12 月環境影響評価審査の検証風力発電所事例集・検討委員会の風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集」に参考手法として示されているので採用したと説明している。 この事例集には沈砂池の排水を浸透させる場合として、森林作業道開設の手引きの名前だけ示している。 NEDO が作成した、環境アセスメント迅速化手法のガイド(2019 年 3 月修正版)によれば、風力発電において、濁水の影響を事後調査したものは無く、16 事例中の 8 例において仮設沈砂池排水口において監視する等の措置を行なったとしている。 参考手法として Trimble の式を示しているが、風力発電でこれの有効性を検証した事例は無いということになる。 本件準備書の調査会社は、昨年準備書手続きが行なわれた益田匹見風力と同一である。 益田匹見風力においても Trimble の式の有効性について意見書を書いたが、事業者の見解の中で「北海道立林業研究所の研究では森林土壌への平均浸透率は、伐採跡地であっても 200mm/h 以上であることから、草地の結果も含んでいる「重要水源地における林道と水流の間の距離」を使用して予測することは安全側の予測であると言える。」と述べている。 この研究とは、「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部林業場, NO. 181, 2017. 2. 水士保全に配慮した林業を～浸透能のはなし～, 阿部友幸,」からの引用と考える。 この論文では、伐採跡地の林地浸透は 103mm/h としているので準備書の記載は誤りと考える。 この浸透能の測定は、円筒容器を土中に打ち込み、水を満たした 1 時間後に水位の減少を計測したものであり、準備書の様な表流水を流した場合の浸透能とは全く別物である。 環境アセスメント協会の事例集や NEDO の環境アセスメント迅速化手法のガイドに、参考資料として Trimble の式が示されていても、実際の建設立地において、この簡単な式で果たして濁水の到達距離が予測出来るのかという判断を行なうのは事業者の責任である。 Trimble の濁水の到達予測式を用いた本準備書の予測評価は誤りであり、地形と排水量を考慮した予測方法により準備書はやり直されるべきである。 濁水の影響は水環境に依存する動物の予測評価全体に影響し、単に工事中の一時的な影響に留まらない。 適切な予測手法が無いのであれば、事業者が現出させる雨水については、排水溝や調整池・沈砂池等の土砂流出・洪水防止の設備を設けて、公共水域まで安全に流下させるべきである。	
215	事業会社のコンプライアンス意識について 本件事業会社は、風力施設の基本的な工事概要や、保安林解除許可に関する方針については、関係機関と協議中であるとして一切明らかにしないま	ウインドファーム浜田の残地森林の件に関しては、事実確認のうえ、土地所有者や行政機関、林業施業者、発電所所有会社などと協議し、適切に対応いたします。

(表は前ページの続き)

	ま、法規制・法の基準に従い、災害・環境面に十分に配慮してエ事を行なうと述べている。 事業会社が述べた、十分な配慮が果たして期待出来るのか、過去の事例に照らして述べる。 同社は、ウインドファーム浜田を2016年に建設しているが、建設工事中に土砂流出災害を発生させ、この後10年間に亘って濁水の影響を理由に協力金という事実上の漁業補償を行なっている。 風車完成後に事業譲渡して経営からは離れたが、その維持管理は現地駐留社員により同社が行なっている。 2017年豪雨により、風車の下の谷において土石流が発生し、複数の谷で災害復旧工事により治山ダムが建設されているが、同社は浜田市の方法書環境審議会において、「風車の被害は軽微、下の県道で舗装がめくれた程度」と述べ、風車の存在は災害とは無関係と説明している。 このような災害が発生している立地条件下で、2021年にウインドファーム浜田の風車作業道脇の保安林が皆伐されていた。 県に伐採許可及び風力の保安林解除地図の情報開示を求め、その結果判明したのが下図である。 サイト17、18に設定してあった残置林も皆伐されている。 又、サイト17からサイト18までの範囲は、下の谷に土砂警戒特別区域の指定があるために伐採許可区域とはなっていないが、無許可で伐採されている。 事業会社は建設に当たって、県に残置林森林の維持に関する誓約書を提出している。 事業譲渡後も管理会社として施設の維持管理に当たっている以上、残置森林が伐採されるようなことがあれば運営会社に報告する責任を有するのは当然のことである。 ウインドファーム浜田は図に示す通り、土砂災害特別警戒区域が設定された尾根に建設されている施設であるが、このような管理が行なわれている。 事業者はウインドファーム浜田の指摘事例について説明した上で、新浜田ウインドファームの建設と建設後の維持管理について語るべきである。	
216	開発中止した東側エリアの風況ポールの取り扱い等について 事業者は説明会において、東側エリアの2か所の風況観測施設について、建設後も風車の効率的な運用を図るために必要であり、撤去しないと説明した。 建設される風車より高度の低い観測データが、この後において必要なのか疑問である。 観測施設は保安林内の樹木を伐採し、サイトと通行路を保安林内作業許可で造成したものであり、本	東側エリアの風況観測施設は、責任をもって本事業を運営していくために、より多くの風況データを収集し、できる限り精度の高い見通しをつける必要があることから、撤去は考えておりません。 また、八幡湿原西側の道路からに接続する公社造林林道と鷹ノ巣山頂部を結ぶ作業道、及び、弥畝山・大鹿山の作業道の設置に関して、弊社は関与しておりません。

件建設のための風況データ収集の目的が達成された後は速やかに撤去し、植栽等の原状回復が図られ本来の保安林に戻すべきである。

方法書において東側エリアの搬入路は、八幡湿原西側の道路からに接続する公社造林林道と、東側の鷹ノ巣山山頂に通じる道路の2経路で、この道路間をつなぐ既設道路は存在しない状況であった。

鷹ノ巣山山頂に通じる道路は、広島側の住民管理の里道であり、森林作業の通行は認めるが風車の建設及び運用には一切認めないと表明している。

この里道の通行が認められないとすれば、鷹ノ巣山山頂付近とその東側に計画された風車サイトは、公社造林作林道を延長しない限り建設工事が出来ない。

2021年6月時点で、この公社造林林道と鷹ノ巣山山頂部を結ぶ作業道が、ウインドファーム浜田及び新浜田ウインドファームの地権者により、皆伐木材搬出を理由に保安林内作業許可により建設中であることを確認している。

事業者は説明会において、東側エリアの計画中止決定は2022年1月ころと説明した。

この新設作業道は、東側エリア建設中止決定前の段階で完成されたものである。

風車予定地におけるこの道路は、アセスを経ない事実上の着工ではないかと県に質問したところ、木材の搬出路として申請があったので許可した、具体的な伐採予定等の疎明は許可申請の要件ではないと説明した。

鷹ノ巣山山頂東側では2017年頃には広域な重機による皆伐が行なわれ、2020年年10月には終了しているのをグーグルアースで確認しているが、これは広島県側の里道で搬出されたものである。

よって、この時期のこの場所における新道建設は、風力施設のための事前着工の疑いがあるとして、県に対し、新設道路が風車の作業道として重なるのであれば、事前工事を容認したものとして強硬に抗議すると申し入れを行なっている。

一方、新浜田ウインドファームについて、その風力施設作業道の建設の経緯を見ると、サイト

7.8.9.10は既設の林道沿いに建設される。

この林道は、グーグルアースで確認すると、ウインドファーム浜田と同時期に建設されたことが分る。

ウインドファーム浜田から弥畝山、大鹿山を経て西に延びる尾根に建設され、尾根の末端は急斜面をつづら折で下る坂道となっている。

このつづら折れの林道部分の下部では、ウインドファーム浜田建設以前から森林作業道網があり植林等森林作業が行なわれていたが、新設道が建設された後に、尾根周辺で森林作業に活用された様子は見られない。

この点を考慮すれば、弥畝山・大鹿山の作業道は、今回の新浜田ウインドファームの建設を見越して建設された事前着工と言えるものである。

この作業道は側溝等の設置がされていない道路であり、沢筋には流出土砂の堆積等の影響が見られるが、準備書には、濁水を流下させる沢の現状について何も述べられていない。

両生類や魚類等の予測に際しては、沢の現状を調査した上で、風車建設による影響が予測評価されるべきである。

東側エリアの新設作業道の図を添付する。

(表は前ページの続き)

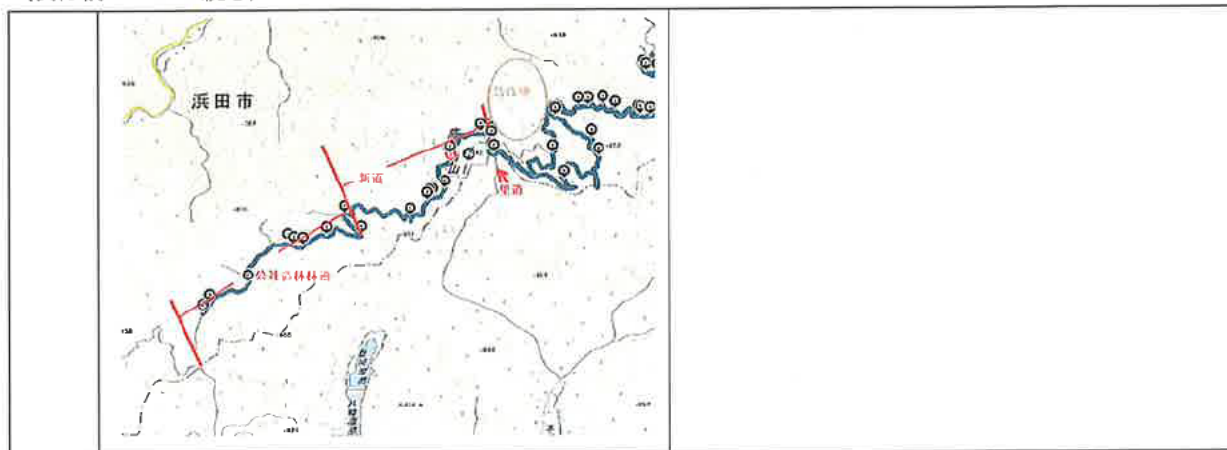


表 2-1 (150) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
217	「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」について 二川での説明会に参加しました。 ①ヤード・盛土関係の濁水対策について 風力発電機を設置するためのヤード・作業道の工事では、大量の土砂等が発生し、雨等により、それらが流れ出すことが想定されます。 このため、準備書 2.2-3(6) 図の 9 番ヤードについて、谷を盛土した部分があり、その一番下に何故沈砂池が設置されないのか質問したところ、「今後、県等の関係機関と協議して決める」との回答でした。 他の質問でも、このフレーズを何度も聞きました。 今回が最後の住民説明会である点を考えると、関係機関とは事前に協議した結果を説明いただきたいと思います。	環境影響評価の予測対象としては、ヤード沈砂池の様に大きな改変面積を受けて排水するものを対象としております。 ご質問いただいた 9 号機ヤード南東側の道路の盛土部分など、道路部分については、雨水が 1 箇所に集中しないよう分散化させて浸透処理をするともに、工事状況に応じて仮設沈砂池などを計画してまいります。また、土工部の速やかな転圧、仕上がった場所の早期舗装の実施による裸地の最小化など、影響を軽減するための対策を検討してまいります。
218	②道の駅サンエイト美都からの景観開示について 他の出席者より、道の駅サンエイト美都からの風力発電機の景観状況がわかる写真を出すよう要請がありましたが、御社からは意思表示はありませんでした。 風力発電で景観が問題になることは普通にあることだと認識していますので、何故景観状況がわかる写真が公開できないのかご説明ください。	当日ご質問いただいた方には、道の駅サンエイト美都からの景観の予測結果について、後日個別に説明を行い、ご理解いただきました。加えて、地区の方々に本件お伝えすべく、当該地区の役員会において同様の説明を行いました。
219	③水質調査の調査方法について グラフは降雨時調査の降雨量と調査時間を示したものである。 赤線は水質 1、緑線は水質 2 の地点の測定時刻である。 水質調査は、経済産業省のアセスの手引きに示されている季節ごと 1 回の調査に、降雨時調査 1 回を加えたもので、陸上風力の一般的事業特性の施設と	ご認識の通り、降雨時調査は、降雨時にもアクセスが可能な範囲で上流側を設定しています。降雨時調査の際には、河川の上流域においては夜間は明かりが全く無いうえに、移動経路での落石の危険、強風を伴う場合の倒木の危険性があり、特に強雨時においては調査員の生命にかかわる危険を伴います。予測に係る常時水流の確認においても、国土地理院地図に記載されたものを基準としております。 濁水影響の予測結果の検証事例については、公式に結果が示されているものは現在ありません。 環境保全措置に記載した通り、防災工事の先行実施やフトン籠の設置、沈砂池の容量維持などの対策を実施するのに加え、まとまった降雨後は沈砂池排水口付近の土壌洗堀跡の状況を確認し、更なる保全措置を検討してまいります。

(表は前ページの続き)

	同様な内容で行なわれている。 準備書の内容を見るに、水質 8 の地点は、サイト 1. 2. 3. 4. 6 の排水が合流し、さらに計画中止した東側エリアをも含む広大な集水域を対象としている。 水質 3 は、サイト 11. 12. 13. 14 からの排水が、佛谷川と赤谷川に排水されたものが合流する下流に設けられている。 現地地形は、<u>サイトからの濁水流下経路毎に</u>、0 次谷、1 次谷、2 次谷が形成されている複雑な地形である。 これをはるか下流の 3 次谷以降に調査点を設けても、意味のないデータを収集するだけとなる。 計画地の様な地形に限らず、降雨量と水位や河川の濁度にあつては、森林の調整機能により直ちに下流に反映されるものではない。 傾向をつかむ程度の調査であっても、季節や降水量毎に数日単位の連続測定が必要なはずである。 アセスの手引き作成時の海岸風力や平原（高原）風力であれば、この程度の調査である程度の予測は可能かと思うが、急峻な山岳に立地が移行するなかでは調査方法自体が無意味であり、本準備書のデータを基にした予測評価は信頼できない。 この調査データが妥当であるとして風車施設が建設された場合、建設中や施設稼働中に濁水が河川に流入しても、風車開発がどの程度関与したのか比較すること困難となる。 工事着工と共に、開発前の濁水のデータは得ることが出来なくなるからである。 どの風力においても、事業者・調査会社は、上流部や豪雨時の調査を調査員の安全を理由に実施しないが、測定が困難で正確な予測が出来ない場所には建設しなければよいことである。 事業者・調査法人共に全国で数多くの風車建設やアセスを行なっている。 本件準備書と同様な調査でアセスを行ない、その後の工事や施設の稼働において予測評価が適切であったとする事例があれば示して頂きたい。 以上	
--	---	--

○日刊新聞紙における公告

山陰中央新聞、読売新聞（島根県版）、朝日新聞（島根県版）（令和5年1月11日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階

二、対象事業の名称 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大五万六千キロワット

三、対象事業実施区域 島根県浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域

五、縦覧の場所・時間 浜田市役所環境課、浜田市役所金城支所、
浜田市役所旭支所、浜田市役所弥栄支所、浜田市役所三隅支所、
益田市役所環境衛生課、益田市役所美都分庁舎、益田市役所
四見分庁舎の各窓口※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://www.greenpower.co.jp/>
期間 令和五年一月十一日(水)から令和五年二月十三日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の
理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和五年二月二十七日(月)までに
問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

・波佐まちづくりセンター(島根県浜田市金城町波佐イ四四一番地)
一月十八日(水)十八時三十分より

・道川地区振興センター(島根県益田市四見町道川イ一三三番地)
一月十九日(木)十八時三十分より

・弥栄会館トレーニングセンター(島根県浜田市弥栄町長安
本郷五四四番地)一月二十一日(土)一四時より

・杵束まちづくりセンター(島根県浜田市弥栄町木都賀イ五二六番地)
一月二十一日(土)一九時より

・三川地区振興センター(島根県益田市美都町宇津川口三七七番地)
一月二十二日(日)一四時より

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を
延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の
場合は、右記事業者ホームページでお知らせいたしますので、
ご来場前にご確認ください。また、ご希望の申し込みは、
八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒一〇七〇〇五二 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階 電話〇三(四五二〇)二二〇〇(担当)松出

中国新聞、読売新聞（広島県版）、朝日新聞（広島県版）（令和5年1月11日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階

二、対象事業の名称 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大五万六千キロワット

三、対象事業実施区域 島根県浜田市及び益田市の行政界付近の稜線上
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域

五、縦覧の場所・時間 広島県庁環境保全課、北広島町役場民課
環境管理係、北広島町役場芸北支所、安芸太田町役場住民
生活課の各窓口※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://www.greenpower.co.jp/>
期間 令和五年一月十一日(水)から令和五年二月十三日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の
理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和五年二月二十七日(月)までに
問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

・八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原八九三)
一月二十日(金)一八時三十分より

・いこいの村ひろしま多目的ホール(広島県山県郡安芸太田町
大字松原一番地)一月二十二日(日)一九時より

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を
延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の
場合は、右記事業者ホームページでお知らせいたしますので、
ご来場前にご確認ください。また、ご希望の申し込みは、
八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒一〇七〇〇五二 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階 電話〇三(四五二〇)二二〇〇(担当)松出

○地方広報誌における公告

浜田市（広報はまだ 令和 5 年 1 月号 Vol.261）

安全安心

防災防犯メールを配信し
ます
「防災防犯メール」は、市民
の安全と安心のために、防
災・防犯に関する情報を
「防災防犯メール」の「防
災」・「防犯」・「安全」の
3つのカテゴリーに分けて
配信しています。最新の
防災・防犯情報は、この
メールで配信いたします。

QRコードをスキャンし
て、防災防犯メールを受
信してください。

QRコード

くらしの情報広場

市民生活に関する情報を
発信しています。
「くらしの情報広場」は、
市民生活に関する情報を
発信しています。最新の
情報は、この広場で知
ることができます。

QRコード

生活・環境

市民生活に関する情報を
発信しています。
「生活・環境」は、市民
生活に関する情報を発信
しています。最新の情報
は、この広場で知ること
ができます。

QRコード

市民生活に関するお知らせ

市民生活に関する情報を発信しています。最新の情報は、この広場で知ることができます。

QRコード

元氣な浜田をつくります

市長日記

(令和4年11月)

 第2回市内各地の目を開き、日本経済の再興に向けた取り組みを行いました。(11月7日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市民生活に関する情報を発信しました。(11月8日)
 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)
 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)
 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)	 市庁舎と市役所における支援物資の受け入れと配布を行いました。(11月8日)

市長の日記を掲載しています

information
くらしの 情報

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

☆後期高齢者医療に係る医療費通知の送付について
島根県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんへ、医療費通知を送付しています。

確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

・送付対象者 被保険者全員
・発送時期(予定)
1月中旬(令和3年11月)
令和4年10月診療分

※令和4年11月～12月診療分の医療費や医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますので、ご注意ください。

※療養費(柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう)について、療養費通知を確定申告に使用する場合は、令和4年5月(令和3年10月～令和4年1月施術分)、9月(令和4年2月～5月施術分)送付分と令和5年

1月(令和4年6月～9月施術分)送付予定分をあらかじめ使用してください。なお、令和4年10月～12月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。
問 市保険課 保健・年金係
(後期高齢者医療担当)
☎ 31・0215

1月26日は
文化財防火デー

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機に「文化財防火デー」が定められ、市でもこれにあわせて文化財の防火運動に取り組んでいます。

今年度は次の日程で防災訓練を実施します。訓練の様子はどなたでもご覧いただけます。

日 1月26日(休) 9:30～
場 大喜庵(乙吉町)
内容 益田広域消防本部による放水・消火訓練

問 市文化財課
☎ 31・0623



(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧および住民説明会

環境影響評価法に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、住民説明会を行います。

事業名 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業(発電所出力1基4.2MW級を最大14基程度予定)

事業者名 株式会社グリーンパワーインベストメント

事業区域 浜田市および益田市の行政界付近の稜線上

縦覧期間 1月11日(休)～2月13日(月)

縦覧場所 環境衛生課および美都・匹見各分庁舎の窓口(土・日・祝日を除く8:30～17:15)

※(株)グリーンパワーインベストメントのホームページでも閲覧できます。
<https://greenpower.co.jp/>

◎意見・質問の提出方法

住所、氏名、意見・質問を記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函、また

「益田市立地適正化計画(案)」について
パブリックコメント(意見公募)を実施します

市では、人口減少や少子高齢社会においても、住民が安心して健康で快適に暮らせる持続可能な都市づくりの実現を図るため「益田市立地適正化計画」を策定することとしています。

このたび、市民アンケート調査や審議委員会での意見を踏まえた計画案がまとまりましたので、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

〈募集期間〉1月下旬～2月上旬(予定)

※期日などの詳細については、決まり次第、お知らせ放送や市ホームページ等でお知らせします。

〈閲覧場所〉上記募集期間中に、次の場所で計画案を閲覧できます。

・都市整備課、市立保健センター、美都・匹見各分庁舎、各公民館(土・日・祝日を除く8:30～17:15)

・市立図書館(休館日を除く9:00～19:00)

※市ホームページでも閲覧できます。

【問い合わせ先】市都市整備課 ☎ 31-0291 ☎ 31-1480

✉ toshi@city.masuda.lg.jp

は下記の問い合わせ先に郵送で提出してください。

※電話による意見・質問はお受けできません。

※郵送の場合は、2月27日(月)当日消印有効です。

◎説明会

・1月19日(休) 18:30～
道川公民館

・1月22日(月) 14:00～
二川公民館

問 株式会社グリーンパワーインベストメント

T107・0052

東京都港区赤坂1-11-44
赤坂インターシティ9階

コロナ禍の電力・ガス・食料品など
価格高騰に対する支援策

新型コロナウイルス感染症の影響や、電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を受けた町民や事業者のみならず、国の「新型コロナウイルス感染症による地方自治体臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰並立支援地方交付金）」、「子育て世帯等臨時特別支援給付金補填金（価格高騰緊急支援給付金）」のほか、広島県の補助金を前倒して支援を行うことにより、事業継続及び生活資金の向上を目標とする。

事業名	採択年度	事業予算(千円)	内容
農業一般性世帯事業	農林課	15,000	（化）世帯間の伝電や管内農家の活用などに従い延びる 業者などとして、管内コストと平均の一般を支援 （国の配分と世帯別配分率の二つを支援）
商工関係対策事業	商工観光課	82,932	電力・ガスなどの高価格に対しての取引事業への 支援
私立保育所運営事業	福祉課	3,840	電力・ガス・食料品の価格高騰に対しての私立保 育施設への支援
住民製氷事業等世帯別助成 特別助成金交付事業	福祉課	130,760	電力・ガス・食料品などの価格高騰に対しての製 氷支援
国立文庫館利用事業	福祉課	1,609	電力・ガス・食料品の価格高騰に対しての障がい 福祉サービス事業所への支援
保健衛生世帯事業	保健課	8,200	電気料の価格高騰に対しての医療施設への支援
介護保険特別給付事業	保健課	11,200	電気料などの価格高騰に対しての介護施設への支援

西の要需の情報は、西の地盤へ問い合わせてください。

カースエア
OPEN!

タイタス店 販売株式会社

力麗堂高画質映画群像畫の披露

事業名: 力麗堂高画質映画群像畫の披露
 主 演: 藤村 誠司 山田 浩二 山田 浩二 山田 浩二
 監 演: 藤村 誠司 山田 浩二 山田 浩二 山田 浩二
 上映時間: 令和5年1月13日 2月13日 3月13日
 上映時間: 令和5年1月13日 2月13日 3月13日

3 | Public Relations Kitahiroshima
2023.1

リレーでつなぐ
私のオキニイリ。
My favorite place

09 監修 齊藤 孝

L んしんと白もなく降る雪。東北の冬のロマンとした寒さのなかでの露天温泉。色のオキニイリは東北地域の温泉宿に施設「雄北オークガーデン」です。東北の夏の風物詩「十月市」や神楽鑑賞大会など、イベントも多く開かれる場所。青丁会青年部や神楽団として、地域のイベントに変わった後に入る温泉はまた格別です。

家康の「ごほうび」になる場所もここです。運動会などの行事が終わった後には家族みんなで出かけます。「芸北ドルチェ」のジェラートも食べませんね。

23歳から祖父の創業した「藤堂木工所」で働いていて、私が3代目になります。而して青年部やNPO法人Landschaftにも参加し、北広島町全体で盛り上げようとがんばっています。行動しながら感じることは、「同じ北広島町でもまだまだ知らないことがたくさんある」こと。私自身ももっと知りたいと思うし、知ってほしいとも思っています。

今日もサウナでとのえ、露天風呂から里山の風景を眺めながら、気北そして北広島町を盛り上げる方法を考えています。

My favorite place



▶ 日曜入り館 (平日)
 午前10時～午後7時 休館日：午前10時～午後7時
 ナルエ館1 展示室7棟 (土曜)～11時開館
 ▶ アクセス
 北丸広場駅 10145-104
 0826-35-1230

▼ Next baton ▼
| テーマ: **PICT**の使い方を覚えている**Mr.ピク**さん |

圖 1. 綠光科學光學圖解 IP # 8080

第1期

Contents

- P 2 「世間」はのオケニイリ。
P 3 lipc up! 髪を揺る揺るにさす又揺る
P 4 貴方 貴方の心おこしな
P 6 ふん、ふんは貴方の手に
P 6 がいし貴方の手を貴方の手に
P 7 8020764546 へらつて髪を揺る
P 11 G7 貴方のミットの端にむけて
P 12 ありあけ水鏡をこに
P 13 「えい」えい eco
P 14 貴方 貴方の心
P 15 「えい」 貴方、貴方、貴方
P 16 まちの心
P 17 まちの心おこしな
P 20 心にむくおこしな

【今月の要聞】

3年ぶりのそばまつり開催！おもしろいそばと涙しいスナックイベント。自分に売られる広大な敷地。誰もが五感で楽しめるイベントでした。年末には年越しそば打ちも！



人口と世帯 >>> Population

人 □ **22217,508人** (37 歳)

世帯 **8,346** 世帯 (14 減)

社会增减 【转入】 34人【转出】 46人

自然増減【出生】 6人【死亡】 31人
(通念狂介他11人と除く)

納稅期限 >>> Tax payment

1月31日*

- 町県民税〔4期〕
- 国民健康保険税〔7期〕

●復期高齢者医療保険料【7期】

求人情難 >>> Job offer

この島州では、原料製造紹介を行っています。その内訳の発展を求めている人は、実際に相談してく


 岩手県求人情報センター
 (まちづくり推進課地域づくり係内)
 IP 番 1856

(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、説明会を行います。

■事業者名 ㈱グリーンパワーインベストメント

■事業名 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業
(発電所出力1基4.2MW級を最大14基程度予定)

■事業区域 島根県浜田市および益田市の行政界付近の稜線上

■縦覧場所 安芸太田町役場本庁窓口

※土・日・祝日を除く開庁時(8時30分から17時15分)
※グリーンパワーインベストメントホームページでも
閲覧いただけます。

<http://greenpower.co.jp>

■縦覧期間 令和5年1月11日(水)～2月13日(月)

■募集方法 ご意見・ご質問は、住所、氏名、内容をご記入の上、
縦覧場所に設置している意見書箱へ投函、または左記
問い合わせ先に郵送で提出することができます。

(電話によるご意見、ご質問はお受けできません。)
※郵送の場合は、令和5年2月27日(月) 当日消印有効
です。

■説明会 日時：令和5年1月22日(日) 19時

会場：いこいの村ひろしま

●問い合わせ先 ㈱グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44

赤坂インターシティ9階

「野焼きは原則、禁止されています」

「せっかく天気が良いので洗濯物を干していたら、近所でごみ焼きを始めた。においが付くと困るので洗濯物を納めた。」「窓を開けていたら、近所でごみ焼きをしていて、煙の臭いが家に入り嫌な気分になる。」等の苦情や「野焼きを注意したら、逆に怒られた。」等の相談が多く寄せられています。

野焼きは、法律(廃棄物の処理および清掃に関する法律)により、地域行事のときや農業(畔焼きやもみ殻焼き等)を営むためにやむを得ない必要最小限度のもの等の例外を除き、禁止されています。

ただし、例外の場合でも、近隣から苦情が寄せられることのないよう周囲の状況に十分ご注意ください。

特にごみ等は絶対に野焼きせず、「ごみの出し方ガイドブック」や「家庭ごみの出し方ポスター」をご確認のうえ、適切に処分しましょう。

※法律に違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられることがあります。

皆さんのご理解により、より住み良い生活環境づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

ポックルくろだおクリーンセンターからお願い

ポックルくろだおクリーンセンターへの道中は、国道から続く道路の道幅が狭く、落石、倒木、積雪、路面の凍結等に十分ご注意ください。徐行して安全運転でお越しくださいようお願いいたします。

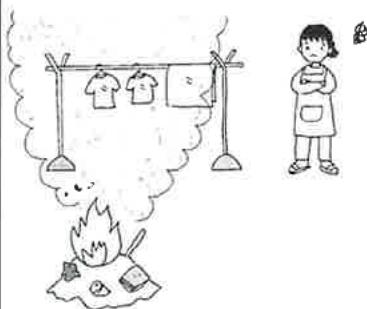
●問い合わせ先

衛生対策室 ☎23-11120

住民課 ☎28-21116

加計支所 ☎22-11111

筒賀支所 ☎32-21121





ニュース

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[環境影響評価](#)
[（仮称）新浜田ウインド](#)

（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書の電子縦覧について

○ 2023年1月11日 👤 public relations 📁 環境影響評価

令和5年1月11日

株式会社グリーンパワーインベストメント

当社は、環境影響評価法に基づき「（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」（以下、準備書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を公表いたします。

■準備書の縦覧

【縦覧場所】

- ・浜田市役所環境課（島根県浜田市琴町1番地）
- ・浜田市役所金城支所（島根県浜田市金城町下床原171番地）
- ・浜田市役所旭支所（島根県浜田市旭町今市637番地）
- ・浜田市役所弥生支所（島根県浜田市弥生町長安本郷542番地1）
- ・浜田市役所三隅支所（島根県浜田市三隅町三隅1434番地）
- ・益田市役所環境衛生課（島根県益田市宮島町1-1）
- ・益田市役所美都分庁舎（島根県美都町都賀1803-1）
- ・益田市役所西見分庁舎（島根県益田市西見町西見イ1260番地）
- ・広島県庁環境保全課（広島県広島市中区基町10-52）
- ・北広島町役場町民課環境管理係（広島県山県郡北広島町有田1234番地）
- ・北広島町役場雲北支所（広島県山県郡北広島町小田7-5）
- ・安芸太田町役場住民生活課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1）

【縦覧期間】

令和5年1月11日（水）～令和5年2月13日（月）

閲覧時間は、土・日・祝祭日を除く開庁時間

■インターネットによる公表

・表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び生ずる事業所の所在地
- 第2章 対象事業の目的および概要
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概要
- 第4章 計画段階認定事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 環境書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の回答
- 第6章 方法書についての意見と事業者の回答
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の対応
- 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の対応
- 第10章 環境影響評価の結果
- 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 10.1.1 大気環境
 - 10.1.2 水環境
 - 10.1.3 その他の環境
 - 10.1.4 動物
 - 10.1.5 植物

10.1.6 全篇系

10.1.7 景観

10.1.8 人と自然との共生の活動の場

10.1.9 防災防災

10.2 環境保全のための措置

10.3 事後調査

10.4 環境影響の総合的な評価

●第11章 環境影響評価を実施した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

●第12章 その他環境省令で定める事項

●資料編

●要約書

本書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本書に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

■意見書の提出について

【意見書提出方法】

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、事務局に設置の意見書箱にご投函をいただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。

- 【新浜田】意見書用紙

【意見書の提出期限】

令和5年2月27日（月）※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催

1月18日（水）18時30分より 波佐まちづくりセンター（島根県浜田市金城町波佐イ441-1）※定員50人程度

1月19日（木）18時30分より 通川地区振興センター（島根県益田市西見町通川イ113番地1）※定員50人程度

1月20日（金）18時30分より 八幡高原センター（広島県山県郡北広島町東八幡原893）※定員50人程度

1月21日（土）14時より 弥栄会館トレーニングセンター（島根県浜田市弥栄町長安本郷544番地1）※定員50人程度

1月21日（土）19時より 竹葉まちづくりセンター（島根県浜田市弥栄町木都賀イ526番地4）※定員40人程度

1月22日（日）14時より 二川地区振興センター（島根県益田市美都町津川口377番地3）※定員40人程度

1月22日（日）19時より いこいの村ひろしま多目的ホール（広島県山県郡安芸太田町大字松原1番地1）※定員60人程度

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から各会場の参加可能人数を制限させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の場合は本ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052

東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ9 9階

Eメール： gpi_info@greenpower.co.jp

※Eメールによる、準備書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見箱へ投函もしくは下記へご郵送ください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ9階
株式会社グリーンパワーインベストメント

「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」に対する意見書

令和5年 月 日

お 名 前 :	
ご 住 所 :	〒

環境保全の見地からのご意見（日本語でご記入ください）：

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet.

※記入欄が足りない場合は裏面若しくは複数枚に分けてください。追加分については、任意の用紙をご使用頂いてもかまいません。

※本用紙にご記入いただいた個人情報、個人情報保護法に則り適切に取り扱います。

